

# 釧路市環境白書

平成20年度版



表紙の写真は、釧路湿原国立公園連絡協議会「こどもレンジャー」  
自然観察会の様子（平成20年2月16日）

はじめに

平成 17 年 10 月に 3 市町合併で新市となった本市は、旧釧路市が平成 10 年 12 月に制定した環境基本条例及び平成 13 年 3 月に策定した環境基本計画を引き継ぎ、釧路湿原や阿寒湖をはじめ、多彩でかけがえのない豊かな自然に恵まれた都市として、この豊かな自然を次世代に引き継いでいくためにも、市の望ましい環境像「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」の実現に向け、取組みを進めています。

今日の環境問題は、産業公害、開発に伴う自然の減少及び都市生活型公害などが中心的課題であった高度経済成長期までの環境問題とは大きく変化しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄、そして化石燃料依存の社会経済構造の定着により、人間生活から生ずる環境負荷が地球規模にまで拡大した結果、環境の容量を超え、地球生態系のこれまでの精妙な均衡が崩れつつあるのではとの懸念が強まっています。

「地球温暖化・気候変動の危機」、「資源浪費による危機」、「生態系の危機」という 3 つの試練に対して、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を目指すことで、持続可能な社会に向けた取組みを、さまざまな主体の参加のもとに進めていく必要があります。

平成 20 年 7 月には、地球温暖化と気候変動を主要テーマの一つとした北海道洞爺湖サミットが開催され、環境問題に対する関心が一段と高まりました。本市においても、市民・事業者・行政が共に考え、環境配慮行動の更なる実践に繋げていかなければなりません。

本白書は、釧路市環境基本条例に基づく年次報告として、平成 19 年度における市内の環境の現況及び環境の保全、創造に関する施策の実施状況等を明らかにするためにとりまとめたものです。

本白書が皆様に広く活用され、環境保全への理解を深めていただくとともに、当地域における環境配慮行動を進めていく上での一助となることを願っています。

平成 21 年 3 月

釧路市長 蝦名大也

# 釧路市環境白書 平成 20 年度版 目次

第 1 章 釧路市の概要	1	( 4 ) 傷病鳥獣の保護	48
1 概要	1	( 5 ) 野生生物の保護管理	49
2 人口	1	3 自然とのふれあいの推進	49
3 気象	2	( 1 ) 自然と親しむ施設	49
4 土地利用状況	3	( 2 ) 自然体験学習会等の開催	49
5 産業	3	( 3 ) 普及啓発・情報提供	49
		4 自然環境分野における国際協力の推進	50
第 2 章 釧路市の環境行政の概要	4	( 1 ) 国際協力事業の実施	50
1 環境行政組織	4	( 2 ) 釧路国際ウェットランドセンター	50
( 1 ) 環境行政組織体制・所管業務	4	( K I W C ) の活動	50
2 釧路市環境基本条例	5	基本方針 人の健康の保護と生活環境の保	53
3 釧路市環境基本計画	5	全	
( 1 ) 釧路市環境基本計画の策定	5	1 大気汚染の防止	53
( 2 ) 計画のあらまし	6	( 1 ) 工場・事業場対策の推進	53
( 3 ) 定量目標の状況	6	( 2 ) 自動車交通対策	53
4 釧路市環境審議会	8	2 水質汚濁の防止	54
5 釧路市環境対策推進会議	8	( 1 ) 工場・事業場対策の推進	54
6 釧路市廃棄物減量等推進審議会	8	( 2 ) 公共下水道の普及	55
		( 3 ) し尿・生活排水等の適正処理	56
第 3 章 環境の現況	10	( 4 ) 生活排水処理基本計画	56
1 自然環境の現況	10	( 5 ) 家畜ふん尿の適正処理の推進	56
( 1 ) 地形	10	( 6 ) 水道水源としての釧路川水質保全	57
( 2 ) 地質	11	( 7 ) 春採湖浄化の取り組み	57
( 3 ) 植物	12	( 8 ) 河川の管理	58
( 4 ) 動物	12	3 騒音・振動の防止	58
2 生活環境の現況	14	( 1 ) 騒音規制法・振動規制法による規制地域	58
( 1 ) 大気汚染	14	の設定	
( 2 ) 水質汚濁	18	( 2 ) 自動車騒音・振動対策の推進	58
( 3 ) 騒音・振動	28	( 3 ) 工場・事業場騒音・振動対策	58
( 4 ) 悪臭	33	( 4 ) 建設作業の騒音・振動の防止	58
( 5 ) 地盤沈下の状況	34	4 悪臭の防止	59
( 6 ) 有害物質等の状況	34	( 1 ) 規制地域の指定	59
( 7 ) 公害苦情の状況	36	( 2 ) 工場・事業場対策の推進	59
3 廃棄物の現況	38	5 地盤沈下の防止	59
( 1 ) ごみ排出量	38	6 有害化学物質汚染の防止	59
( 2 ) 最終ごみ処理量(資源化量、埋立量)	38	7 市有施設のアスベスト対策	59
( 3 ) 資源リサイクル	39	基本方針 快適な都市環境の確保	61
4 エネルギーの現況	39	1 ゆたかな緑の確保	61
5 地球環境の現況	40	( 1 ) 緑の基本計画	61
( 1 ) 地球環境問題の現況	40	( 2 ) 公園・緑地の整備、充実	61
( 2 ) 釧路市の温室効果ガスの状況	42	( 3 ) 公共空間の緑化	63
		( 4 ) 開発許可にあたっての緑化指導	63
第 4 章 施策の推進状況	43	( 5 ) 緑化活動の推進	63
基本方針 自然との共生	43	2 ふれあえる水辺づくり	64
1 自然環境の保全	43	( 1 ) 親水空間の整備	64
( 1 ) 自然環境の把握	43	( 2 ) 水辺とのふれあい体験	64
( 2 ) 土地利用計画	43	3 良好な景観の形成	65
( 3 ) 近隣町村等と連携した釧路湿原保全	43	( 1 ) 景観に配慮したまちづくり	65
( 4 ) 関係機関と連携した阿寒湖保全	44	( 2 ) 大規模行為の届出	65
( 5 ) 保全地域等の指定	44	( 3 ) 釧路市都市景観賞	65
2 生物の多様性の保全	47	4 歴史的文化的環境の保全	66
( 1 ) 希少な野生生物の保護増殖	47	( 1 ) 史跡・文化財の保護、活用	66
( 2 ) ハマナス群落の復元	48	( 2 ) 文化的遺産の調査と保全	67
( 3 ) 春採湖のウチダザリガ二捕獲	48	( 3 ) 「釧路の海霧(うみぎり)」かおり風景	67

100 選の認定		(4) エコクラブ活動の推進	85
5 都市美化の推進	67	(5) 環境教育・学習の資料の整備	86
(1) ごみのポイ捨て防止対策	67	(6) 学校における環境学習・教育の取り組み	86
(2) 空き地、道路等の適正管理	68	2 自主的な環境保全活動の促進	87
(3) 放置自動車の防止	69	(1) 環境に関する情報の収集及び提供	87
基本方針 資源循環型社会の構築	70	(2) 釧路市の率先実行	87
1 ごみの減量と資源化の推進	70	(3) 事業者等の環境保全の取り組みへの支援	91
(1) 循環型社会形成推進基本法	70	3 パートナーシップの形成	91
(2) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例	70	(1) 環境政策の形成に関する市民参加	91
(3) 釧路市ごみ処理基本計画	70	(2) 市民参加による環境保全活動	92
(4) ごみ減量アクションプログラム	70	(3) 環境保全関連団体等の育成・支援	93
(5) 市民工房	70	(4) 国、道、他の地方自治体との連携	93
(6) リサイクルフェア、不用品の交換等の取り組み	70	4 環境への配慮の促進	94
(7) 適正な排出に向けた指導の実施	71	(1) 土地利用における環境配慮の促進	94
(8) 厨芥(ちゅうかい)ごみの減量	71	(2) 環境影響評価の推進	94
(9) 資源回収の推進	71	(3) 各種事業における環境への配慮	94
(10) 剪定(せんてい)枝等の資源化	72	(4) 環境マネジメントシステムの導入促進	94
(11) 市の事務事業における再生品等の利用	72	参考資料	
(12) 学校給食用牛乳紙パックリサイクル推進事業	72	1 環境に関する条例等	96
(13) 普及啓発	72	(1) 釧路市環境基本条例	96
(14) ごみ処理手数料の有料化に向けた取り組み	73	(2) 釧路市公害防止条例	100
(15) 廃油(食用揚油)と空き缶等の金属類リサイクル推進事業	74	(3) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例	104
2 ごみの適正処理	74	(4) 釧路市みんなできれいな街にする条例	108
(1) ごみ処理体制の概要	74	2 公害に係る環境基準	110
(2) ごみ処理の広域化	75	(1) 大気汚染に係る環境基準	110
(3) ごみ不法投棄対策	75	(2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準	110
3 産業廃棄物の適正処理	76	(3) 水質汚濁に係る環境基準	111
(1) 産業廃棄物の減量とリサイクル	76	(4) 騒音に係る基準	114
(2) 産業廃棄物の適正処理	76	(5) 振動に係る基準	115
4 エネルギーの有効利用の促進	77	(6) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	115
(1) エネルギーの効率的利用の推進	77	(7) 土壌の汚染に係る環境基準	116
(2) 新エネルギー等の導入	77	(8) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準	117
基本方針 地球環境の保全と国際協力	79	3 排出基準	118
1 地球温暖化の防止	79	(1) 大気汚染防止法	118
(1) 環境家計簿の普及	79	(2) 水質汚濁防止法	120
(2) グリーン購入の推進	79	(3) 騒音規制法	122
(3) 自動車対策の概要	79	(4) 振動規制法	123
(4) メタンの発生抑制	80	(5) 悪臭防止法	123
(5) 二酸化炭素吸収固定源対策	80	(6) ダイオキシン類対策特別措置法	124
(6) 釧路市地球温暖化防止実行計画	80	(7) 釧路市公害防止条例	125
(7) 太陽光発電システムの普及促進	81	4 大気・水質に関する測定データ等	127
(8) 百万人のキャンドルナイトへの参加	81	(1) 大気汚染常時監視測定結果	127
2 オゾン層の保護	82	(2) 風向風速測定結果	128
3 地球環境保全への貢献	82	(3) 公共用水域水質測定結果	129
4 国際協力の展開	82	5 公害防止協定に基づく立入調査結果	136
基本方針 参加と協働で築く環境配慮社会の実現	83	(1) 日本製紙株式会社釧路工場	136
1 環境教育・学習の推進	83	(2) 王子製紙株式会社釧路工場	137
(1) 施設の充実	83	(3) 釧路コールマイン株式会社	137
(2) 講演会、学習会、自然観察会などの開催	83	6 用語解説	138
(3) 環境学習・教育への支援	84	7 環境行政のあゆみ(年表)	143

# 第1章 釧路市の概要

## 1 概要

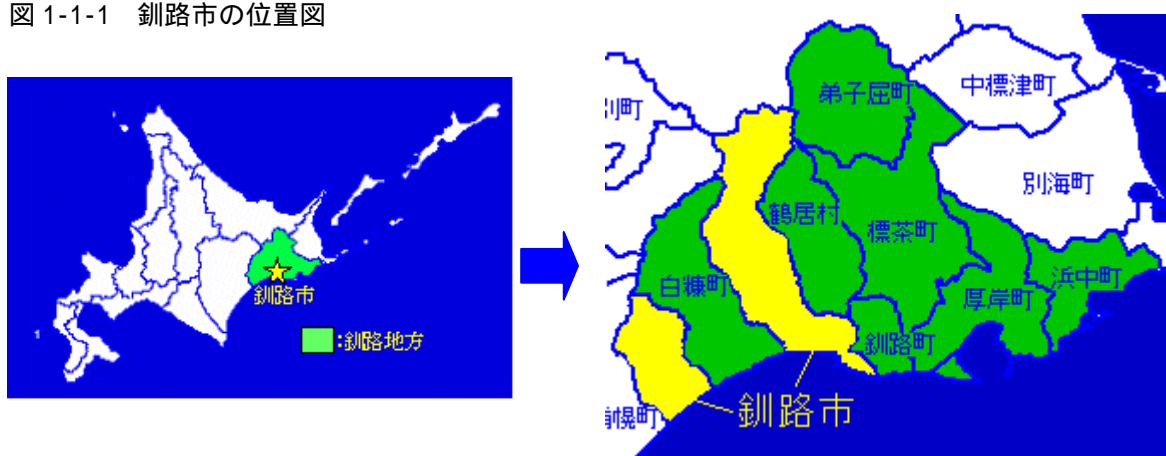
平成17年10月11日に旧釧路市、阿寒郡阿寒町、白糠郡音別町が合併し、あたらしい釧路市が誕生しました。

釧路市は、北海道の東部、東経144度22分24秒、北緯42度58分10秒に位置し、行政区域の総面積は1,362.75km<sup>2</sup>となっています（平成17年10月1日国土交通省国土地理院公表）。

阿寒、釧路湿原の2つの国立公園をはじめ、海、山、湿原、湖沼、河川など多彩で雄大な自然に恵まれています。

また、日本有数の漁業基地や酪農業、林業と石炭鉱業、製紙工業、観光業を基幹に、さらに商業などを含めた産業が港湾機能に支えられながら発展し、東北海道の中核拠点都市となっています。

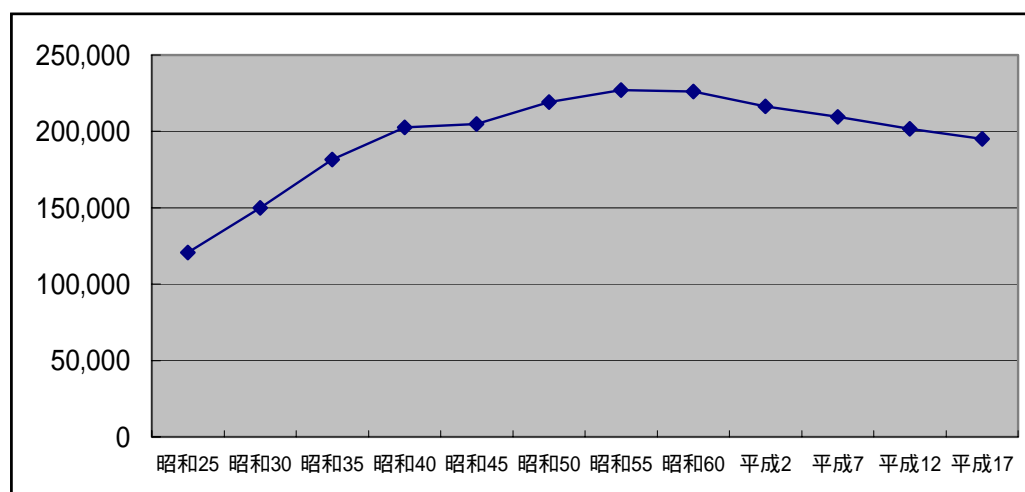
図1-1-1 釧路市の位置図



## 2 人口

平成20年3月31日現在の住民基本台帳による釧路市の人口は、189,539人となっています。

図1-2-1 国勢調査による人口の推移 (各年10月1日現在)



人口は、合併前の旧釧路市、旧阿寒町、旧音別町の人口を合算したものの。

### 3 気象

気候は、寒流の影響を受け、一般に冷涼です。冬期間の寒さは厳しい反面、積雪は概して多くありません。5月から8月にかけては、海霧が発生しやすくなり、日照時間が少なくなることから、夏季における最高気温は20前後と冷涼な気候となります。9月から10月にかけては晴天が続き、11月以降の冬期間は快晴が多く、乾燥した日が続きます。年間の日照時間は、2,000時間弱で、冬季に日照率が高くなっています。

降水量は、年間1,000mm前後で、全道平均1,200mmに比べて少なく、降雪は、11月下旬から4月上旬にかけて見られ、降雪の深さの合計は過去5年間の平均が122cmで、道内他都市と比べて極めて少なくなっています。

特に内陸に位置する阿寒地区では、冷涼地といわれる釧路市の中で比較的恵まれています。年間を通して寒暖の差が大きく、平均降水量は1200mm前後となっています。冬期間の最深積雪量は中徹別で75cm前後、阿寒湖畔で150cm前後となっています。

風向は、夏には南、秋から冬にかけては北北東の季節風が多くなっています。

表 1-3-1 気象データ（釧路地区の平成15年から平成19年の5年間のデータ）

<資料> 釧路地方気象台

年月次	気温( )			降水量(mm)	雪(cm)		日照率(%)	霧発生日数
	平均	最高	最低		降雪の深さの合計	最深積雪		
平成15年	5.6	28.5	-21.0	1181.5	99	39	42	93
平成16年	7.1	28.1	-16.0	819.5	126	32	46	92
平成17年	6.5	28.3	-17.4	934.0	147	38	45	92
平成18年	6.7	28.6	-18.5	1252.5	154	33	45	90
平成19年	6.7	30.0	-15.6	1127.0	82	30	46	90
1月	-4.0	5.6	-14.1	43.0	11	10	63	2
2月	-3.2	5.4	-15.6	31.5	40	30	61	2
3月	-0.1	8.5	-9.1	48.0	3	8	56	3
4月	3.1	15.9	-3.4	39.0	19	12	38	8
5月	8.7	19.7	-1.3	259.0	-	-	44	7
6月	13.9	22.0	4.8	107.5	-	-	26	16
7月	14.3	23.2	7.6	185.0	-	-	30	10
8月	19.1	30.0	11.6	35.0	-	-	46	19
9月	16.6	26.1	5.1	220.5	-	-	32	7
10月	10.7	20.6	-1.0	72.5	-	-	56	6
11月	3.8	15.5	-8.8	55.0	-	-	68	1
12月	-2.0	6.1	-13.3	31.0	9	9	61	1

表 1-3-2 気象データ（阿寒地区の平成15年から平成19年の5年間の平均値）

<資料> 釧路地方気象台

場所	気温( )			降水量(mm)	雪(cm)	日照時間(h)
	平均	最高	最低		最深積雪	
阿寒				1,225		
中徹別	5.4	32.6	-24.0	1,152	75	1,682
阿寒湖畔	4.2	30.9	-25.4	1,196	148	1,507

## 4 土地利用状況

釧路市の土地の利用状況を都市計画法に基づく用途地域についてみると、住居系が 3,157ha(59.9%)と大半を占めており、以下、商業系 307ha(5.8%)、工業系 1,812ha(34.3%)の合計 5,276ha が用途地域に指定されています。

また、都心部を中心に防火地域 48ha、準防火地域 648ha が指定され、工業地域及び準工業地域などに特別工業地区 383ha が指定されています。

このほか農業振興地域は 35,430ha(うち農用地区域 14,102ha)、保安林 14,082ha、地域森林計画対象民有林 45,492ha が指定されています。

表 1-4-1 都市計画区域用途地域面積

(平成 19 年 9 月 14 日現在)

用途地域	面積(ha)
都市計画区域	22,175
市街化区域	5,276
第 1 種低層住居専用地域	974
第 2 種低層住居専用地域	7
第 1 種中高層住居専用地域	889
第 2 種中高層住居専用地域	606
第 1 種住居地域	495
第 2 種住居地域	59
準住居地域	127
近隣商業地域	199
商業地域	108
準工業地域	361
工業地域	759
工業専用地域	692
市街化調整区域	16,899

表 1-4-2 地目別面積

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

	面積(ha)
総数	136,275
宅地	2,841
商業地	95
工業地	509
住宅地	1,950
その他	287
農地	8,429
山林	22,598
原野	4,332
牧場	3,991
雑種地	1,388
その他	92,696

表 1-4-2 最下欄の「その他」は、非課税地及び免税点未満の土地の合計を表す。

## 5 産業

釧路市は、重要港湾を有し、水産業、石炭鉱業、製紙業の三大基幹産業のほか商業などの産業が集積しています。

第一次産業では、水産業が国際漁業規制の強化や主力水産資源の減少という現実に直面し、かつて 100 万 t あった水揚げ量が平成 8 年には 17 万 t 台にまで激減しました。その後、徐々に回復し、平成 11 年には 21 万 t までになりましたが、平成 19 年は 10.8 万 t になっています。酪農を主体とする農業は産出額が平成 18 年には 70.2 億円となっております。

第二次産業では、石炭鉱業は平成 11 年度まで 210 万 t 前後の出炭量を維持してきました。平成 14 年 1 月に太平洋炭砒が閉山して、その事業を引き継いだ釧路コールマイン(株)が平成 14 年 4 月から本格的な出炭を開始しました。平成 19 年度の出炭量は 61.9 万 t となっています。

製造業は、パルプ・紙・紙加工品製造業が中心であり、平成 18 年工業統計調査では、製造品出荷額等 2,527 億円のうち 41.6%を占めています。

第三次産業では、小売業の年間販売額が平成 19 年商業統計調査で 1,872 億円となっております。

観光についてみると、観光客入り込み数は近年 250 万人前後で推移しており、平成 19 年度は 242 万人になっています。

平成 17 年国勢調査の結果(旧釧路市・阿寒町・音別町の合算)によると、就業者数は 85,542 人で、産業別構成は、第一次産業 2.5%、第二次産業 20.4%、第三次産業 77%、分類不能の産業 0.1%となっています。



## 第2章 釧路市の環境行政の概要

### 1 環境行政組織

#### (1) 環境行政組織体制・所管業務

釧路市の環境行政を主管する部局は環境部です。阿寒町行政センターでは環境課、音別町行政センターでは市民課環境衛生担当がそれぞれ環境行政を主管しています。構成は、図2-1-1に示すとおりとなっています。また、他の行政組織においても表2-1-1に示すように、環境に関連した業務がすすめられています。

図2-1-1 環境行政組織体制図（平成20年4月1日現在）

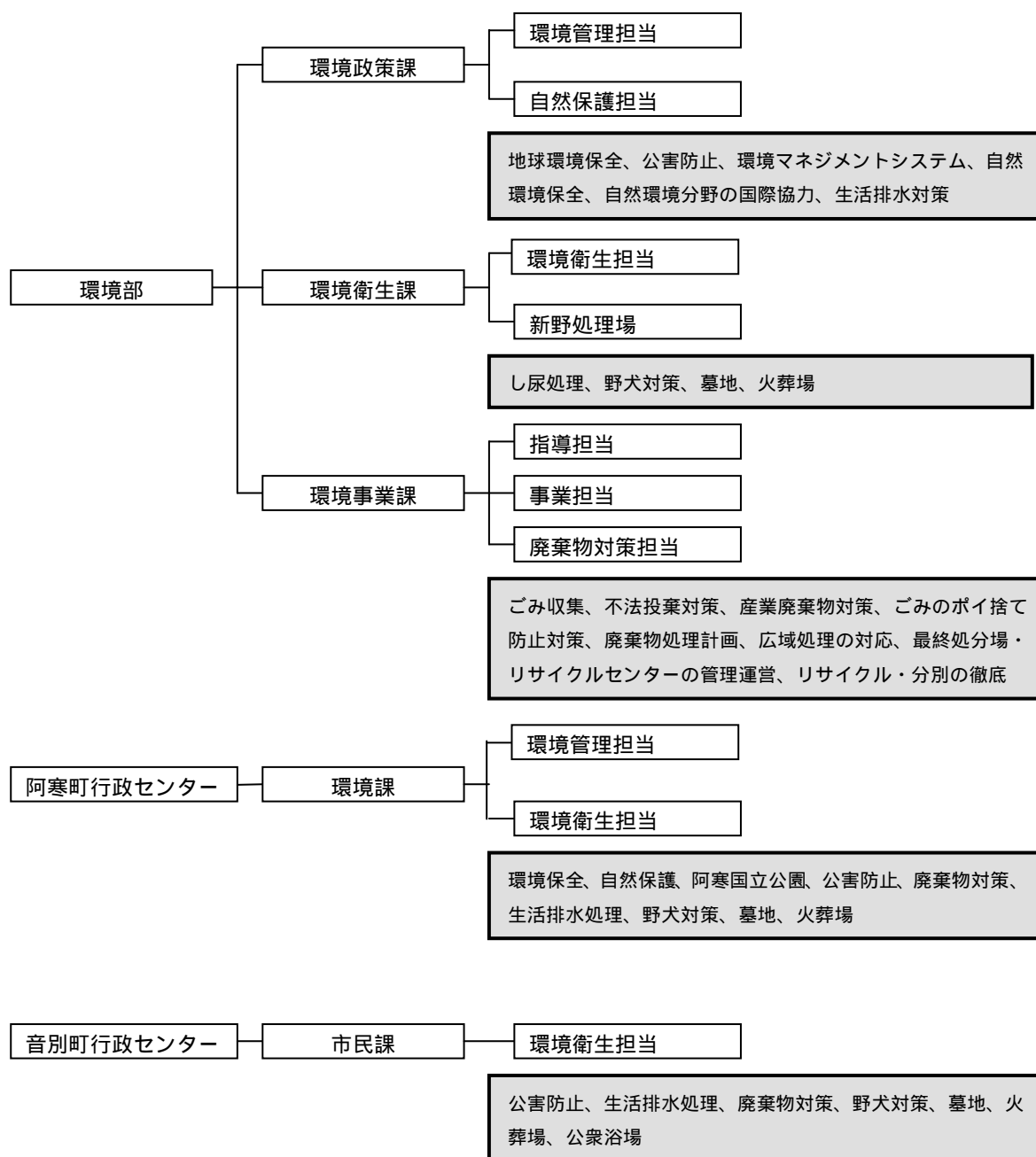


表 2-1-1 釧路市の環境部以外の各部における環境保全に関連したおもな取り組み

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

総務部	釧路市役所環境配慮指針の推進、グリーン購入の推進、共用公用車への低公害車の導入、庁内 LAN の推進
市民部	まちをきれいにする市民総ぐるみ運動の推進
経済部	事業者の環境保全に対する資金融資、地盤沈下対策
水産農林部	畜産ふん尿処理対策、農村の景観改善
住宅都市部	都市計画の推進、緑化の推進、公園・緑地の整備、釧路川リバーサイド整備
港湾空港部	港湾の環境対策
道路河川部	道路の整備、春採湖ほか河川対策
上下水道部	水道水源保全、公共下水道整備
学校教育部	学校における環境教育の推進、学校の緑化、児童生徒のリサイクル・ボランティア活動の推進
生涯学習部	博物館等展示施設の充実、自然観察会・学習会等の開催、文化財の保護、タンチョウ・シマフクロウの保護
阿寒町行政センター	阿寒町花いっぱい運動

## 2 釧路市環境基本条例

良好な環境は、私たちの健康で文化的な生活のために欠かすことができないものです。私たちは、現在の環境をより良いものとして、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

一方、地球環境問題や廃棄物問題をはじめとした今日の環境に関する問題に対処していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済社会のあり方や、私たちのライフスタイルそのものを見直していくことが必要といわれています。

こうした考えにたって、市、事業者、市民など釧路市に暮らすすべての人々が環境に関する問題を自らの課題としてとらえ、積極的に環境保全に取り組んでいくことで、環境への負荷を減らし、将来の世代の人たちが安心して暮らせる社会をつくるために、釧路市（旧釧路市）では、平成 10 年 12 月「釧路市環境基本条例」を制定しました。条例の制定にあたっては、有識者や市民団体などで構成された釧路市環境基本問題検討委員会をはじめとして、広く市民から寄せられた意見を参考としました。平成 17 年 10 月の 3 市町村合併にあたって本条例は新市に引き継がれました。

市、事業者、市民はそれぞれの責務に基づき連携協力して、本条例の基本理念の実現を目指し、環境保全に向けた行動を積極的に推進していかなければなりません。

釧路市は、自然環境保全、公害防止、廃棄物処理及びリサイクル、地球環境保全等の施策とともに環境学習の推進や情報提供など市民、事業者の行動を促進するための施策を総合的計画的にすすめていきます。

## 3 釧路市環境基本計画

### (1) 釧路市環境基本計画の策定

釧路市（旧釧路市）では、平成 13 年 3 月、「釧路市環境基本計画」を策定しました。平成 17 年 10 月の 3 市町村合併にあたって本条例は新市に引き継がれました。

この計画は、釧路市環境基本条例第 8 条に基づき策定するもので、釧路市内の環境の保全や創造をすすめていくための計画のうち、最も基本となるものです。環境に関連した市の個別計画や事業は、この計画に沿ってすすめられます。

計画では、「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を望ましい環境都市像として掲げ、その達成のために、市が取り組むべき施策や市民・事業者・市の基本的な行動のあり方を示しています。

また、地域全体で努力すべき目標として 11 の定量目標（廃棄物の削減、温室効果ガスの削減など）を示しています。

( 2 ) 計画のあらまし

計画の対象

すべての市民、事業者、市を対象としています。

計画の期間

- ・望ましい環境像の達成期間                      おおむね 21 世紀半ば
- ・計画の施策や事業を展開する期間            10 年間(平成 13(2001)から平成 22(2010)年度)

計画の推進

市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るために設置された「釧路市環境対策推進会議」を中心として、釧路市環境審議会の意見を聞きつつ、環境に関連した個別計画や各事業に計画的に取り組むとともに、市民、事業者の環境保全行動を促進していくことにより推進していきます。

計画の構成

図 2-3-1 釧路市環境基本計画の構成



( 3 ) 定量目標の状況

釧路市環境基本計画で定めた 11 項目の定量目標項目の状況は、表 2-3-1 のとおりとなっています。

表 2-3-1 定量目標の状況

基本方針	基本目標	定量目標	平成 18 年度	平成 19 年度
人の健康の保護と生活環境の保全	大気汚染の防止	大気汚染に係る環境基準（二酸化硫黄・二酸化窒素、浮遊粒子状物質）の維持・達成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄</li> <li>4 測定点すべてで短期的、長期的評価ともに達成</li> <li>・二酸化窒素</li> <li>4 測定点すべてで短期的、長期的評価ともに達成</li> <li>・浮遊粒子状物質</li> <li>4 測定点すべてで短期的、長期的評価ともに達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化硫黄</li> <li>4 測定点すべてで短期的、長期的評価ともに達成</li> <li>・二酸化窒素</li> <li>4 測定点すべてで短期的、長期的評価ともに達成</li> <li>・浮遊粒子状物質</li> <li>4 測定点すべてで短期的、長期的評価ともに達成</li> </ul>
	水質汚濁の防止	水質汚濁に係る環境基準（BOD・COD）の維持・達成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路海域</li> <li>11 測定点中 5 測定点で達成</li> <li>・新釧路川（新川橋）</li> <li>達成</li> <li>・釧路川（幣舞橋）</li> <li>達成</li> <li>・阿寒川（阿寒橋、丹頂橋、大楽毛橋）</li> <li>達成</li> <li>以下、すべてで未達成</li> <li>・春採湖 2 測定点</li> <li>・阿寒湖 3 測定点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路海域</li> <li>11 測定点中 5 測定点で達成</li> <li>・新釧路川（新川橋）</li> <li>達成</li> <li>・釧路川（幣舞橋）</li> <li>達成</li> <li>・阿寒川（阿寒橋、丹頂橋、大楽毛橋）</li> <li>達成</li> <li>以下、すべてで未達成</li> <li>・春採湖 2 測定点</li> <li>・阿寒湖 3 測定点</li> </ul>
	騒音・振動の防止	騒音に係る環境基準（一般地域・道路に面する地域）の維持達成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般地域</li> <li>12 定点のうち 10 測定点で達成</li> <li>道路に面する地域</li> <li>8 測定点のうち 7 測定点で達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般地域</li> <li>8 定点すべてで達成</li> <li>道路に面する地域</li> <li>6 測定点すべてで達成</li> </ul>
	有害化学物質汚染の防止	ダイオキシン類に係る環境基準（大気）の維持・達成をめざします。	1 測定点で達成	1 測定点で達成
快適な都市環境の確保	ゆたかな緑の確保	市街地に占める緑地面積を 639ha とすることをめざします。	601.3ha	601.8ha
		市民一人当たりの公園面積を 21.0 m <sup>2</sup> とすることをめざします。 1	18.1 m <sup>2</sup> / 人	19.8 m <sup>2</sup> / 人
		道路植栽路線延長を 254.9km とすることをめざします。	262.7km	258.7km
資源循環型社会の構築	ごみの減量と資源化の推進	ごみ排出量を平成 8（1996）年度比で 10% 以上削減することをめざします。	-23.8% 82,008t (H8 107,610t)	-30.1% 75,036t (H8 107,610t)
		リサイクル率を 24% 以上とすることをめざします。 2	18.7%	20.0%
	ごみの適正処理	ごみ埋立量を平成 8（1996）年度比で 50% 以上削減することをめざします。	-84.5% 17,861 t (H8 114,709 t)	-89.5% 12,078 t (H8 114,709 t)
地球環境の保全と国際協力	地球温暖化の防止	温室効果ガス排出量（二酸化炭素及びメタン）を平成 2（1990）年度比 6% 以上削減することをめざします。	-36.3% 1,935 千 t-CO2 (H2 3,036 千 t-CO2) 釧路地区分	統計数値が未発表のため算定できず

1 市民一人当たりの公園面積は、釧路市の行政区域内の公園のみを対象としている

2 リサイクル率は（ごみの総処理量＋集団回収量）に対する（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）の比（一般廃棄物処理事業実態調査より）

#### 4 釧路市環境審議会

釧路市環境基本条例に基づき、「釧路市環境審議会」を設置しています。同審議会は、学識経験者や市民団体の代表者などから構成され、市長の諮問に応じて環境問題について調査審議を行います。市民公募委員を3名設定し、市民意見の反映に努めています。

表2-4-1 釧路市環境審議会委員名簿

(任期：平成19年12月20日～平成21年12月7日迄)

	氏名	役職等
委員	伊藤 俊彦	国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
委員	神田 房行	国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
委員	山代 昭三	北海道教育大学名誉教授
委員	加藤 雅也	国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校准教授
委員	小林 聡史	釧路公立大学教授
委員	伊藤 明日佳	弁護士法人笠井・伊藤法律事務所弁護士
委員	北沢 克巳	環境省釧路自然環境事務所長
委員	千葉 裕司	北海道釧路支庁地域振興部長
委員	大西 英一	釧路自然保護協会副会長
委員	伊藤 正司	春採湖の会会長
委員	矢野 忠治	釧路市連合町内会会長
委員	新井田 利光	財団法人前田一步園財団常務理事
委員	荒木 千枝子	阿寒町女性の会協議会事務局長
委員	伊藤 トキ子	音別町地区連合町内会副会長、音別町女性団体協議会会長
委員	浅川 了一	釧路商工会議所都市イメージアップ委員会委員長
委員	浦野 寿美雄	市民公募
委員	戸沼 雅子	市民公募
委員	長谷川 厚	市民公募

#### 5 釧路市環境対策推進会議

釧路市の各部局が連携して総合的に環境保全を推進するため、副市長及び各部長による「釧路市環境対策推進会議」を設置しています。また、その下部機構として、関係課長による専門部会を必要に応じて設置し、個別の課題に関して具体的な協議を行っています。

#### 6 釧路市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量及び適正処理に関する事項を調査審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会は委員16名で構成され、その一部は市民から公募されています。

表 2-6-1 釧路市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(任期：平成 19 年 12 月 14 日～平成 21 年 11 月 30 日迄)

	氏 名	役 職 等
委員	伊 藤 俊 彦	国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
委員	浦 嶋 良 明	音別町商工会参事
委員	大 西 博 一	釧路酒販小売組合理事長
委員	小笠原 和 子	釧路消費者協会会長
委員	加 藤 裕 美	釧路商工会議所経営相談課長
委員	古 場 ミエ子	市民公募
委員	志 田 茂 之	北海道電機商業組合釧路支部大型店対策部長
委員	錠 者 恒次郎	音別町地区連合町内会会長
委員	角 田 精	阿寒町地区町内会連絡協議会会長
委員	西 村 潤 子	釧路市女性団体協議会、釧路市女性保護の会副会長
委員	橋 口 暁 子	国際ソロプチミスト釧路会長
委員	松 原 誠 二	釧路市資源リサイクル事業協同組合専務理事代理
委員	宮 下 徹	釧路公立大学学部長
委員	矢 野 忠 治	釧路市連合町内会会長
委員	山 浦 祥 治	阿寒湖温泉旅館組合組合長
委員	吉 田 英 司	釧路市 P T A 連合会副会長

### 第3章 環境の現況

#### 1 自然環境の現況

##### (1) 地形

釧路市の地形は、太平洋に面する海岸線、その背後の低地、いくつかの丘陵地と台地、北部の火山地、そして、低地を縫うように流れる河川などで構成されています。

北部の火山地は、当地域最高峰で活火山の雌阿寒岳(1,499m)をはじめとする火山とカルデラ湖の阿寒湖、パンケトー、ペンケトーなどの湖沼が広がっています。阿寒カルデラは、千島火山帯の西南端に位置しており、その形成時代は、約12万年前とされています。

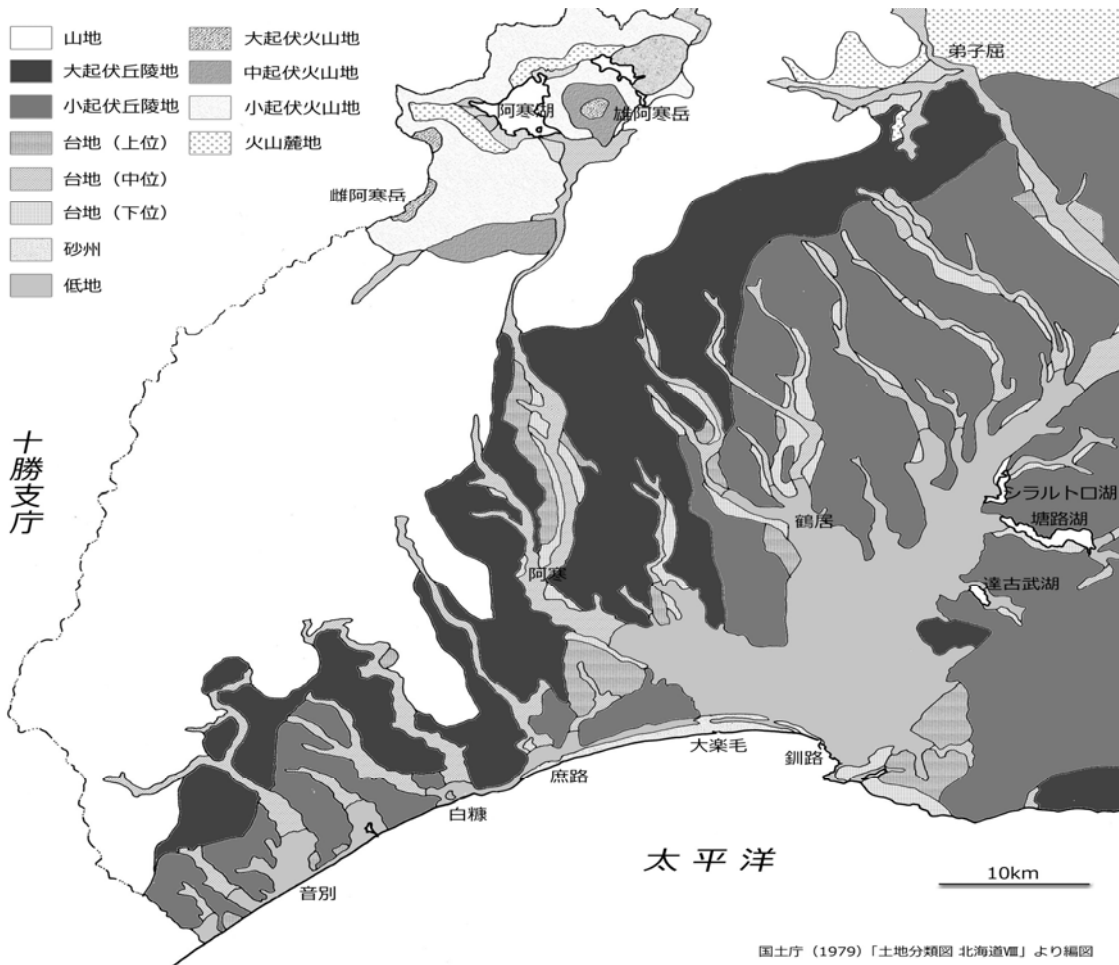
東部には根室段丘と呼ばれる海岸段丘が根室まで広がっています。釧路湿原の北西部に鶴居丘陵・西部に白糠丘陵と呼ばれる二つの丘陵地が加わり、十勝との境界になる国境山地まで発達しています。さらに、これらより一段低い釧路段丘と呼ばれる海岸段丘が低地に接しています。

低地は、海岸線の砂丘地とそれに連続する河口域の沖積地、そして釧路湿原をかたちづくっている泥炭地で構成されています。また、阿寒川・仁々志別川・音別川・尺別川沿いの低地には、農耕地に適した平野が広がっています。

寒流の千島海流に洗われる海岸は、釧路川河口を境として東部には切り立った海岸段丘が連なり、西部には数列の砂丘を伴った平坦な砂浜海岸が伸びています。

また、阿寒の火山地帯に水源をもつ釧路川と阿寒川が、釧路市域を流下し、なかでも釧路川は、多くの支川を集めて釧路湿原域を蛇行しながら南流し、太平洋に注いでいます。

図3-1-1 地形分類図(釧路市立博物館作成)



(2) 地質

釧路地方の地質は、堆積岩で構成される地域と火山地帯の火成岩を主とする地域とに分けられます。基盤となる地層は、アンモナイトやイノセラムスなどの化石を含む根室層群（中生代白亜紀末期）です。

その上には、釧路炭田を構成する数十枚の石炭層を含む浦幌層群や音別層群が、さらに新第三紀の地層が堆積しています。

そして、北部の火山地域では、それらを基盤として火山岩や火山噴出物が地表をおおっています。

海岸段丘や丘陵地には、第四紀の洪積世に堆積した釧路層群や大楽毛層などが、広範囲に分布しています。市街地や河川流域の低地には、火山灰を含む砂礫（されき）や粘土からなる沖積層が分布し、さらに釧路湿原には泥炭層が分布しています。

図 3-1-2 地質層序表 (地質年代は平成20年度版 理科年表による)

		地質時代		地層名	
1 万年前		第四紀	完新世 (沖積世)	沖積層	
			更新世 (洪積世)	屈斜路軽石流堆積物	
260 万年前				大楽毛層	
			釧路層群	塘路層	
530 万年前				達古武層	
			鮮新世	阿寒層群	
2,300 万前	新生代	新第三紀	中新世	厚内層群	
				布伏内層	
6,600 万前		古第三紀		音別層群	縫別層
					茶路層
					大曲層
				浦幌層群	尺別層
					舌辛層
					双運層
					雄別層
					天寧層
					春採層
					別保層
中生代	白亜紀	根室層群			

整合 —— 不整合 ~~~



### (3) 植物

釧路市とその周辺は、冷温帯・亜寒帯に属する植物群で占められ、特異な気象条件、多様な地形などとあいまって、特色ある植物相が展開しています。

釧路市の植生は、海岸線、低湿地、段丘・丘陵地そして山岳地などの植生帯に区分できます。

阿寒湖には、マリモを代表としてヒメフラスコモ、カタシャジクモ、シャジクモなどの多くの希少種の藻類が確認されています。

阿寒川流域では、本流源流部のトドマツ・エゾマツ林にはヤマモミジ、オヒョウ等を交え、樹冠が密なため林床では蘇苔類と地衣類が優占しており、中流部では、アカエゾマツ・トドマツ・エゾマツなどが優占しており、立木密度も高くなっています。

釧路湿原に代表される海岸から内陸にかけての低湿地には、ヨシ・スゲ類群落、ハンノキ湿地林、ミズゴケ類群落からなる湿地植物群落が占めます。

内陸の段丘・丘陵地には、ミズナラ、イタヤカエデ、シラカバを優占とする落葉広葉樹林帯が広がっており、海岸付近には、ミヤマハンノキやダケカンバなどが分布しています。

海岸線においては、砂浜・砂丘地植物群落、海食崖・海岸段丘には海岸草原が分布しています。特に西部では、海浜植生が保たれており、音別地区と白糠町にまたがる海跡湖であるパシクル沼周辺を含めて、湿原植生、沼沢地植生、塩湿地植生など多様な植生が展開しています。

また、本来、生育地の中心がサハリンやシベリア以北であるエゾウスユキソウやハナタネツケバナ、ウラホロイチゲ、クシロハナシノブなどが釧路市周辺にも生育しており、釧路地方の植生を特徴づけています。

### (4) 動物

太平洋に面する海岸地帯、阿寒山系から広がる森林・丘陵地帯、釧路川とその下流に広がる釧路湿原など、釧路市周辺の自然の構成は変化に富み、そこに特色ある野生動物が生息しています。

釧路市周辺を象徴する野生動物種は、国内希少野生動植物種にも指定されているタンチョウです。タンチョウは、大正13年、それまで絶滅したと思われていましたが、釧路湿原において十数羽が発見されました。それ以来、地域の人々によって手厚く保護され、現在は、東北北海道を中心に約1,000羽が生息しています。釧路市内のタンチョウ給餌場は、阿寒地区に5箇所、音別地区に2箇所、合計7箇所指定されています。

釧路市を特徴づける鳥類としては、シマフクロウやクマゲラ、オジロワシなどが生息し、オオワシ、ヒシクイなどが冬鳥として飛来します。ほ乳類としては、ヒグマ、エゾシカ、キタキツネ、エゾタヌキなどが生息しています。リスは、エゾリス、エゾシマリス、エゾモモンガの3種類がいます。

表 3-1-1 釧路地区で確認されている動植物の種類

	釧路地区	北海道	全国
植物(裸子植物、被子植物、シダ植物)	1,005	2,250	約 7,000
哺乳類	28	62	180
鳥類	237	405	約 700
両生類・は虫類	8	24	163
魚類	37	71	約 400
昆虫類	959	11,241	約 30,000

1 釧路地区の数値は、「平成16年度釧路市自然環境現況解析事業報告書」(釧路市、2005年)による

2 北海道の数値は、「北海道レッドデータブック2001」より引用した。

3 全国の数値は「生物多様性国家戦略」(環境省)より引用した。

表3-1-2 阿寒川水系、阿寒湖周辺で確認されている動物の種類

哺乳類	24
鳥類	104
魚類	25
昆虫類	890

1 数値は、「阿寒川水系総合調査報告書」(釧路市教育委員会(釧路市博物館)、財団法人前田一步園、阿寒町教育委員会 1993年3月)による

表3-1-3 「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック2001」に記載されている希少野生生物動植物の種類

種類	地区	釧路市で見られる希少種		
		釧路地区	阿寒地区	音別地区
植物	82	60	35	4
鳥類	31	24	17	4
両生類	2	1	2	0
魚類	9	7	6	3

一つの種がいくつかの地区で見られる場合があるため、釧路市全体で見られる希少種の数と3地区合計とは一致しない。

表 3-1-4 タンチョウ生息状況調査結果

調査年	平成 15	平成 16	平成 16	平成 17	平成 17	平成 18	平成 18	平成 19	平成 19	平成 20
調査月日	12月 5日	1月 23日	12月 13日	1月 25日	12月 6日	1月 25日	12月 5日	1月 26日	12月 5日	1月 25日
観察数 (羽)	650	822	860	668	681	1,081	686	1,013	948	799
釧路市内 の観察数 (羽)	18	21	17	16	222	429	255	373	371	365

<資料> タンチョウ生息状況一斉調査結果(北海道)

## 2 生活環境の現況

### (1) 大気汚染

#### 大気汚染の概況

大気汚染とは、「大気中に排出された物質が、自然の物理的な拡散・沈着機能や化学的な除去機能、及び生物的な浄化機能を上回って大気中に存在し、その量が自然の状態より増加し、これらが人を含む生物系や物などに直接的・間接的に影響を及ぼすこと」をいいます(「大気環境保全技術研修マニュアル・総論」(社団法人 海外環境協力センター(環境庁委託業務))による定義)。

大気汚染は、主に工場・事業場の固定発生源や自動車等の移動発生源からの汚染物質によって生じます。この大気汚染防止の目標として、環境基本法に基づき環境基準が設定されています。

釧路市における大気汚染は都市型と産業型との複合型であり、主な汚染源には各種事業場の燃料などの使用に伴って排出されるばい煙、寒冷地特有の冬期間の暖房使用によるばい煙及び自動車による排気ガスなどがあります。

平成19年度の一般環境大気測定結果(3局)は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、全測定局において環境基準を達成しました。

#### 発生源の概況

工場・事業場等には、ボイラー、乾燥炉、廃棄物焼却炉などのばい煙を発生する施設と、鉱物・土石の堆積場、破砕機、ふるい等の粉じんを発生する施設があります。これらの施設のうち、ばい煙や粉じんの発生量が一定規模以上の施設については、大気汚染防止法、北海道公害防止条例及び釧路市公害防止条例に基づき、施設等の届出が義務付けられており、排出基準等を設け汚染物質の排出を規制しています。

工場・事業場等のうち大気汚染防止法で届出されている、ばい煙の特定施設数は576基、釧路市公害防止条例に基づく特定施設数は222基ですが、その内約9割はボイラーです。

表3-2-1 ばい煙発生施設設置状況 (平成19年度)

区 分	施 設 名	数
大気汚染防止法	ボイラー	511
	金属製品熱処理施設の加熱炉	1
	窯業製品製造施設の焼成炉	2
	乾燥炉	14
	廃棄物焼却炉	3
	ガスタービン	1
	ディーゼル機関	44
	小 計	576
釧路市公害防止条例	ボイラー	208
	給湯炉	14
	小 計	222
合 計		798

粉じん発生施設については、大気汚染防止法に基づく特定施設数は77基、北海道公害防止条例に基づく特定施設数は332基あります。これらのばい煙・粉じん発生事業場や工場は、その多くが市の中心部を除き、西部にかけて分布しています。

また、アスベストを扱う特定粉じん発生施設は、現在、釧路市内にはありません。

表 3-2-2 粉じん発生施設設置状況

(平成19年度)

区 分	施 設 名	数
大気汚染防止法	鉱物又は土石の堆積場	40
	ベルトコンベアー	24
	破碎機	9
	ふるい	4
	小 計	77
北 海 道 公害防止条例	原材料等置場	12
	ベルトコンベアー	217
	破碎機及び摩砕機	34
	ふるい	37
	分級機	9
	セメントサイロ及びセメントホッパー	8
	チッパー	15
	小 計	332
合 計	409	

測定局設置状況

釧路市では、一般環境大気測定局を釧路市役所、昭和小学校、釧路高専に設置しています(図3-2-1)。各測定局では、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、風向、風速の各項目について測定を行っています。

図 3-2-1 大気汚染測定局設置状況



表 3-2-3 測定局の測定項目

図上 番号	測定局名	二酸化 硫黄	二酸化 窒素	浮遊 粒子状 物質	風向 風速	測定機関
A	釧路市役所					釧路市
B	昭和小学校					釧路市
C	釧路高専					釧路市
D	气象台					气象台

一般環境測定結果

ア 二酸化硫黄

二酸化硫黄は主として石油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって発生し、工場や事業場のボイラーなどが主な発生源となっています。

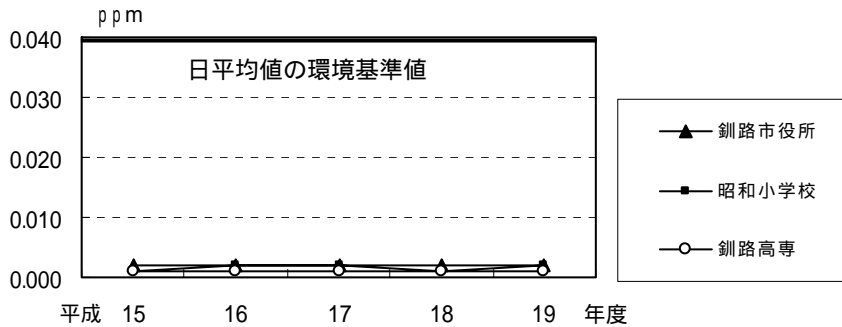
釧路市内では、一般環境大気測定局3局で二酸化硫黄の常時監視が行われており、平成19年度における環境基準達成状況(表3-2-4)は、全測定局で環境基準を達成しています。

経年変化(図3-2-2)では、各測定局ともほぼ横ばいに推移しています。

表3-2-4 二酸化硫黄環境基準達成状況 (平成19年度)

区分 測定局名	環境基準					
	(短期的評価) 1時間値が0.1ppm以下であること、かつ 1日平均値が0.04ppm以下であること。			(長期的評価) 1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること、かつ1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。		
	1時間値 の最高値 ppm	1日平均値 の最高値 ppm	環境基準 との比較 (適・否×)	1日平均値 2%除外値 ppm	1日平均値 0.04ppm超過 の連続日	環境基準 との比較 (適・否×)
釧路市役所	0.040	0.010		0.007	0	
昭和小学校	0.076	0.013		0.007	0	
釧路高専	0.055	0.016		0.008	0	

図3-2-2 二酸化硫黄経年変化(年平均値)



イ 二酸化窒素

二酸化窒素は、燃料や空気中の窒素分が燃焼に伴って酸化し発生します。二酸化硫黄は、主に工場などの固定発生源の影響が大きいのに比べ、二酸化窒素は自動車などの移動発生源による影響が大きいことが特徴です。

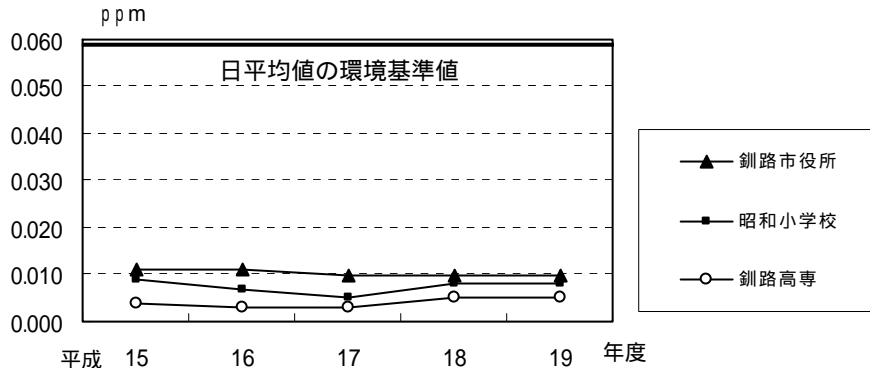
釧路市内では、一般環境大気測定局3局で常時監視が行われており、平成19年度の測定結果(表3-2-5)は、全測定局で環境基準を達成しています。

経年変化(図3-2-3)では、各測定局ともほぼ横ばいに推移しています。

表3-2-5 二酸化窒素環境基準達成状況 (平成19年度)

区分 測定局名	環境基準 1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。		1日平均値の最高値 ppm
	1日平均値の98%値 ppm	環境基準との比較 (適・否×)	
釧路市役所	0.043		0.032
昭和小学校	0.029		0.024
釧路高専	0.016		0.014

図 3-2-3 二酸化窒素経年変化（年平均値）



ウ 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 10 ミクロン（10 μm）以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

浮遊粒子状物質の主な発生源は工場・事業場からのばい煙、自動車の排気ガスなどがあります。

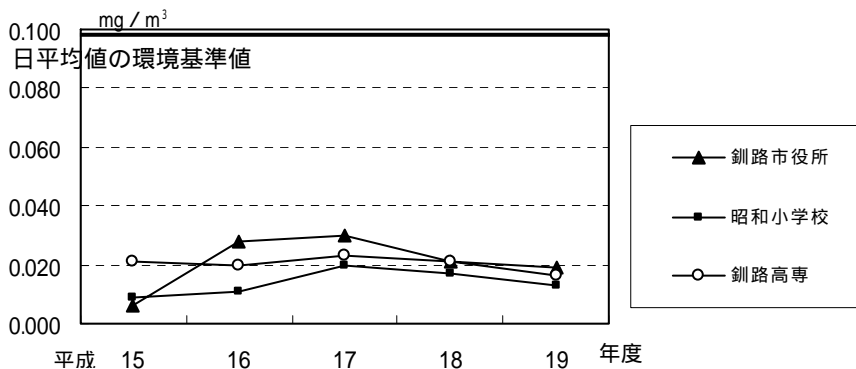
釧路市内では、一般環境大気局 3 局で常時監視が行われており、平成 19 年度における環境基準達成状況（表 3-2-6）は、全測定局で環境基準を達成しています。

経年変化（図 3-2-4）では、各測定局ともほぼ横ばいに推移しています。

表 3-2-6 浮遊粒子状物質環境基準達成状況（平成 19 年度）

区分 測定局名	環 境 基 準					
	（短期的評価） 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること、かつ 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。			（長期的評価） 1 日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること、かつ 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。		
	1 時間値 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数 (時間)	日平均値 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日数 (日)	環境基準 との比較 (適・否×)	1 日平均値 の 2 % 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連 続したこと の有無 (有×・無)	環境基準 との比較 (適・否×)
釧路市役所	0	0		0.034		
昭和小学校	0	0		0.029		
釧路高専	0	0		0.040		

図 3-2-4 浮遊粒子状物質経年変化（年平均値）



(2) 水質汚濁

水質汚濁の概況

水は、飲用のほか、日常生活、農水産業、工業などいろいろな目的で利用されており、人の生活に必要なもののひとつです。また、野生動植物の生息のためにも良好な水環境が必要です。この大切な水が、事業場排水や生活排水などからの有機物や有害な物質によって汚染されることを水質汚濁といいます。

河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、人の健康の保護に関する環境基準（以下、健康項目）と、水系ごとに類型を指定する生活環境の保全に関する環境基準（以下、生活環境項目）が設定されています。

釧路市内の公共用水域として、釧路川水系、阿寒川水系、別途前川水系、春採湖、阿寒湖及び釧路海域に大別されますが、このうち、釧路川・新釧路川・阿寒川・春採湖・阿寒湖・釧路海域で環境基準の生活環境項目の水域類型が指定されています。

河川については、環境基準の生活環境項目の水域類型が指定されている市内の3河川（釧路川、新釧路川、阿寒川）の平成19年度における状況を、河川の有機汚濁の代表的な指標であるBOD（75%値）でみると、表3-2-7のとおり各河川とも環境基準を達成しています。

表3-2-7 BODの環境基準達成状況（75%値）（平成19年度）

水系	水域	測定地点	類型	環境基準 (mg/l)	測定値 (mg/l)	環境基準適否 (適・否×)
釧路川水系	釧路川	幣舞橋	E	10	1.1	
	新釧路川	新川橋	B	3.0	1.1	
阿寒川水系	阿寒川	阿寒川橋	AA	1.0	<0.5	
		丹頂橋	A	2.0	<0.5	
		大楽毛橋	B	3.0	0.5	

環境基準の健康項目においては釧路川、新釧路川、星が浦川で国、道が測定していますが、平成19年度はいずれも環境基準値以内でした。

釧路市では、独自で年1回、武佐川、仁々志別川の2河川について、環境基準の健康項目の測定を実施しましたが、特に異常な値はみられませんでした。

発生源の概況

水質汚濁防止法では、事業活動によって排水及び地下浸透水を発生させる工場及び事業場に対して、施設の設置や変更の際に事前の届出を義務付けています。

釧路市内における届出状況は表3-2-8に示すとおりです。

表3-2-8 水質汚濁防止法に基づく届出状況（平成19年度）

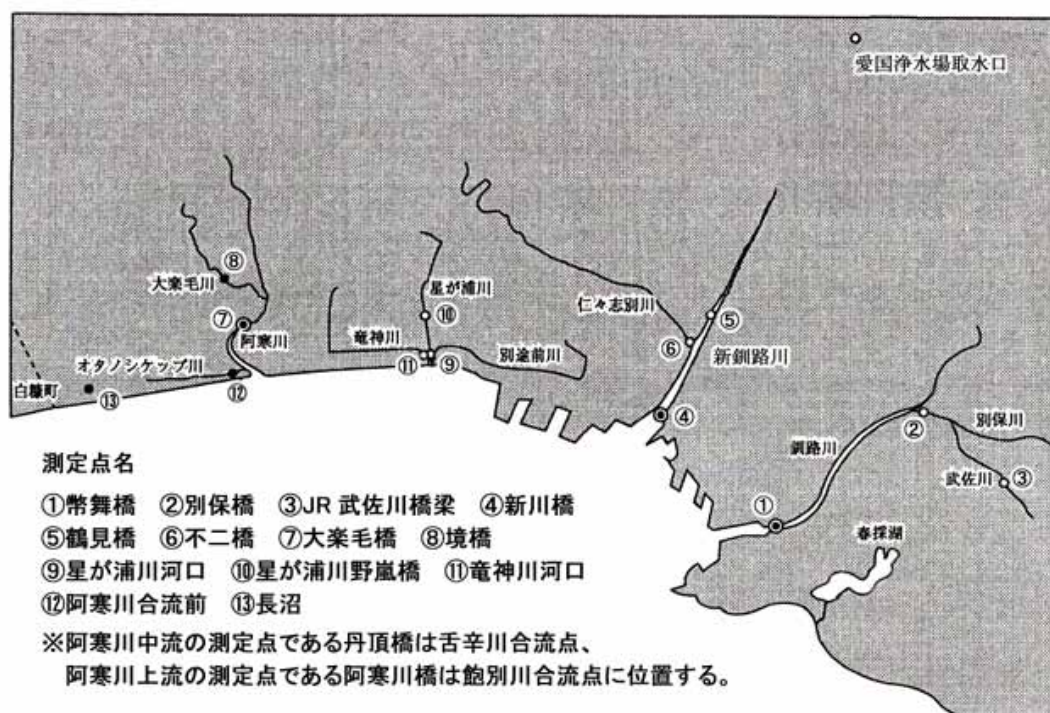
政令番号	区 分	日平均排水量別事業場数	
		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満
1	鉱業又は水洗炭業	1	-
1の2	畜産農業サービス業	1	2
2	畜産食料品製造業	2	1
3	水産食料品製造業	9	33
4	農産保存食料品製造業	-	2
5	みそ・しょう油等製造業	-	1
10	飲料製造業	1	-
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	5	2
12	動植物油脂製造業	-	1
17	豆腐又は煮豆製造業	-	3
22	木材薬品処理業	-	2
23	パルプ・紙又は紙加工品製造業	2	3
46	有機化学工業製品製造業	-	2
47	医薬品製造業	1	1

54	セメント製品製造業	-	1
55	生コンクリート製造業	3	3
60	砂利採取業	-	7
64	ガス供給業又はコークス製造業	1	-
64の2	上水道・工業用水道の浄水施設	1	-
66の2	旅館・ホテル業	-	19
66の4	弁当仕出屋又は弁当製造業	-	1
67	洗濯業	1	-
69	と畜業又はへい獣取扱業	1	1
70の2	自動車分解整備事業	-	3
71	自動式車両洗浄施設	1	6
71の2	科学技術に関する研究・試験・専門学校等の施設	1	3
72	し尿処理施設	5	1
73	下水道終末処理施設	6	-
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	-
合 計		43	98

## 各河川等の水質状況

### ア．河川

図 3-2-5 河川測定地点図



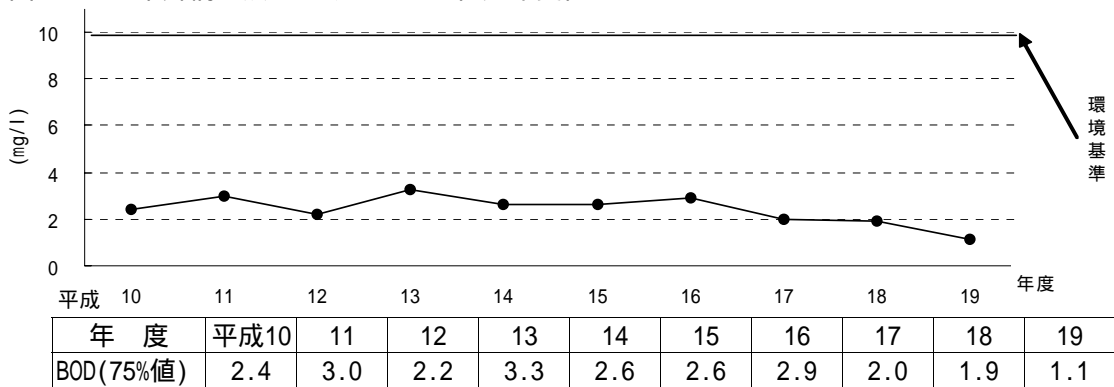
#### (ア) 釧路川

釧路川は、大正～昭和初期の治水事業により岩保木水門で下流部が分断され、治水事業後、水門から下流部が「旧釧路川」と呼ばれていました。岩保木水門より釧路湿原の東縁部に沿って流れ、別保川等を合流し、釧路港の東港区を経て太平洋にそそいでいます。平成 13 年より市民に親しまれた「釧路川」の名称が復活し、治水事業でできた部分が「新釧路川」となりました。流路延長 154km、流域面積 2,510.0km<sup>2</sup>の一級河川です。

昭和 47 年に環境基準の生活環境項目の水域類型が E 類型に指定されています。平成 19 年度の BOD (75%値) は、環境基準点の幣舞橋地点で 1.1mg/l と環境基準 10 mg/l を達成しています。



図 3-2-6 幣舞橋地点における BOD 値経年変化

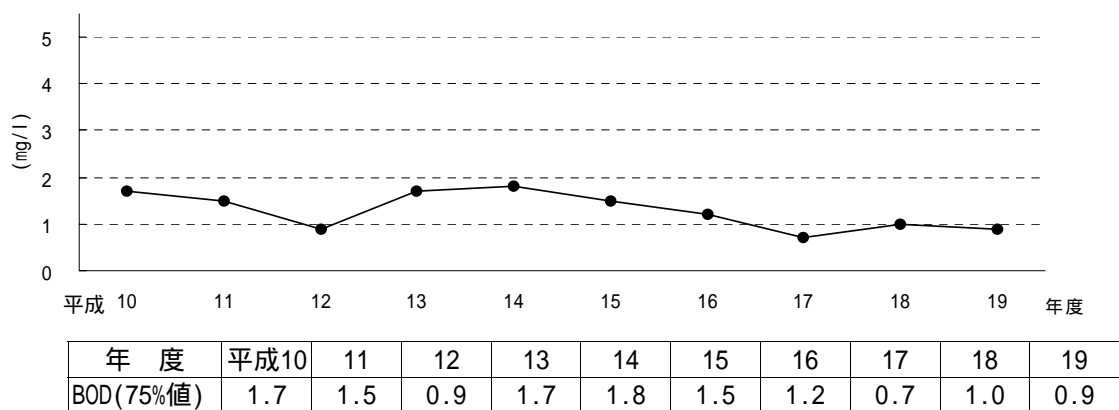


(イ) 別保川

別保川は、上別保川、オビラシケ川、サンタクンベ川、武佐川等その他多数の小支流を合わせながら別保原野を西流し、釧路川に合流し太平洋にそそぐ、流路延長 19.8 km、流域面積 97.5km<sup>2</sup>の一級河川です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、平成 19 年度の BOD (75%値) は、別保橋地点で 0.9 mg / l でした。

図 3-2-7 別保橋地点における BOD 値経年変化

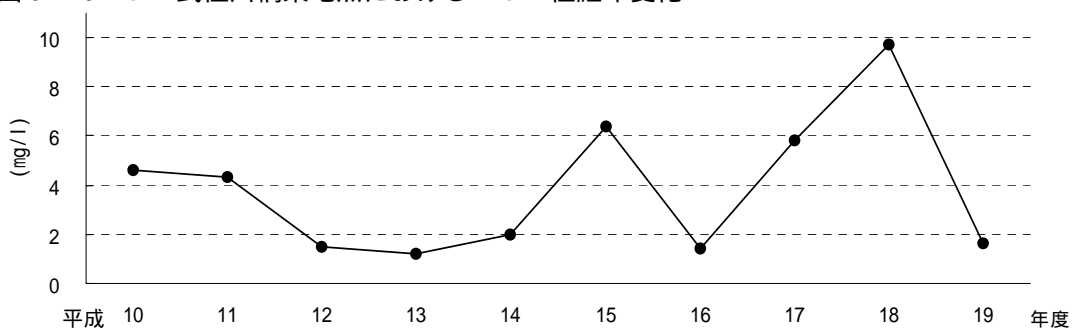


(ウ) 武佐川

武佐川は、釧路市高山に水源を有している河川で、武佐 5 丁目 52 番地先から別保川に流入する地点まで一級河川に指定されています。流路延長 5.3 km で、このうち、一級河川に指定されている流路延長は 2.0 km です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、平成 19 年度の BOD (75%値) は、JR 武佐川橋梁地点で 1.6 mg / l でした。

図 3-2-8 JR 武佐川橋梁地点における BOD 値経年変化



年 度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
BOD(75%値)	4.6	4.3	1.5	1.2	2.0	6.4	1.4	5.8	9.7	1.6

(エ) 新釧路川

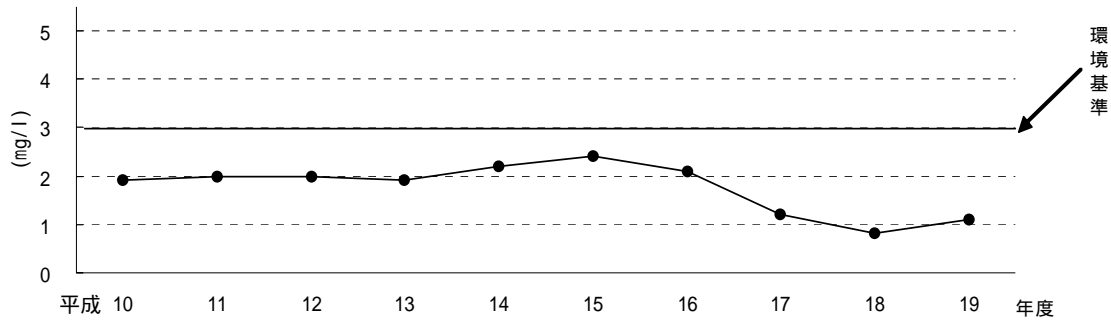
新釧路川は、釧路川の釧路町岩保木より下流部に大正～昭和初期の治水事業で新たに掘削された河川であり、平成13年に、それまでの「釧路川」から「新釧路川」に名称が変更になりました。新釧路川は、釧路市内で仁々志別川と合流して、太平洋に注いでいる流路延長11.0kmの一級河川です。

昭和47年に環境基準の生活環境項目の水域類型がB類型に指定されています。

平成19年度のBOD(75%値)は、環境基準点の新川橋地点で1.1mg/lと環境基準3mg/lを達成しています。

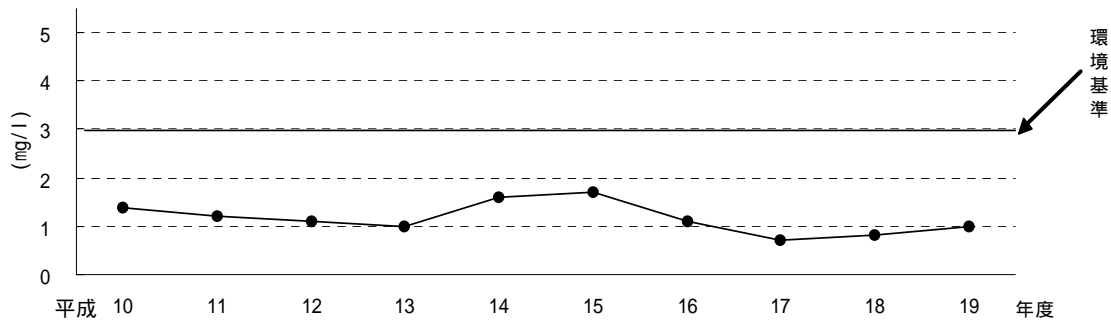
なお、補助点の鶴見橋地点のBOD(75%値)は1.0mg/lでした。

図3-2-9 新川橋地点におけるBOD値経年変化



年 度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
BOD(75%値)	1.9	2.0	2.0	1.9	2.2	2.4	2.1	1.2	0.8	1.1

図3-2-10 鶴見橋地点におけるBOD値経年変化



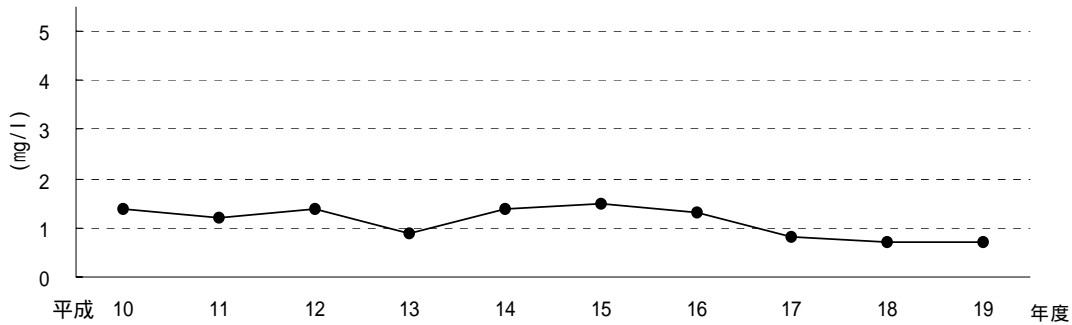
年 度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
BOD(75%値)	1.4	1.2	1.1	1.0	1.6	1.7	1.1	0.7	0.8	1.0

(オ) 仁々志別川

仁々志別川はオンネナイ川からの分流点から、釧路市の美濃、北斗地域を蛇行しながら新釧路川に流入している流路延長50.9km、流域面積162.3km<sup>2</sup>の一級河川です。

環境基準の生活環境項目の水域類型は指定されていませんが、平成19年度のBOD(75%値)は、不二橋地点で0.7mg/lでした。

図 3-2-11 不二橋地点における B O D 値経年変化



年度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
BOD(75%値)	1.4	1.2	1.4	0.9	1.4	1.5	1.3	0.8	0.7	0.7

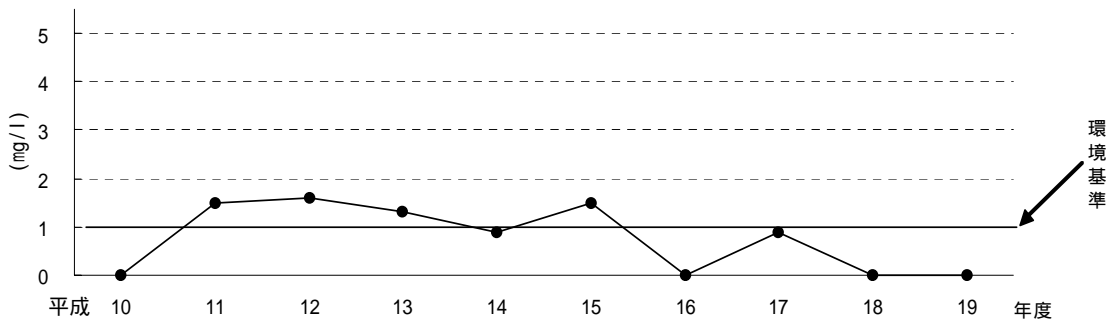
(カ) 阿寒川

阿寒川は、阿寒国立公園の阿寒湖を水源とし、阿寒カルデラの外輪山に峡谷をうがち、丘陵地帯を南流して釧路市大楽毛で太平洋に注ぐ流路延長 98.4 km、流域面積 717.9 km<sup>2</sup> の二級河川です。

阿寒川は、環境基準の生活環境項目の水域類型が定められています。飽別川合流点より上流域は A A 類型、飽別川合流点から舌辛川合流地点までは A 類型、舌辛川合流点より下流域は B 類型に指定されています。

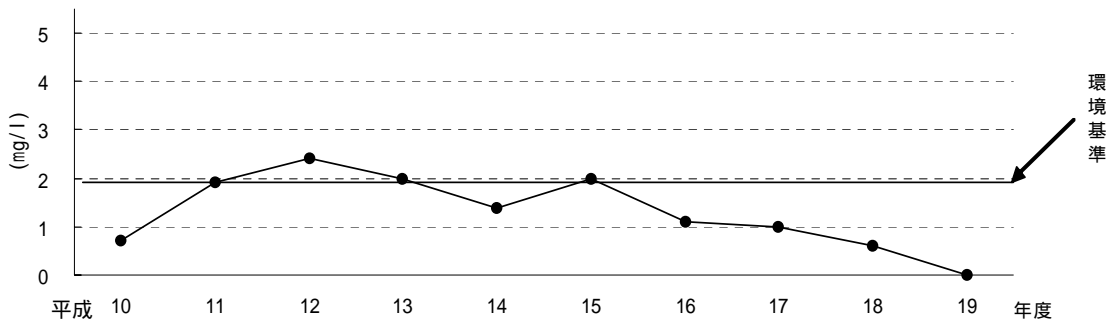
平成 19 年度の B O D ( 75% 値 ) は、環境基準点の阿寒川橋地点で 0.5 mg / l 未満 ( 環境基準 1mg / l )、丹頂橋地点で 0.5 mg / l 未満 ( 環境基準 2mg / l )、大楽毛橋地点で 0.5 mg / l ( 環境基準 3mg / l ) と 3 地点とも環境基準を達成しています。

図 3-2-12 阿寒川橋地点における B O D 値経年変化



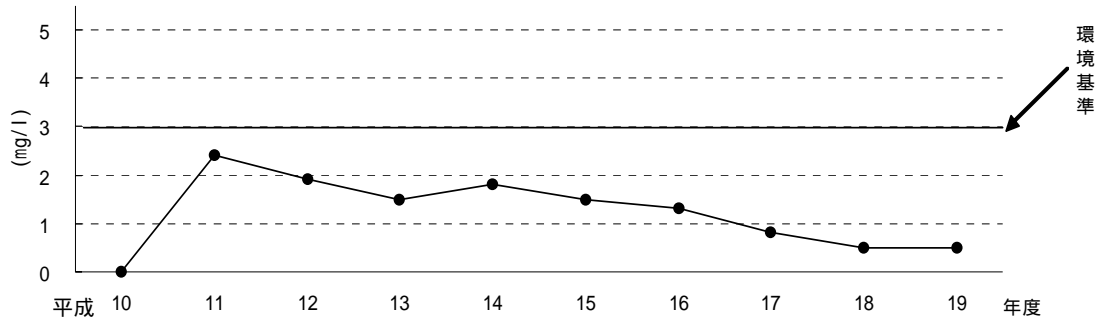
年度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
BOD(75%値)	<0.5	1.5	1.6	1.3	0.9	1.5	<0.5	0.9	<0.5	<0.5

図 3-2-13 丹頂橋地点における B O D 値経年変化



年度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
BOD(75%値)	0.7	1.9	2.4	2.0	1.4	2.0	1.1	1.0	0.6	<0.5

図 3-2-14 大楽毛橋地点における B O D 値経年変化

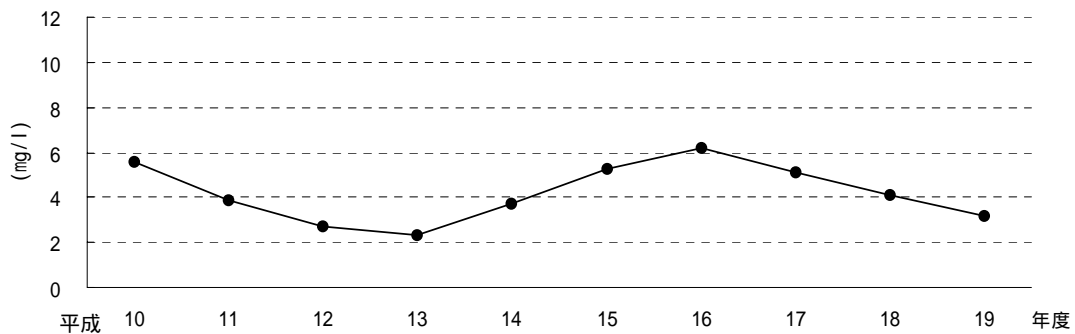


年度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
BOD(75%値)	<math><0.5</math>	2.4	1.9	1.5	1.8	1.5	1.3	0.8	0.5	0.5

(キ) 大楽毛川

大楽毛川は、流路延長 10.2 km、流域面積 18.9 km<sup>2</sup>の普通河川です。環境基準の生活環境項目の水域類型の指定はされていませんが、平成 19 年度の B O D ( 75% 値 ) は、境橋地点で 3.2 mg / l でした。

図 3-2-15 境橋地点における B O D 値経年変化



年度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
BOD(75%値)	5.6	3.9	2.7	2.3	3.7	5.3	6.2	5.1	4.1	3.2

(ク) その他の河川

国、道、市で水質測定調査を実施しているその他の河川について、平成 19 年度の B O D ( 75% 値 ) の結果は表 3-2-9、3-2-10 のとおりです。

別途前川水系については、下水道整備等により改善されてきました。また、大楽毛布川は事業場排水の影響を大きく受けている河川ですが、近年は大きな変化は見られません。

表 3-2-9 別途前川水系の B O D ( 75% 値 ) ( 平成 19 年度 ) ( 単位 : mg / l )

河川名	測定点名	BOD ( 75% 値 )
星が浦川	河口	32
"	野嵐橋	11
竜神川	河口	94

表 3-2-10 大楽毛布川の B O D ( 75% 値 ) ( 平成 19 年度 ) ( 単位 : mg / l )

河川名	測定点名	BOD ( 75% 値 )
大楽毛布川	阿寒川合流前	79
長沼		22

## イ．湖沼

### (ア) 春採湖

春採湖は、釧路市の東部にあり、春採川の中流部に位置する海跡湖です。太平洋に隣接しており、満潮時には流出河川より海水が逆流する汽水湖となっています。また、表層水と水深2～3m以深の下層水が全く異なる水質の2層構造を持っています。

春採湖は、生活排水の流入や海水の逆流などにより水質の汚濁がすすみ、環境省が公表している湖沼水質全国ワーストランキングにおいて、昭和60年から平成5年までの間上位にランクされ、平成3年度には第1位になるという不名誉な記録を残しました。

昭和59年11月には環境基準の生活環境項目の水域類型がB類型、窒素・りんがV類型に指定されました。春採湖を含む春採川は、平成10年4月、二級河川に指定されています。

釧路市では昭和46年から春採湖の水質測定を続けており、平成19年度はST-1～4の4点において測定を行っています(図3-2-16)。このうちST-1とST-2が環境基準点、ST-3とST-4が補助測定点となっています。

湖の水質の状況をCODについてみると、図3-2-17のとおりで、75%値では2つの環境基準点ともに環境基準の5mg/lを超えています。下水道整備や潮止堰の設置等の浄化対策により、長期的には水質の改善がすすんでいます。また、全窒素・全りんについても平成3年をピークとして回復傾向にあります(図3-2-18)。

表 3-2-11 春採湖諸元

湖面積	0.36 km <sup>2</sup>
湖周囲	4.7 km
標高	0.78m
水深	5.8m(最大) 2.5m(平均)
湖容積	89.9 万m <sup>3</sup>

第三次春採湖環境保全計画より

図 3-2-16 春採湖の水質測定点

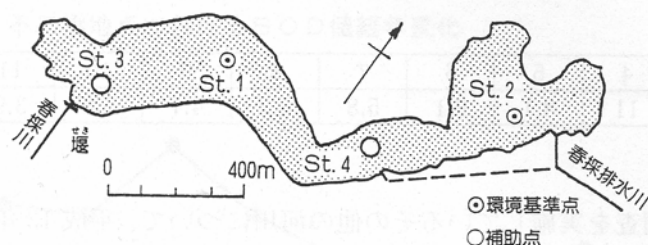
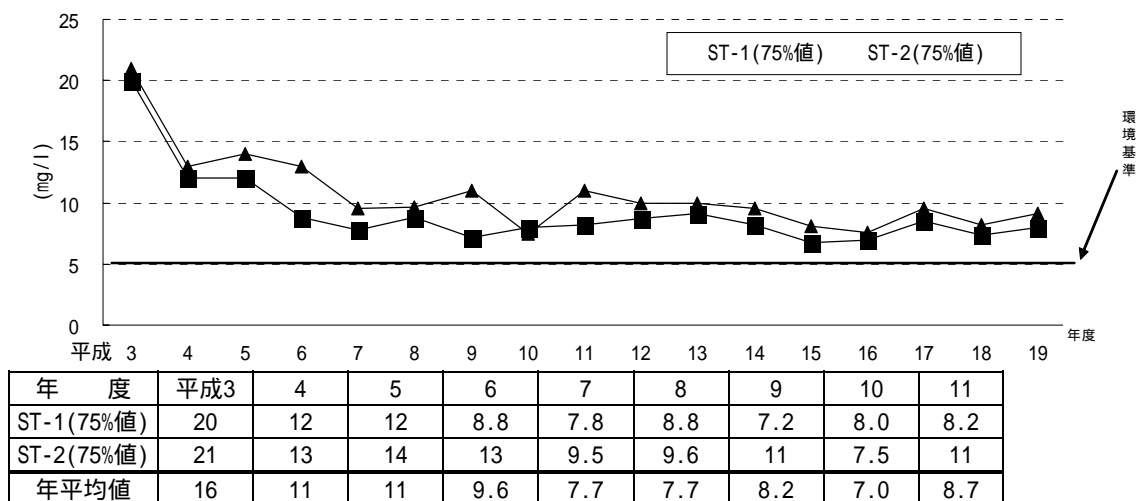


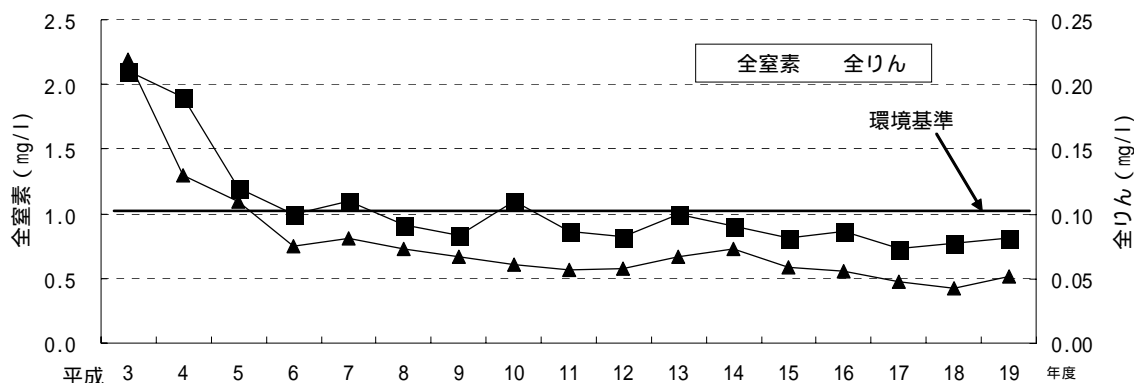
図 3-2-17 春採湖のCODの経年変化



年 度	12	13	14	15	16	17	18	19
ST-1(75%値)	8.7	9.1	8.2	6.7	7.0	8.5	7.4	8.0
ST-2(75%値)	10	10	9.5	8.1	7.6	9.5	8.2	9.1
年平均値	8.5	9.2	8.7	7.1	7.3	8.4	7.5	8.7

年平均値は、ST-1,ST-2 の年平均値の平均である。

図 3-2-18 春採湖の全窒素・全りん（年平均値）の経年変化



年 度	平成3	4	5	6	7	8	9	10	11
全窒素	2.1	1.9	1.2	1.0	1.1	0.91	0.83	1.1	0.86
全りん	0.22	0.13	0.11	0.075	0.081	0.073	0.067	0.061	0.057

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
全窒素	0.82	1.0	0.9	0.81	0.86	0.73	0.77	0.81
全りん	0.058	0.067	0.073	0.059	0.056	0.048	0.043	0.052

年平均値は、ST-1,ST-2 の年平均値の平均である。

(イ) 阿寒湖

阿寒湖は、雌阿寒岳と雄阿寒岳にはさまれた標高 420m にある、周囲 25.9km、面積 1,300ha の淡水湖で、水深は平均 17m、最大で 42m の火山活動の陥没によってできたカルデラ湖です。

環境基準の生活環境項目においては、水域類型が A A 類型、窒素・りんが 類型に指定されています。

北海道は、平成 19 年度には ST-1～7 の 7 点において水質測定を行っています（図 3-2-19）。このうち ST-1～3 が環境基準点、ST-4～7 が補助測定点となっています。

湖の水質の状況を COD についてみると、図 3-2-20 のとおりで、75%値では 3 つの環境基準点ともに環境基準の 1 mg/l を超えています。これは、事業場排水や生活排水等の影響による水質の悪化と考えられます。

対策として湖畔付近の底泥の浚渫、湖周辺地区の下水道整備の推進を行ってきましたが、未だに水質の改善が数値に表れていないのが現状です。

また、全窒素・全りんについては（図 3-2-21）のとおりです。

表 3-2-12 阿寒湖諸元

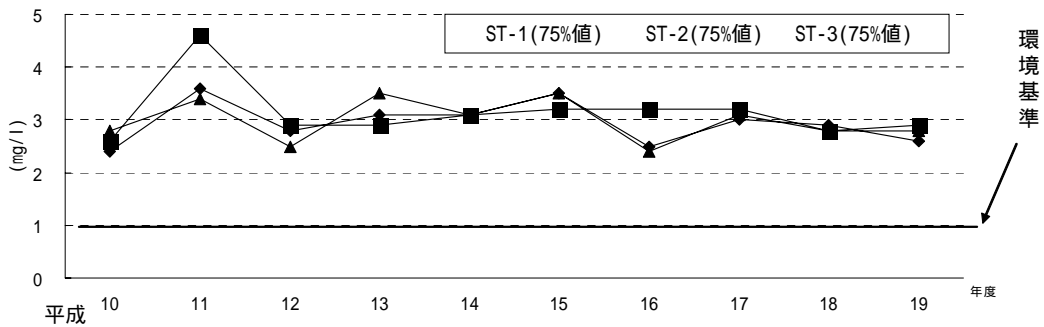
湖面積	1,330 km <sup>2</sup>
湖周囲	25.9 km
標 高	420m
水 深	42.0m (最大) 18.7m (平均)

北海道の湖沼（2005 年度版）より

図 3-2-19 阿寒湖の水質測定点



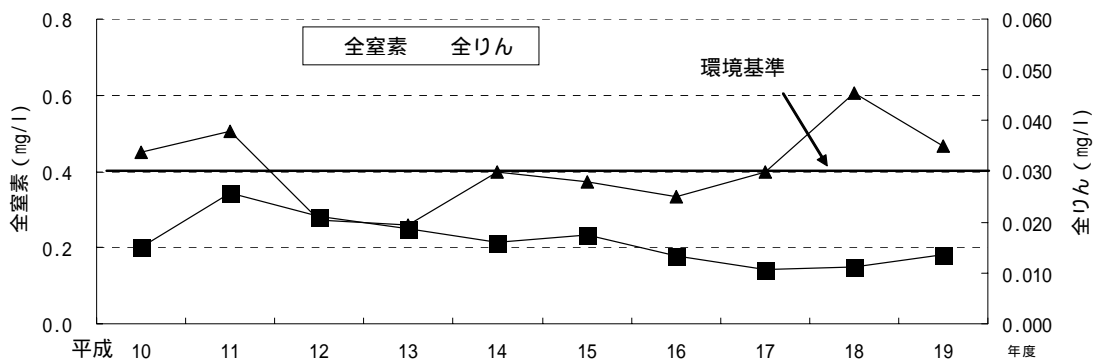
図 3-2-20 阿寒湖のCODの経年変化



年 度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
ST-1(75%値)	2.6	4.6	2.9	2.9	3.1	3.2	3.2	3.2	2.8	2.9
ST-2(75%値)	2.8	3.4	2.5	3.5	3.1	3.5	2.4	3.1	2.8	2.7
ST-3(75%値)	2.4	3.6	2.8	3.1	3.1	3.5	2.5	3.0	2.9	2.8
年平均値	2.0	3.3	2.8	2.7	2.6	2.7	2.5	2.8	2.7	2.7

年平均値は、ST-1,ST-2,ST-3 の年平均値の平均である。

図 3-2-21 阿寒湖の全窒素・全りん（年平均値）の経年変化



年 度	平成10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
全窒素	0.20	0.34	0.28	0.25	0.21	0.23	0.18	0.14	0.15	0.18
全りん	0.034	0.038	0.020	0.019	0.030	0.028	0.025	0.030	0.045	0.035

年平均値は、ST-1,ST-2,ST-3 の年平均値の平均である。

### ウ．海域

釧路海域の環境基準は海域の利用状況により3つの類型が指定されており、11地点において水質の測定が行われています（表3-2-13、図3-2-22）。

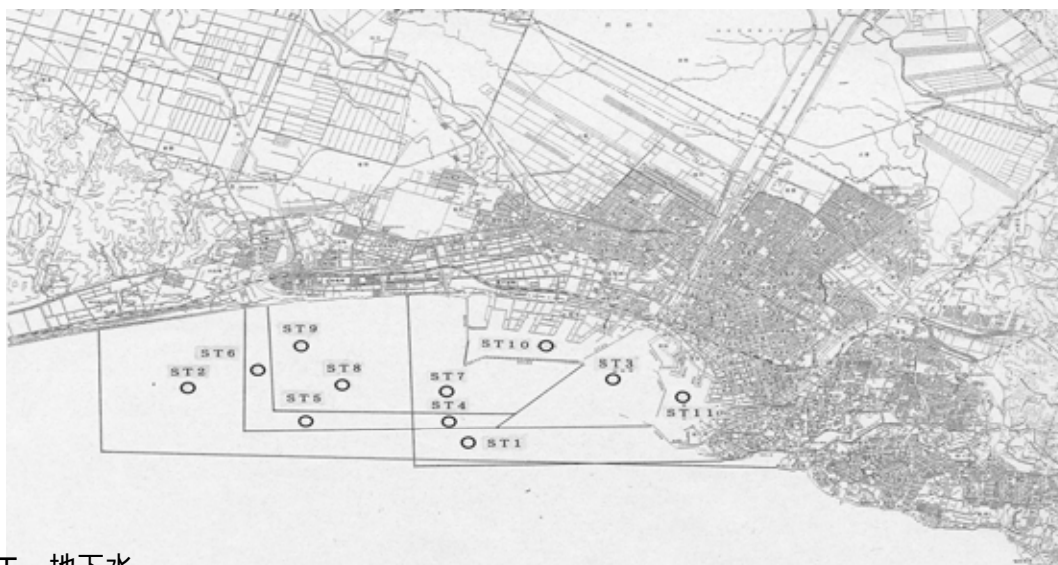
海域の有機汚濁の代表的な指標であるCOD（75%値）について見ると、平成19年度では、11地点のうち6地点で環境基準の超過がみられました。

表 3-2-13 釧路海域の COD (75%値)

(単位：mg / l)(平成 19 年度)

水系名	測定点名	COD(75%値)	類型	環境基準値	環境基準適否 (適 否×)
釧路海域	ST - 1	2.6	A	2mg / l 以下	×
	ST - 2	3.0	A	2mg / l 以下	×
	ST - 3	4.1	A	2mg / l 以下	×
	ST - 4	3.7	B	3mg / l 以下	×
	ST - 5	2.5	B	3mg / l 以下	
	ST - 6	2.9	B	3mg / l 以下	
	ST - 7	4.3	B	3mg / l 以下	×
	ST - 8	3.7	B	3mg / l 以下	×
	ST - 9	3.0	B	3mg / l 以下	
	ST - 10	6.9	C	8mg / l 以下	
	ST - 11	5.0	C	8mg / l 以下	

図 3-2-22 釧路海域の水質測定地点図



工 地下水

平成 9 年 3 月に地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されています。

釧路市における地下水の水質の常時監視については、北海道が作成する地下水の水質測定計画に基づき、北海道開発局及び北海道が実施しています。平成 19 年度に行われた調査結果は表 3-2-14 のとおりです。

表 3-2-14 地下水の水質測定調査結果

(平成 19 年度)

調査名	調査結果	調査井戸数	環境基準項目 未検出井戸数	環境基準項目 検出井戸数
概況調査		6 光陽町、治水町、 鳥取大通 2 箇所、 鳥取南、星が浦	6	0
汚染井戸周辺地区調査		0	0	0
定期モニタリング調査		4 南大通 2 箇所、 北斗、暁町	1	3
検出井戸追跡調査		0	0	0

1. 定期モニタリング調査とは、他の調査により、有害物質による汚染範囲などが確認された汚染について、継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に行う調査をいう。
2. 検出井戸追跡調査とは、有害物質が検出された環境基準を超えない井戸について有害物質濃度の動向を監視するために実施する調査をいう。



(3) 騒音・振動

騒音・振動の概況

騒音・振動は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題になることが多く感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は、発生源が工場・事業場、建設作業、交通機関から飲食店のカラオケ、さらには私たちの家庭生活によるものまで多種多様です。振動については、工場・事業場、建設作業、道路などから発生する振動が主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源は騒音とほぼ同一であり、騒音とともに発生することが多くなっています。

釧路市は、昭和44年11月に騒音規制法に基づく指定地域、昭和53年3月に振動規制法に基づく指定地域の指定を受けています。騒音・振動の指定地域においては工場・事業場及び建設作業による騒音・振動の排出基準や環境基準が適用されます。

釧路市における騒音に関する苦情としては、建設作業によるものが最も大きな原因となっています。また、住宅と近接している工場・事業場からの騒音についても苦情が発生しています。

近年では、市内の過密化や生活様式の多様化に伴い、日常生活に起因する近隣騒音などによる苦情が発生しています。

また、自動車騒音については、交通量の増加などに伴い、幹線道路沿いの地域において環境基準の超過がみられます。

なお、航空機騒音については、環境基準を達成しています。

発生源の概況

ア．騒音・振動発生特定施設

工場・事業場に設置する施設のうち著しい騒音及び振動を発生する施設について、騒音・振動の指定地域内においては騒音規制法、振動規制法、釧路市公害防止条例により、指定地域外においては北海道公害防止条例により、その設置や変更の際に事前に届出義務が課せられています。

上記の法令等に基づく騒音発生特定施設の届出状況は表3-2-15、振動発生特定施設の届出状況は表3-2-16のとおりです。

表3-2-15 騒音発生施設の届出状況 (平成19年度)

区分 施設の種類	騒音規制法 該当	北海道公害 防止条例該当	釧路市公害 防止条例該当	合計
金属加工機械	85	22	26	133
空気圧縮機等	799	746	-	1,545
土石用破碎機等	23	46	-	69
織機	-	-	-	-
建設用資材製造機械	10	4	-	14
穀物用製粉機	-	9	-	9
木材加工機械	122	89	25	236
抄紙機	3	4	-	7
印刷機械	75	3	-	78
合成樹脂用射出成型機	4	11	-	15
鋳造型機	1	-	-	1
冷凍機	-	-	22	22
ジーゼル発電機	-	-	2	2
ジーゼル等エンジン	-	-	3	3
施設数合計	1,122	934	78	2,134
工場等総数	211	102	37	350

表 3-2-16 振動発生施設の届出状況 (平成 19 年度)

施設の種類	区分	振動規制法 該当	北海道公害 防止条例該当	合計
金属加工機械		99	25	124
圧縮機等		214	188	402
土石用破碎機等		22	50	72
織機		-	-	-
コンクリート製品製造施設		6	6	12
木材加工機械		10	16	26
印刷機械		45	-	45
ゴム練用製造施設等		-	-	-
合成樹脂用射出成型機		-	1	1
鋳造型機		-	-	-
遠心分離機		-	108	108
ジーゼル発電機		-	-	-
冷凍機		-	-	-
施設数合計		396	394	790
工場等総数		129	82	211

平成 19 年度末における届出事業場は、騒音発生施設が 350 事業場、振動発生施設が 211 事業場となっています。施設の種類をみると金属加工機械、空気圧縮機(コンプレッサー)、木材加工機械及び印刷機械などが多くを占めています。

#### イ．特定建設作業

建設作業による騒音・振動は、作業時間が短く一過性のものですが、使用する作業機械は一般に衝撃力を利用するものが多いため、その騒音のレベルが高く、また強い振動を伴うことから問題を生ずることがあります。建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動及び作業時間などについて規制されています。釧路市では、特定建設作業の実施にあたり、周辺住民への工事説明や騒音防止対策の実施などを指導しています。

また、釧路市建設作業指導要綱により、作業が 1 日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

平成 19 年度における騒音規制法、振動規制法による特定建設作業の届出件数及び釧路市の指導による報告書の提出件数は、表 3-2-17 のとおりです。

表 3-2-17 特定建設作業届出数及び報告書数 (平成 19 年度)

騒音規制法該当		振動規制法該当		市要綱に基づく報告書の提出	
くい打機	4	くい打機	4	1 日を超えない作業	0
さく岩機	20	ブレーカー	17	指定地域外の作業	18
空気圧縮機	3	破碎機	0	無騒音・無振動工法	83
バックホウ	2	鋼球	0	その他	0
トラクターショベル	1				
ブルドーザー	0				
合計	30	合計	21	合計	101

一般環境騒音の状況

ア．環境騒音

釧路市では、一般地域における騒音の実態を把握するため、環境騒音調査を実施しています。平成 19 年度は図 3-2-23 のとおり 8 地区について、調査を実施しました。環境騒音の測定結果は表 3-2-18 のとおりで、8 測定全地点が全時間帯とも環境基準を達成しています。

表 3-2-18 環境騒音測定結果 (単位 デシベル)(平成 19 年度)

類型	用途地域	番号	測定地点	測定結果					
				昼間			夜間		
				環境基準			環境基準		
A	第 1 種低層住居専用地域	1	文苑 4-10	55	44		45	39	
	第 1 種中高層住居専用地域	2	興津 2-27	55	41		45	39	
		3	緑ヶ岡 2-22	55	47		45	38	
	第 2 種中高層住居専用地域	4	中島町 6	55	48		45	44	
B	第 1 種住居地域	5	鳥取大通 5-11	55	52		45	45	
		6	入舟 6-3	55	45		45	40	
C	準工業地域	7	星が浦大通 4-6	60	51		50	43	
	工業地域	8	仲浜町 4	60	54		50	47	

1. 番号は、図 3-2-23 の番号に対応
2. 時間区分 昼間 (6:00~22:00) 夜間 (22:00~6:00)
3. 測定値は等価騒音レベル
4. 環境基準の達成状況： 達成、×未達成

図 3-2-23 環境騒音測定地点図



### イ．自動車騒音

釧路市では、自動車騒音の実態を把握するため、平成 19 年度は、図 3-2-24 のとおり主要幹線道路等に面する地域 6 地点で騒音の測定と交通量の調査を実施しました。

環境基準の達成状況は表 3-2-19 のとおりで、すべての地点で自動車騒音に係る要請限度（141 ページ用語解説参照）を下回っています。

表 3-2-19 自動車騒音測定結果

（単位 デシベル）（平成 19 年度）

番号	道路名	測定地点	類型	測定結果						交通量 (台)		
				昼間			夜間					
				環境 基準	要請 限度		環境 基準	要請 限度				
1	国道 38 号	大楽毛 1-9	C	70	75	72		65	70	67		18,750
2	道々釧路環状線	昭和南 3-5	B	70	75	68		65	70	60		19,272
3	道々釧路鶴居弟子屈線	新橋大通 3-1	C	70	75	65		65	70	58		12,942
4	国道 44 号	新釧路町 6	C	70	75	68		65	70	63		15,420
5	市道久寿里橋通	鶴ヶ岱 1-10	B	70	75	69		65	70	63		12,408
6	道々釧路環状線	春採 3-1	C	70	75	69		65	70	62		11,190

1. 地図番号は、図 3-2-24 の番号に対応
2. 時間区分：昼間（6:00～22:00）夜間（22:00～6:00）
3. 測定値は等価騒音レベル、交通量は 12 時間（7:00～19:00）である
4. 基準適否：環境基準達成、環境基準を超え要請限度以下、×要請限度を超過

図 3-2-24 自動車交通騒音・道路交通振動測定地点図



### ウ．道路交通振動

平成 19 年度、道路交通振動は表 3-2-20 のとおり、自動車騒音と同じ 6 地点において測定を実施しました。

道路交通振動については、環境基準は設定されていませんが、昼間・夜間とも特に問題となるような大きな値は測定されず、すべての地点で要請限度を大幅に下回っています。

表 3-2-20 道路交通振動測定結果

(単位 デシベル)(平成 19 年度)

番号	道路名	測定地点	測定結果					
			昼間			夜間		
			要請 限度			要請 限度		
1	国道 38 号	大楽毛 1-9	70	41		65	37	
2	道々釧路環状線	昭和南 3-5	65	41		60	37	
3	道々釧路鶴居弟子屈線	新橋大通 3-1	70	43		65	40	
4	国道 44 号	新釧路町 6	70	43		65	40	
5	市道久寿里橋通	鶴ヶ岱 1-10	65	46		60	45	
6	道々釧路環状線	春採 3-1	70	43		65	39	

1. 番号は、図 3-2-24 の番号に対応
2. 時間区分： 昼間(8:00~19:00) 夜間(19:00~8:00)
3. 測定値は 16 時間連続測定(1 時間 1 回)した 80% 上端値の時間区分ごとの平均である。
4. 基準適否： 要請限度以下、×要請限度を超過

### エ．航空機騒音

釧路市では、平成 19 年度は、図 3-2-25 のとおり釧路空港周辺 3 地点で調査を実施しました。

環境基準の達成状況は、表 3-2-21 のとおりで、全地点で環境基準を達成しています。

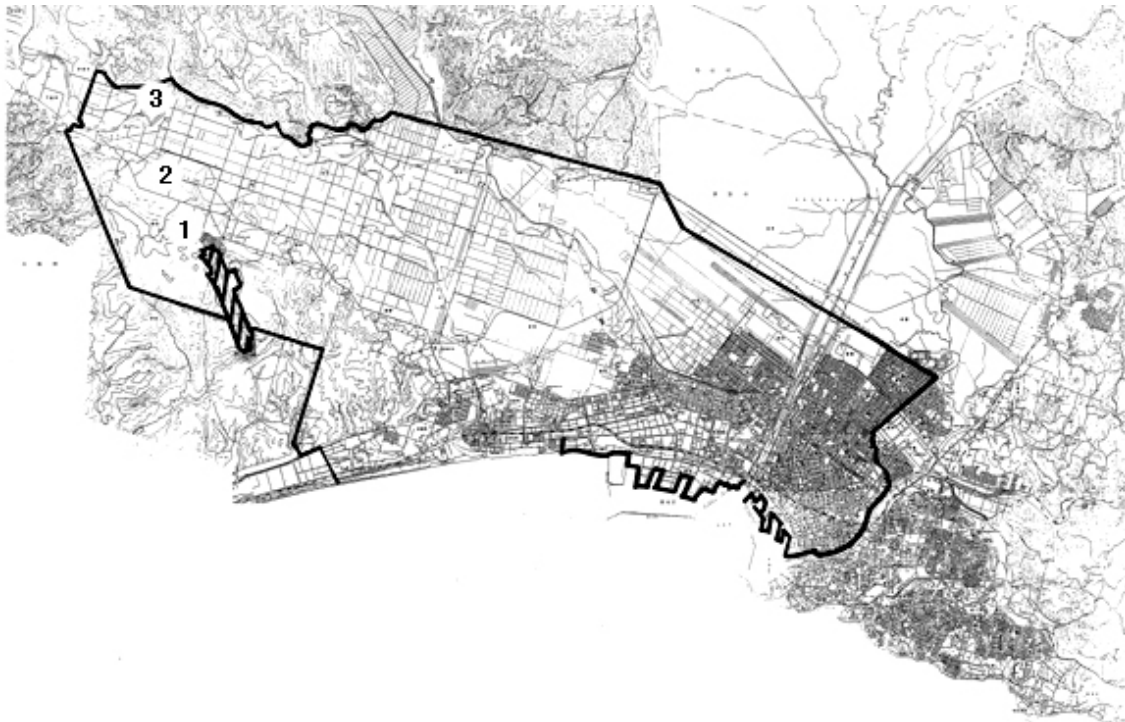
表 3-2-21 航空機騒音測定結果

(単位 WECPNL)(平成 19 年度)

番号	測定地点	類型	環境基準	測定結果	測定回数
1	駒牧 9		75	66	1
2	桜田 11		75	63	1
3	桜田 13		75	58	1

1. 番号は、図 3-2-28 の番号に対応
2. 環境基準の達成状況： 達成、×未達成

図 3-2-25 航空機騒音測定地点図及び当てはめ地域



#### (4) 悪臭

##### 悪臭の概況

悪臭は、一般に多成分、低濃度の複合気体であり、人の嗅覚によって直接感知されるいわゆる感覚公害です。40万種以上あるといわれている有臭物質の中で、腐敗臭のような人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場・事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと「悪臭公害」となります。

悪臭公害の特徴は、人の嗅覚が非常に敏感なことから機器分析による定量下限値以下のごく微量の臭いを感じることや心理的影響、健康状態や生活様式により、悪臭に対する評価が個人により異なるため、その解明が困難なことです。

釧路市では、悪臭物質による大気汚染状況を把握するため、悪臭防止法に基づき規制地域における大気中の悪臭物質の濃度測定調査を行っています。

平成19年度は、苦情などの多い工場・事業場について、その周辺地域の環境調査を実施しました(図3-2-26)。悪臭物質の測定結果では、表3-2-26のとおり全測定地点において特に高い値はありませんでした。

表3-2-22 特定悪臭物質環境調査結果 (単位 ppm)(平成19年度)

測定地点 (図上番号)	1	2	3	4	5
硫化水素	0.002	0.006	0.001	0.001	0.002
メチルメルカプタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
硫化メチル	0.002	0.002	<0.001	<0.001	<0.001
二硫化メチル	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
プロピオン酸			<0.001		
ノルマル酪酸			<0.0002		
イソ吉草酸			<0.0002		
ノルマル吉草酸			<0.0002		
気温	-3.6	-3.5	0.5	7.1	7.0
風向	静穏	NW	SSW	SW	SE
風速		3.5	0.6	2.6	0.8
天候	晴	晴	晴	晴	晴
測定日	H20.1.16	H20.1.16	H20.1.23	H20.3.13	H20.3.19

1. 測定地点は、図3-2-29を参照。 2. 当日の風下で臭気強度が大きいと感じられる場所を選んで測定

図3-2-26 悪臭環境調査地点図



### 発生源の概況

本市の主な悪臭発生源は、硫黄化合物を主体とした製紙工場と窒素化合物・脂肪酸を主体とした魚粕・ミール工場などです。

その他、水産食品製造工場などの事業場のほか、個人住宅・アパートのごみ焼却、生活排水、ペットなど家庭生活が悪臭の発生源になる場合もあります。

北海道公害防止条例に基づく釧路市の悪臭発生施設届出数は、表 3-2-23 のとおりであり、飼料又は肥料の製造の用に供する原料置場、蒸解施設等が、全体の約 8 割を占めています。

表 3-2-23 悪臭発生施設の届出状況 (平成 19 年度)

悪臭発生施設	施設数
動物の飼養又は収容の用に供する施設	10
肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設	2
てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈殿施設	-
飼料又は肥料(化学製品を除く。)の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分解施設、濃縮混合施設及び乾燥施設	232
でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈殿施設	-
パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設(ブロータンクを含む。)薬品回収施設及び廃液貯りゅう沈殿施設	42
ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設	-
計	286
工場・事業場の数	23

### (5) 地盤沈下の状況

地盤沈下とは、地下水位の低下により地表面が沈下することで、主に地下水の採取が原因となり発生します。地盤沈下は、進行が緩やかで確認しにくく、一度沈下すると復元がほとんど不可能であるという特徴があるため、未然防止に努めるとともに沈下の早期発見による進行の防止が重要になります。

釧路市では、かつて海岸沿いの一部の地域で地下水位の低下や塩水化が見られ、釧路市街地の水準点で昭和 44 年から平成 5 年までの間に最大 21cm の地表面の沈下が認められました。

平成 7 年度の調査では、年平均沈下量で最大 2.4cm の沈下が確認されましたが、これは釧路沖・北海道東方沖の 2 回の地震による影響と考えられています。

平成 10 年度は水準点 33 点、測量延長 51km、平成 13 年度は水準点 27 点、測量延長 40km について調査を実施した結果は、平成 10 年度から平成 13 年度までの間に平均 0.2cm の沈下が認められましたが、自然的要因による地盤の年間変動幅と言われる 0.2~0.3cm 程度の沈下の範囲内であり、大きな変化は見られませんでした。

### (6) 有害物質等の状況

私たちの身の回りには、さまざまな用途に対応した多様な化学物質が存在しています。化学物質は私たちの生活を便利にしてきた一方で、なかには生産・使用・廃棄等の仕方によって人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのあるものもあります。

最近では、新しい化学物質問題として、ダイオキシン問題と内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)問題への関心が高まっています。

#### ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。平成 11 年 7 月 16 日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF にコプラナーPCB を含めて“ダイオキシン類”と定義されました。

ダイオキシン類は、その種類によって毒性が異なりますが、最も毒性が強いものは青

酸カリやヒ素よりも強い急性毒性物質です。また発ガン性、催奇形性、内分泌かく乱作用に関する報告もあります。

ダイオキシン類は、塩素を含む化学物質の合成過程や焼却処理過程で非意図的に生成されます。わが国のダイオキシン類の排出量のうち、約9割がごみなどを焼却する時に発生するとされています。また、たばこの煙や自動車排出ガスのほか、森林火災や火山活動などにより自然界でも発生することがあるといわれています。

平成19年度に北海道が実施したダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類環境調査によると、釧路市においては、大気、水質・底質(公共用水域)、また、平成16年度に北海道が実施した地下水、土壌のいずれにおいても環境基準を達成しています。

なお、水質調査(公共用水域)の釧路海域の水質、底質調査は平成23年度中に、地下水と土壌調査は同じく平成23年度中に予定しています。

表3-2-24 ダイオキシン類調査結果 (平成19年度)

区分	測定地点	測定結果	環境基準	環境基準 適否 (適否×)
大気	春採測定局	0.013 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
水質	釧路川(釧路市上水愛国浄水場取水口)	0.096 pg-TEQ/l	1 pg-TEQ/l	
底質	釧路川(釧路市上水愛国浄水場取水口)	0.23 pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g	
	釧路川(新川橋)	0.24 pg-TEQ/g		
地下水	舌辛原野	0.066 pg-TEQ/l	1 pg-TEQ/l	
土壌	阿寒町富士見	0.0030 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g	

- 1 大気：調査期間平成19年7月～平成20年2月 数値は3回測定の平均値
- 2 水質：調査期間平成19年9月 数値は1回測定の平均値
- 3 底質：調査期間平成19年9月 数値は1回の測定値
- 4 底質の環境基準は、平成14年7月22日(環境省告示第46号)に施行。
- 5 地下水：調査期間平成16年7月～平成16年9月 数値は1回の測定値
- 6 土壌：調査期間平成16年7月～平成16年10月 数値は1回の測定値

#### 内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)とは、人や野生生物に取り込まれると体内のホルモン作用に影響を与える化学物質であり、正常なホルモン作用をかく乱することにより生殖機能を障害し、悪性腫瘍(しゅよう)を引き起こすなどの悪影響を及ぼすものとされています。

現在までの環境省の調査で内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質としては、ダイオキシン類など65物質あるとされています。このうち工業用洗剤の原料であるノニルフェノール及びオクチルフェノール、食器などに使われるポリカーボネート樹脂の原料であるビスフェノールAの3物質で内分泌かく乱作用が確認されたとする報告が環境省から出されました。

内分泌かく乱化学物質は、これまでの有害物質よりもはるかに低い濃度レベルで作用するといわれており、従来とは違う新たな対応が求められています。今後、調査・研究の推進によりこういった物質が、どのような経過をたどり、どのような影響を及ぼすのかといった実態が一層明らかにされていくものと思われます。

#### P R T R制度

この制度は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(いわゆる「P R T R法」)に基づき、人の健康や動植物に有害性のある354種類の化学物質を取り扱う事業者は、毎年度、事業者が環境への排出量や廃棄物として事業所外へ移動した量を把握して都道府県を經由して国に届出し、国がその集計を公表することとされています。

平成17年度分の集計結果では、届出排出量及び移動量の北海道内の合計は8,882トン、



釧路管内は 464 トンとなっています。なお、釧路管内の主な届出排出物質は、トルエン、キシレンなどの順となっています。キシレン、トルエンは溶剤・合成原料に用いられるほか、自動車などの排出ガス、溶接剤・塗料などに含まれています。

今後は、この制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善が促進され、化学物質による環境への負荷の低減が期待されています。

なお、釧路市においても下水道終末処理場、ごみ最終処分場で届出がされています。

#### 土壌汚染の状況

土壌汚染については、平成 3 年 8 月にカドミウムなど 10 項目が「土壌の汚染に係る環境基準」により設定され、その後平成 6 年 2 月に有機塩素系化合物と農薬等に関連する 15 項目が追加され、さらに平成 13 年 3 月にふっ素とほう素の 2 物質が追加され、現在合計 27 項目について環境基準が定められています。

そして、平成 14 年 5 月に「土壌汚染対策法」が公布され、平成 15 年 2 月から施行されています。この法律によって、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合や工場跡地などで土壌汚染のおそれが高く、かつ人の健康へ被害を及ぼすおそれのある土地の調査を行うこと、汚染の除去などの措置を行うことが定められています。

#### ( 7 ) 公害苦情の状況

平成 19 年度に本市に寄せられた公害苦情は 174 件で、平成 18 年度より 1 件増加しました。公害の種類別にみると、不法投棄が全体の 48%、大気汚染のうちばい煙が全体の 31% を占めています。

前年度と比較すると、大気汚染に関する苦情は 21 件、振動に関する苦情は 1 件、悪臭に関する苦情は 9 件増加し、騒音に関する苦情は 5 件、不法投棄を含むその他の苦情は 25 件減少しています。

大気汚染に関わる苦情については、事業所や家庭からの簡易焼却炉や野焼きによるごみ焼却が大半を占めています。これはダイオキシン問題に対する市民の関心の高まりによるものと思われます。

また、その他の苦情 90 件のうち、家電製品、廃タイヤ、日常生活用品、廃車などの不法投棄に関わる苦情が 83 件と前年度と比較して 26 件減少しています。このうち、家電製品の不法投棄では平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行に伴い、施行前の平成 12 年度は 3 件でしたが、平成 19 年度は 51 件となっています。

近年の公害に関する苦情は、従来の産業活動に関するものに加え、身近な市民生活によるものも増加している傾向にあり、事業者とともに、住民一人ひとりの公害防止に対する協力が不可欠となってきています。

図 3-2-27 公害苦情処理件数の推移

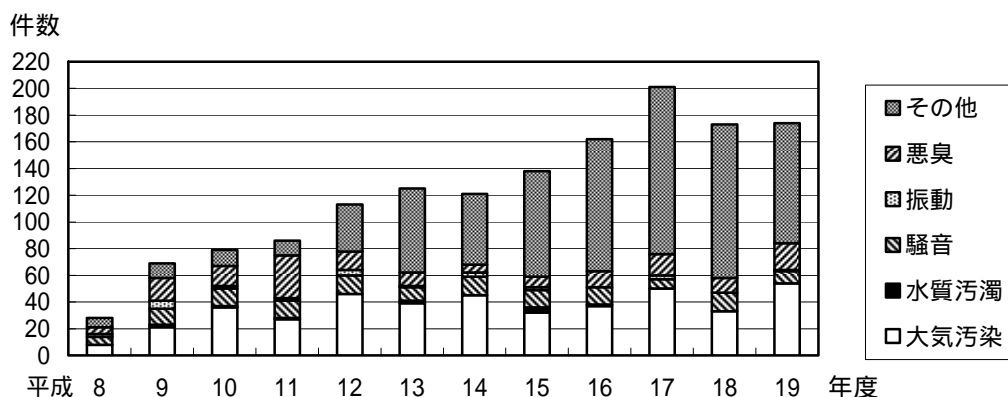


表 3-2-25 種類別公害苦情処理件数の推移

(各年度末)

年 度	大気汚染			水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総件数
	ばい煙	粉じん	ガス						
平成 9	15	5	1	2	12	6	17	11	69
10	34	2	0	1	13	2	15	12	79
11	24	3	0	1	13	2	32	11	86
12	43	3	0	0	14	4	14	35	113
13	36	3	0	2	10	1	10	63	125
14	44	1	0	0	14	3	6	53	121
15	28	4	0	4	13	2	8	79	138
16	33	4	0	1	13	0	12	99	162
17	50	0	0	0	7	3	16	125	201
18	31	2	0	0	14	0	11	115	173
19	49	4	1	0	9	1	20	90	174

### 3 廃棄物の現況

廃棄物処理法では、廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、廃油など 19 種類と輸入された廃棄物を「産業廃棄物」とし、それ以外の廃棄物は「一般廃棄物」としています。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。

わが国では、平成元年度以降毎年年間約 5,000 万 t の一般廃棄物が排出されています。排出量は平成 12 年度以降継続的に減少しており、平成 17 年度は、総排出量 5,272 万 t (平成 16 年度 5,059 万 t)、国民 1 人 1 日当たり 1,131g (平成 16 年度 1,086g) となっています。

また、全道の一般廃棄物の総排出量は、平成 16 年度は約 267 万 t、平成 17 年度は約 252 万 t であり、平成 17 年度の道民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,221g となっています。これは、全国平均の 1,131g/人・日 (平成 17 年度) と比較しても多いこととなります。

釧路市の状況は、平成 19 年度の釧路市の一般廃棄物の総排出量は約 7 万 5 千 t (集団資源回収を含むと約 7 万 8 千 t) になります。その内訳はおもに家庭系のごみである計画収集のごみが約 4 万 8 千 t、おもに事業系のごみである自己搬入のごみが約 2 万 7 千 t となっています。

#### (1) ごみ排出量

釧路市のごみの総排出量は、近年おおむね横ばい又は減少の傾向にありましたが、平成 17 年 4 月からのごみ有料化により、廃棄ごみ (可燃、不燃、粗大) の排出量が抑えられました。

表 3-3-1 釧路市のごみ排出量の推移

年度	計画収集		自己搬入 (t) (おもに事業系ごみ)	総排出量 (t)	集団資源 回収 (t)
	家庭ごみ (t)	資源物 (t)			
平成 15	61,353	7,082	30,058	98,493	0
平成 16	66,772	7,686	30,314	104,772	0
平成 17	33,030	14,978	28,714	78,516	1,408
平成 18	35,694	14,400	31,914	82,008	2,939
平成 19	34,756	13,428	26,852	75,036	2,975

数字の端数処理のため、合計の合わない場合があります

表 3-3-2 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

年 度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
釧路市 (g/人・日)	1,427	1,527	1,244	1,215	1,127
全国 (g/人・日)	1,106	1,086	1,131	1,116	
北海道 (g/人・日)	1,254	1,222	1,221	1,199	

北海道の平成 18 年度の数値は速報値

参考資料「平成 19 年版環境・循環型社会白書」(環境省)、「北海道環境白書」(北海道)

算定基礎人口は各年度 9 月末日人口を採用

釧路市の平成 19 年度の数値は速報値

#### (2) 最終ごみ処理量 (資源化量、埋立量)

釧路市では、平成 17 年度有料化開始に伴いごみの分別区分を変更したことと、平成 18 年度に釧路広域連合清掃工場が稼働したことにより、資源化量は増量し、埋立て量は減量しました。

詳しくは、有料化については廃棄ごみを対象とし、資源物は無料としたことと、資源物の品目にそれまでは廃棄ごみとしていた容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラスチック (その他プラスチック)、堆肥化事業による刈草・剪定枝を加えたことと、釧路広域連合清掃工場の稼働に伴う可燃性の廃棄ごみ、各ごみ処理施設の残渣を焼却することとしました。

また、平成 17 年の阿寒町・音別町との合併により、最終処分場が 2 施設、リサイクルセンターが 1 施設増えました。

これにより、釧路市のごみ処理に係る施設は、最終処分場が 3 施設、リサイクルセンターが 2 施設、粗大ごみ処理センターが 1 施設、堆肥化施設が 1 施設、容器包装プラスチック処理施設（民間施設）が 1 施設の合計 8 施設となります。

表 3-3-3 釧路市のごみ処理量の推移 (単位：t)

年 度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
資源化量(t)	7,551	8,437	10,546	13,084	15,520
埋立て量(t)	101,981	108,762	58,452	17,861	12,078

埋立量には、阿寒町、音別町及び広域連合の残渣ごみを含む  
 資源化量 = 集団回収量 + 直接資源化量 + 中間処理後資源化量  
 一般廃棄物処理事業実態調査に合わせ、平成 18 年度より刈り草・剪定枝量を含む  
 平成 19 年度の数値は速報値

### (3) 資源リサイクル

平成 17 年度の全道における一般廃棄物の総排出量は、約 252 万 t で、このうちリサイクルされた量は約 43 万 t、割合で約 17.2% となっています。

平成 19 年度の釧路市の状況は、市が行った資源化の量に民間の集団回収を含めたりサイクル率は 20.0% でした。

表 3-3-4 釧路市のリサイクル率の推移

年 度	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
リサイクル率 (%)	6.9	7.5	8.1	14.7	18.7	20.0

リサイクル率は（ごみの総処理量 + 集団回収量）に対する（直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量）の比（一般廃棄物処理事業実態調査より）  
 平成 19 年度の数値は速報値

## 4 エネルギーの現況

近年、国民生活の向上やライフスタイルの変化、OA 機器の普及等によって、エネルギー消費は増加しており、同時にエネルギー源の多様化もすすんでいます。

国は、最近の世界におけるエネルギーをめぐる情勢変化を踏まえ、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図るため、平成 18 年 5 月「新・国家エネルギー戦略」を策定しました。

北海道では、関連情報の提供により道内における E S C O 事業の普及を図るなど、省エネルギーの促進に努めていますが、道民一人あたりのエネルギー消費量は、全国平均の 1.2 倍となっています（平成 15 年）。また、北海道の石油依存度は 63.0% となっており、全国平均の 48.1% に比べ 15% 近く高くなっています（平成 16 年度）。

釧路市の電力消費状況をみると、家庭や事業所等における電気使用量は減少の傾向がみられます。

表 3-4-1 電力使用量の状況 (単位：千 kWh)

年 度	電灯使用量	電力使用量	その他の電力	合 計
平成 12	412,515	869,761	21,794	1,304,070
平成 13	414,971	835,885	20,513	1,271,369
平成 14	414,906	764,803	22,514	1,202,223

北海道電力釧路支店管轄（釧路市全域・釧路町、鶴居村の一部を除く全域）の数値

表 3-4-2 電力販売量の状況

(単位：千 KWh)

年度	電灯販売量	電力販売量	その他の電力販売量	合計
平成 15	393,073	779,216	23,207	1,195,486
平成 16	395,326	822,819	22,947	1,241,092
平成 17	396,658	819,902	17,760	1,234,320
平成 18	400,189	804,555	19,001	1,223,745

北海道電力釧路支店管轄の釧路市の数値(合併前、阿寒町、音別町分も含む)

## 5 地球環境の現況

### (1) 地球環境問題の現況

今日、私たちの生存基盤をおびやかす環境の汚染と破壊が地球規模で起こっており、地球環境問題として取り上げられています。地球環境問題は、地球の温暖化、オゾン層の破壊、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、酸性雨、森林破壊、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題などに大きく分類されていますが、これらは相互に深い関連を有しています。また、これらは先進国における資源やエネルギーの大量消費と開発途上国における貧困や人口の急増などによって起こる自然資源の酷使などから生じています。

地球環境問題の解決のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄といったこれまでの経済社会システム、生活様式を資源循環型のものに改めていくことが重要な課題となっています。

このようなことから、国においては、環境基本法が平成 5 年に制定され、同法に基づき平成 6 年に環境基本計画が閣議決定され、平成 12 年 12 月に改定が行われました。国・地方自治体・事業者・国民は、それぞれ地球全体の環境保全を視野に入れて、環境への負荷の低減に向けて取り組んでいかななくてはなりません。

#### 地球の温暖化

地球は、太陽の光が地表面に届くことによって温められ、また、熱(赤外線)を宇宙に放出することによって冷えていきます。大気中には二酸化炭素やメタンなどの熱を吸収する気体(温室効果ガス)があるため、地表の気温は生物にとって住みよい温度となっていました。

しかし、産業革命以来の化石燃料の大量消費によって温室効果ガスの濃度が上昇し、太陽から放射される熱が宇宙空間へ放出されにくくなり、その結果、地球の温暖化がすすんでいるといわれています。

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の 2007 年の報告では、世界全体の経済成長や人口、技術開発、経済・エネルギー構造などの動向について一定の前提条件を設けた複数のシナリオに基づく将来予測を行っており、1990 年から 2100 年までの全球平均地上気温の上昇は、2.4 ~ 6.4 と予測されています。この結果、海水の膨張、極地及び高山地の氷の融解を引き起こし、海面が上昇し、気候帯の急激な変動により、人類の生活環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響が生じるおそれがあります。

#### オゾン層の破壊

地球の大気中には、オゾンと呼ばれる物質が上空 20 km から 40 km の範囲に集中的に存在しています。このオゾン層は、太陽の光に含まれる有害な紫外線のほとんどを吸収し、私たち人類が皮膚ガンや白内障になったり、免疫力が低下するのを防ぐなど、地球上の生物を守る重要な役割を持っています。

近年、スプレーや冷凍・冷蔵・冷房機器の冷媒に使用されるフロンによってオゾン層が破壊されるということが分かってきました。

このため、国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」を制定し、特定フロン等の生産や輸出入を全廃しました。しかし、現在使

用されているエアコン・冷蔵庫などは、生産中止以前に製造されたものが多く、それらを廃棄する際にはフロンの回収に留意することが求められています。

#### 野生生物の種の減少

現在、地球上に存在している生物は一千万種にも及ぶといわれています。過去の進化の過程において、生物の種の発生と絶滅は自然のプロセスの中で絶えず繰り返されてきたことですが、近年、地球上に生命が誕生して以来最も速いスピードで種の絶滅がすすみつつあります。

その原因が自然のプロセスによるものではなく人類の諸活動に起因していることから、地球環境問題のひとつに取り上げられています。

#### 砂漠化

砂漠化とは、サハラ砂漠のように一面に砂が広がる状態を指すばかりではなく、乾燥しがちな土地でまれに降る雨などにより土砂が流出してしまうこと、自然植生の種類が減少してしまうこと、土地自体が植物を育てる能力を減少させてしまうことなどをいいます。

砂漠化の原因は、干ばつなどの自然的な要因のほかに、熱帯林減少の原因と同様、草地の能力を超えた家畜の放牧、土地の能力を無視した過度な耕作、燃料とする木材の過剰伐採、不適切な灌漑（かんがい）による農地への塩分の集積等の人為的な要因が考えられています。

その背景には、開発途上国の貧困、急激な人口増加、貿易条件の悪化、対外債務の増加などの様々な社会経済的要因が複雑に絡んでおり、問題の解決を困難にしています。

#### 海洋汚染

海は、地球の面積の約7割を占めており、地球上の動植物の起源であり「生命の母」と呼ばれています。海洋中の多種多様な植物は光合成により地球上の酸素の約30%を供給し、多くの魚介類や海藻類などは人類の食料にもなっています。また、大気との相互作用により、気候に影響を及ぼすなど地球上のすべての生命を維持する上で不可欠な要素となっています。

海は、これまで、人間が廃棄したものを受け入れその自浄能力により浄化してきましたが、近年の人間の活動による負荷が海の浄化能力を超えてしまったため、汚染が問題となってきています。

#### 酸性雨

酸性雨は、化石燃料の燃焼などに伴って生成された硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性化（pH5.6以下）した雨のことをいいます。

酸性雨は、大気圏、水圏、土壌圏などすべての環境に関する汚染現象であり、発生源から遠く離れた地域にも被害が及ぶことから、酸性雨は、オゾン層の破壊、地球の温暖化現象とともに今日の地球環境問題の重要な課題として注目されており、すでにその被害が明らかになっているという点でより現実的で緊急の課題となっています。

国が実施した酸性雨対策調査の結果から、日本でも平均値pH4台の雨や雪が降っていることや冬季間では日本海側で多く観測されることなどが分かっています。

#### 森林破壊

森林は世界の陸地の約27%を占めており、約35億haの森林が存在するといわれています（国連食糧農業機関：「State of the World's Forests」（1999））が、森林は、1990～1995年の平均で年間1,130万ha（日本の国土の約30%）が減少し続けています。

森林の減少の原因として、焼畑移動耕作・過度の薪炭材採取・不適切な商業伐採・過放牧などが指摘されていますが、それらの背景には開発途上国における貧困・人口増

加・土地制度等の社会経済的な要因があげられています。

森林は二酸化炭素の吸収源であり、これら森林減少による大気中の二酸化炭素の増加が地球温暖化を加速させる一因となっていることが指摘されています。

また、広い面積の森林が消失することにより、野生生物の生息域が狭められ、種の維持が困難になることも危惧されています。

#### 有害廃棄物の越境移動

先進国で処分が困難な有害廃棄物が、より規制が緩く処理費用も安い開発途上国へ輸出され、不適切な処分や不法な投棄により環境汚染を生ずる有害廃棄物の越境移動問題が、先進国間だけでなく途上国をも含んだ地球規模での対応が必要な問題となっています。

#### 開発途上国の公害問題

開発途上国では、工業化や人口の増加と都市への集中に伴い、大気汚染、水質汚濁等の公害問題が深刻化しています。これらの国で有効な対策を進めるためには先進国等の協力が不可欠となっています。

### (2) 釧路市の温室効果ガスの排出状況

平成 18 年度における釧路市内の温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素及びメタンの排出量については、二酸化炭素換算でそれぞれ 1,863 千t-CO<sub>2</sub>、194 千t-CO<sub>2</sub>、合計で 2,057 千t-CO<sub>2</sub>と推定されます。メタンの占める割合が 9.4%と高いのは釧路市の特徴となっています。

平成 2 年度からの経年推移を当時からのデータのある旧釧路市分についてみると、平成 2 年度の温室効果ガス排出量と比べ、二酸化炭素で 27.5%、メタンで 71.5%の減少となっています。近年メタンが大きく減少したのは、それまで 210 万 t 前後で推移していた石炭の出炭量が、平成 14 年 1 月の太平洋炭砒の閉山後、その事業を引継いだ釧路コールマインの出炭量が 75 万 t 前後となったことが大きく影響しています。

表3-5-1 釧路市内の温室効果ガス排出量の状況 (単位:千t-CO<sub>2</sub>)

年 度	平成 2 年度 (1990)	平成 15 年度 (2003)	平成 16 年度 (2004)	平成 17 年度 (2005)	平成 18 年度 (2006)
釧路市 (合併後)				2,121	2,057
二酸化炭素				1,935	1,863
メタン (CO <sub>2</sub> 換算)				186	194
釧路地区 (旧釧路市) 分	3,036	2,105	2,116	1,996	1,935
二酸化炭素	2,429	1,915	1,936	1,829	1,762
メタン (CO <sub>2</sub> 換算)	607	190	180	167	173

温室効果ガスは二酸化炭素及びメタンである  
エネルギー使用量等から排出量を推定している。なおエネルギーのうち、石油類の消費量については、実数の把握が困難なため、電力等使用量における全道と釧路市の按分(あんぶん)比によっている。

## 第4章 施策の推進状況

### 基本方針 自然との共生

#### 1 自然環境の保全

##### (1) 自然環境の把握

###### 自然環境保全基礎調査

平成12年度より市内の自然環境を的確に把握するとともに、保護と利用に関する施策の基礎資料とするため、釧路市環境政策課では自然環境保全基礎調査を実施しています。

平成12年度～16年度には、現地調査、データ解析、生息・生育図の作成を行い、平成17年度以降の調査では行政機関や研究機関等が、これまでに実施した市域及び釧路湿原における自然環境・野生動植物に関する調査や研究の結果、資料を収集・整理しました。

###### 春採湖調査会

春採湖とその周辺の自然環境保全や水質浄化のための基礎的な調査を行うため、自然科学のさまざまな分野の研究者が集まり、昭和60年に春採湖調査会が設立され、春採湖の基礎調査を継続して行っています。

釧路市環境政策課では、調査会が行った春採湖とその周辺の自然環境の調査結果や市で行った自然観察会、環境保全事業などをとりまとめた「春採湖レポート」を年1回、発行しています。

###### 身近な指標生物市民調査

釧路市環境政策課では、市内の身近な動植物を対象として分布調査を行い、市内の自然環境について市民協働で調査を行っています。

調査実施年度	調査対象生物指標
平成13年度～平成14年度	ノコギリソウ類
平成15年度～平成16年度	野鳥

##### (2) 土地利用計画

釧路市では、平成13年に策定した「釧路市都市計画マスタープラン」において、市街化などの都市的な土地利用は水際線より6kmまでにとどめるとの方針を明確に定めています。このマスタープランの適正な運用により、釧路湿原などの自然環境を土地利用計画の面からも保全していきます。

##### (3) 近隣町村等と連携した釧路湿原保全

###### 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原を取り囲む釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村と環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路支庁は「釧路湿原国立公園連絡協議会」を組織し、関係行政機関が連携をとりながら釧路湿原国立公園の保全と適正な利用に取り組んでいます。

同協議会の事務局を釧路市環境政策課に設置し、鶴居村にある温根内ビジターセンターと標茶町にある塘路湖エコミュージアムセンターを拠点として、自然ふれあい活動を展開しています。また、湿原の保全など自然環境に関心を持っている、協議会構成4市町村の子どもたちを対象に、「こどもレンジャー」登録制度を設け、湿原調査や意見交換会など、子どもの視点からの自発的な湿原保全活動を実施しています。さらに、釧路湿原国立公園のガイドブックやホームページなどを作成し、国立公園に関する情報等を提供しています。(ホームページアドレス<http://city.hokkai.or.jp/~kkkr946/>)



### 釧路湿原自然再生事業

「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」(国土交通省：平成11年設置)、「釧路湿原自然再生事業に関する実務会合」(環境省：平成14年設置)などにより、釧路湿原の自然再生についての施策の提言、関係者間での意見交換などが行われてきましたが、平成15年1月1日に自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されたことにより、釧路湿原の自然再生も、この法律に基づいて実施することとなり、同年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が設立されました。

新しい体制のもとで、平成17年3月には「釧路湿原自然再生全体構想」がまとめられ、関係機関との連携を強め、地域住民の積極的な参加と幅広い合意形成を目指しながら、各事業が進められています。

### 釧路湿原保全プラン

北海道では、「釧路湿原保全プラン」(平成8年3月策定)を推進するため、釧路湿原保全プラン推進連絡会議を設置し、湿原保全施策に関する関係行政機関相互の連絡調整を行っています。

### 釧路湿原を美しくする会

釧路湿原国立公園の美化清掃を目的として組織された「釧路湿原を美しくする会」では、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4支部が、それぞれの国立公園利用施設とその周辺の清掃を行っています。このうち本部と釧路市支部は、釧路市環境政策課に事務局を置いています。

## (4) 関係機関と連携した阿寒湖保全

### 阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会

阿寒湖畔エコミュージアムセンターは阿寒国立公園西地区・阿寒湖周辺の自然散策の利用拠点として、環境省によって整備された施設です。運営は釧路市、足寄町、関係行政機関、教育機関、自然保護団体等などで構成する「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」によって行われています。同協議会は「阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会」は阿寒湖畔エコミュージアムセンターの運営管理と阿寒国立公園内の自然環境維持及び適正な利用の推進等を目的として、各関係機関の連絡調整を図り、自然ふれあい活動、美化清掃の推進等の実施による自然保護思想及び美化思想の普及に努めています。

## (5) 保全地域等の指定

### 釧路湿原に係る法令等の指定

わが国最大の湿原である釧路湿原は、優れた自然の風景地を保護し、その自然の特性をいかした利用の増進を図るため、昭和62年7月31日、自然公園法に基づき、国立公園に指定されました。

釧路湿原国立公園は、釧路川に沿って展開する釧路湿原を中核とする地域で、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村にまたがっています。釧路湿原は、「他の地域では既に失ってしまっているわが国の平野部の原自然が保全されており、湿原全体を支配するヨシと散在するハンノキ林、蛇行する河川等が構成する自然性の高い広大な水平的景観は、わが国では他に例をみない特異性」を示しています。景観だけでなく、湿原にはヨシ、スゲ類などの特徴的な植物が見られ、特別天然記念物タンチョウをはじめ、キタサンショウウオ、イトウなど野生生物の宝庫でもあります。

また、釧路湿原は、文化財保護法により天然記念物に指定されているほか、タンチョウの生息地として国指定鳥獣保護区に、さらにその主要部は国際的な重要性が評価されるラムサール条約登録湿地に指定されています。

表 4-1-1 釧路湿原の法令等指定状況

(単位：ha)

区 分		指定面積	釧路市域	根拠法令
釧路湿原 国立公園	特別保護地区	6,490	-	自然公園法
	第1種特別地域	1,769	-	
	第2種特別地域	3,359	-	
	第3種特別地域	6,765	1,745	
	普通地域	8,478	839	
	合 計	26,861	2,584	
国指定釧路湿原鳥獣保護区 (うち特別保護地区)		11,523 (6,962)	-	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
ラムサール条約登録湿地		7,863	-	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定天然記念物「釧路湿原」		5,012	-	文化財保護法
鳥通学術自然保護地区		7.05	-	北海道自然環境等保全条例

## 阿寒湖に係る法令等の指定

阿寒湖の全域を含む阿寒国立公園は、国立公園法（現在は自然公園法）に基づき、昭和9年12月4日、大雪山国立公園とともに国立公園に指定され、北海道で最も歴史のある国立公園です。

阿寒国立公園は、北海道東部に位置し、雄阿寒岳と雌阿寒岳等の火山性山岳景観が織りなす優れた原始的景観を有する「火山と森と湖」の公園です。公園は西側の阿寒湖を中心とした地域と東側の屈斜路湖・摩周湖を含む地域に大きく二分されます。阿寒国立公園を構成する市町村は、釧路市、弟子屈町、美幌町、津別町、足寄町、標茶町、白糠町、大空町、中標津町、清里町、小清水町の11市町にまたがっています。

阿寒湖に生息するマリモは、その美しい姿や希少性から1952年に文化財保護法により国の特別天然記念物に指定されています。

平成17年11月には、阿寒湖が国際的に重要な湿地として、ラムサール条約登録湿地に登録されました。

表 4-1-2 阿寒湖の法令等指定状況

(単位：ha)

区 分		指定面積	釧路市域	根拠法令
阿 寒 国立公園	特別保護地区	10,421	5,688	自然公園法
	第1種特別地域	20,287	3,237	
	第2種特別地域	24,460	10,361	
	第3種特別地域	17,688	3,703	
	普通地域	17,625	2,609	
	合 計	90,481	25,598	
ラムサール条約登録湿地		1,318	1,318	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
国指定特別天然記念物「阿寒湖のマリモ」				文化財保護法

## 環境緑地保護地区等

北海道自然環境等保全条例に基づき、市街地やその周辺地の環境緑地として維持することが必要な樹林地や水辺地、良好な自然景観地等の保護のために指定されているもので、市内では環境緑地保護地区として1カ所、記念保護樹木として1カ所が指定されています。(指定時の名称は「日進小学校」ですが、平成20年4月の学校統合により校名は、釧路小学校に改称しています。)

表 4-1-3 環境緑地保護地区

名 称	面積 (ha)	指定年月日	所 在 地	指定の目的
日進小学校	0.16	昭和 49 年 3 月 30 日	浦見 2 丁目 33 外	市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護

表 4-1-4 記念保護樹木

名 称	本数(本)	指定年月日	所 在 地	指定の目的
日進小学校のサンナシ	1	昭和 49 年 3 月 30 日	浦見 2 丁目 35	学校美化の記念として親しまれている樹木の保護

## 鳥獣保護区等

鳥獣保護区は野生生物の保護繁殖を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の生息環境の保全が必要な地域に設定され、市内では7カ所が道指定鳥獣保護区に設定されています。

また、銃猟による危険予防を目的として、市内2カ所が特定猟具を禁止する区域に設定されています。

表 4-1-5 鳥獣保護区等の設定状況

区 分	名 称	面積(ha)	指定者	指定期日
鳥獣保護区 (身近な鳥獣生息地)	駒牧高谷	111	北海道	昭和 53 年 10 月 1 日
	春採湖	69		平成 12 年 10 月 1 日
鳥獣保護区 (森林鳥獣生息地)	馬主来	296		昭和 39 年 10 月 1 日
	シュンクシタカラ	552		昭和 51 年 10 月 1 日
	阿寒湖	8,808		昭和 41 年 10 月 1 日
	ペンケトー	515		国設:昭和 40 年 10 月 1 日 国設から道設へ 昭和 58 年 10 月 1 日
	阿寒	5,373		昭和 56 年 10 月 1 日
特定猟具使用 禁止区域	北 斗	16		平成 13 年 10 月 1 日
	音別二俣	239		平成 11 年 10 月 1 日

表 4-1-6 自然保護監視員と鳥獣保護員

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

	氏 名	担 当 区	任命者
自然保護監視員	杉 山 伸 一	釧路湿原国立公園(釧路市)	北海道
	田 中 政 人	阿寒国立公園(阿寒湖畔他)	
	松 本 貴 志	阿寒国立公園(阿寒湖畔他)	
	宮 本 稔	阿寒国立公園(阿寒湖畔他)	
鳥獣保護員	花 田 實	旧釧路市東部	
	高 谷 茂	旧釧路市西部	
	佐々木 政 行	旧阿寒町北部、阿寒湖畔	
	赤 堀 正 道	旧阿寒町一円	
鳥獣保護兼希少野生 動植物保護観察員	山 田 忠 孝	旧音別町一円	

## 2 生物の多様性の保全

### (1) 希少な野生生物の保護増殖

生態系の基本的構成要素である野生動植物はその多様性によって生態系のバランスを維持していることから、自然環境を保全していくためには、多様な生物相全体を保全していくことが重要となっています。

特に絶滅のおそれのある種については、増殖に努め、個体数を回復していくことが求められています。釧路市動物園では、タンチョウ、シマフクロウ、クマタカ、シジュウカラガン、オジロワシ、オオワシなどの希少種の増殖を進めています。

#### シマフクロウ

釧路市動物園は、環境省からシマフクロウについての保護増殖事業者として認定され、増殖事業を委託されています。

自然孵化・育雛による増殖をめざしており、平成 19 年度は、一つがいから自然孵化で 1 羽（オス）が孵化し、飼育個体は 11 羽となりました。

#### タンチョウ

数の少なくなった野生動物を飼育下で繁殖させ、野生に戻す試みとして、釧路市動物園では、「飼育下で繁殖したタンチョウを野生復帰させるために必要な飼育技術の確立」をするため、(社)日本動物園水族館協会の助成を受け、足輪と発信機を付けたタンチョウの野外放鳥を平成 13 年度から行っており、平成 19 年度までに 24 羽を放鳥しています。

また、平成 15 年度からは、足輪を付けたタンチョウの情報を収集するために、タンチョウの生息地に住む道東一帯の小学生全員にカードを配布し、情報を寄せてくれた子どもたちには「ありがとうカード」を送って結びつきを深めています。

動物園では、飼育下ばかりではなく、野生のタンチョウについても、傷病収容される野生タンチョウの治療と死亡原因の究明を行なっています。平成 19 年度にはこれまでで最多の 34 羽の収容があり、生体で保護された 9 羽のうち 5 羽が生存、うち 1 羽は足環をつけて放鳥しました。

#### キタサンショウウオ

釧路市立博物館では、キタサンショウウオの卵塊調査を実施しています。平成 19 年度には、安原人工池 8 カ所で 25 卵塊を確認しています。

また、市教委生涯学習課では同人工池の草刈等を行い環境保全に努めています。

#### ヒブナ

釧路市博物館では、春採湖に生息するヒブナの生息状況を調査するとともに、保護増殖の手法確立を目指す取組みを進めています。

ヒブナの生息状況調査は、地引網による調査で、13 年度以降は 3 年おきに実施しています。平成 13 年度には 4 尾を確認しましたが、平成 16 年度、平成 19 年度の調査では、いずれもヒブナを確認できませんでした。ヒブナが確認できなかった要因としては、平成 16 年度から調査に用いた漁具を小型のものに切り替えたことによる漁獲効率の低下や、水温が比較的高く、魚類が分散していたことなどが考えられます。

一方で、ヒブナやフナが産卵する沈下植物のマツモやリュウノヒゲの生育がほとんど見られなくなり、産卵環境が悪化していると判断されることから、平成 19 年 6 月に 3 箇所にナイロン製の人口水草を合計 117 本設置し、産卵状況を調査したところ、全部の水草に産卵が確認でき、1 ヶ月後まで産卵の増加が見られました。

また、保護増殖に向けて、ヒブナ稚魚の放流も継続実施しており、19 年度は 1,957 匹の稚魚を放流しました。

## マリモ

釧路市教育委員会では、阿寒湖を代表する生物であるマリモの保護管理手法の確立を目指して、国内外の研究機関や地元のマリモ保護団体と協力しながら、マリモの生態研究とその生育地である阿寒湖の環境調査を実施しています。これまでに、湖内におけるマリモの生育分布状況や生態的な多様性、球状マリモの生成過程、マリモが成長あるいは群生する際に必要とされる環境条件などについて数多くの新しい発見がもたらされています。

### (2) ハマナス群落の復元

釧路市大楽毛の水産加工団地から白糠町に至る海岸線は、かつてハマナスやノハナシヨウブ等の群落が続く「原生花園」のような景観を呈していました。しかし、砂の採取などにより、豊富な構成種を誇る植物群落の多くが失われ、わずかな区域に昔の面影をとどめているだけとなっています。

釧路市環境政策課では、豊かな海岸植生の復元を図るため、地域住民や自然保護団体・市民団体・学校などの協力を得て、昭和63年から毎年、大楽毛海岸にハマナス苗を植栽しています。

平成12年度より試験的に大楽毛海岸に自生するハマナスの株分けを行いました。平成13年度より苗の植栽から自生ハマナスの株分けに転換し、平成16年度からは自生ハマナスの種から発芽させた実生苗の植栽を行っています。また、平成17年度からは、大楽毛海岸に植栽するための実生苗を、市民ボランティアの参加を得て自生ハマナスの種から育成する、ハマナス苗育成事業を行っています。平成18年10月と平成19年1月に発生した高波の影響により、植栽予定地が砂に覆われたため、平成19年度は、植栽を実施せず、状況を観察しています。平成20年度は、状況観察を継続し、植栽地を変更して植栽を実施しました。

### (3) 春採湖のウチダザリガニ捕獲

春採湖は、ヒブナ生息地として国の天然記念物に指定されており、また、自然豊かな市民の憩いの場として親しまれていますが、近年、専門家の調査等によりウチダザリガニの生息が確認され、ウチダザリガニが湖内水草を捕食することによるヒブナその他の魚類や水鳥等の生息環境に対する影響が危惧されています。

釧路市では、平成18・19年度の2カ年にわたって湖内のウチダザリガニの生息状況調査を実施し、生態や生息箇所などのデータ収集と分析を行いました。

#### 春採湖ウチダザリガニ捕獲数一覧

年度	雄	雌	合計
18年度	895	552	1,447
19年度	542	384	926
合計	1,437	936	2,373

### (4) 傷病鳥獣の保護

ケガや病気などで弱っている野生鳥獣を保護し、適切な治療を行い自然に復帰させることによって、野生鳥獣の保護や鳥獣保護思想の普及啓発などを図るため、北海道では、市町村や北海道獣医師会、公立動物園等の協力のもとに、平成9年度に「傷病鳥獣保護ネットワークシステム」を発足させ、釧路市は収容の調整にあっています。このシステムでは、発見された傷病鳥獣のうち治療を要するものについては、指定診療施設で応急手当を行い、このうち回復に時間の要するものは公立動物園等で保護しています。

釧路市動物園では、北海道からの委託により、傷病鳥獣の治療や保護を行っています。治療を行った個体のうち、回復したものについては自然界に放し、復帰できないものについては増殖に供し、繁殖した個体の野生復帰を図ることとしています。

また、死亡した個体については、死因の解明を行い、野生動物の現状把握に努めています。平成 19 年度は 18 種 33 点が収容され、16 種 16 点が復帰しました。

#### (5) 野生生物の保護管理

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律では、野生生物の飼養や鳥獣捕獲等には許可または登録が義務付けられています。釧路市における平成 19 年度の許可・登録件数は飼養 0 件、捕獲等 32 件でした。

北海道が策定している「エゾシカ保護管理計画」により、釧路市もエゾシカ個体数管理事業に協力しています。「エゾシカ農作物被害対策事業」としてエゾシカの駆除を釧路市農林課で実施しており、平成 19 年度は 1,341 頭を駆除しています。

また、ヒグマの出没に関しては関係機関と連携して、情報収集にあたっており、釧路市では北海道猟友会釧路支部と白糠郡支部の協力を得て警戒出動を行っています。平成 19 年度は、2 回警戒出動しています。

### 3 自然とのふれあいの推進

#### (1) 自然と親しむ施設

春採湖は、ヒブナの生息地として国の天然記念物に指定されており、湖畔一帯は豊かな自然環境にも恵まれ、野鳥観察や湖畔の散策など多くの市民に利用されています。

釧路市では、春採湖周辺に野鳥観察施設や野草園、周遊園路を整備するなど、市民が自然と親しむにふさわしい施設整備を進めており、春採湖畔にネイチャーセンターを設置し、春採湖で散策等を行う市民の憩いの場とするとともに、関連資料等の展示を行っています。また、毎年、散策路を彩る修景緑化事業を実施しています。さらに、春採湖南岸地区では、平成 13 年度から 10 年計画で市民団体による市民の森の植栽が始められ、平成 18 年度より、春採公園南岸市有地(市民の森)の管理用園路の造成と暗渠排水等の整備を継続しています。

山花公園は動物園、山花温泉リフレなどの多くの施設が整備されていますが、広大な里山の自然と親しむための施設の充実がすすめられています。

武佐の森は市街地に残された自然豊かな森として自然観察などに利用できる「森の学校」として散策路や休憩所などの整備が平成 12 年度末に完了しています。

阿寒本町地区には、あかんランド丹頂の里に宿泊施設の赤いベレー、キャンプ場、バンガロー、レンタル農園、阿寒国際ツルセンター、サイクリングロードなど多くの施設が整備され、四季を楽しみながら自然にふれあうことができます。

音別地区の「ふれあいの森」は平成 12 年に整備され、ウッドチップが敷き詰められた歩道や溪流路、またイチイ・ハマナス・ツツジなど森林浴等を楽しむことができます。

#### (2) 自然体験学習会等の開催

釧路市、釧路市教育委員会や釧路湿原国立公園連絡協議会、阿寒湖畔エコミュージアムセンター運営推進協議会などでは、釧路湿原・阿寒湖・春採湖などのフィールドや体験学習センター「こころみ」などの施設を利用して各種の自然体験学習会、天体観測等を実施しており、市民に自然とふれあう機会を提供しています。

#### (3) 普及啓発・情報提供

釧路市環境政策課では普及啓発や情報提供として「くしろ自然ウォッチングガイド」の発行、釧路市ホームページへの掲載を行っています。また平成 12 年度から、春採湖保全の取り組みを紹介する「春採湖なんでもパネル展」を春採湖ネイチャーセンターで開催しています。阿寒生涯学習課では、タンチョウ保護の普及啓発のために、阿寒町タンチョウ鶴愛護会と共同でタンチョウリーフレット「すばらしきタンチョウ」を制作し、阿寒国際ツルセンターの来館者等に配布しています。

## 4 自然環境分野における国際協力の推進

### (1) 国際協力事業の実施

釧路市は、国や国際機関・関係市町村・NGOなどと連携を取りながら、湿地保全や水鳥の保護に関する国際協力活動を行っています。

平成6年11月、オーストラリアのクーラガング湿地及びその周辺湿地（現在の名称はハンター河口湿地）と釧路地域の3つのラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）が、姉妹湿地提携を交わし、双方の高校生、研究者、行政担当者との間で情報交換や人的交流がすすめられています。平成16年9月には、オーストラリアのポートスティーブンス郡より19名の市民からなる姉妹湿地訪問団が道東をおとずれました。また平成16年11月には、関係6市町村の代表が、姉妹湿地のあるオーストラリア・ニューカッスル市とポートスティーブンス郡を訪問し、姉妹湿地提携を更新しました。平成18年4月には、ポートスティーブンス姉妹都市委員会の来釧を歓迎し、レセプションを開催しました。

また、釧路市は、「アジア太平洋地域水鳥保全戦略」に基づく北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワークと東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに参加し、渡りのルートにおける国際的に重要な湿地の適切な管理を通じて、ツル類とガンカモ類の継続的な保全活動に協力しています。平成15年度には、国内ツル類保護の関係者らによる「北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク・国内ワークショップ」の参加者を交えた公開フォーラム「ツルの未来」を開催しました。

さらに、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議に構成自治体として参加するなど、国内のラムサール条約登録湿地を抱える市町村との連携を図っています。

このほか、平成3年から8年にはスイスのラムサール条約事務局に野生生物の専門家である職員1名を派遣したほか、国際協力機構（JICA）の専門家派遣事業を通じ、平成12年にはマレーシア、平成13年にはブータン、平成14年にはモンゴル、リトアニア、ブルガリア、平成15年度にはブータン、マレーシア、さらに平成17年度にはメキシコ、マレーシアに職員を派遣し湿地保全等の技術移転に取り組んでいます。

釧路市教育委員会では、マリモの保護・研究活動を海外の大学や研究機関・博物館などと協力して進めており、特に阿寒湖とならんで球状マリモの存在が知られるアイスランドおよびエストニアとは、平成11年以降、職員の派遣・交流をはじめとして、共同調査の実施やシンポジウムおよびワークショップの開催など様々な取り組みが続けられています。平成17年度の大きな成果としては、阿寒湖と類似の環境を備えたアイスランドの火山湖との比較研究を通じて、球状マリモの多様な生成過程の全容が明らかになりました。また、アイスランドの専門家と協力して、湖底に遺されたマリモの遺骸を用いて過去の生育状況や湖環境の変遷を明らかにする調査が行われており、阿寒湖の環境調査の他、釧路湿原東部湖沼の自然再生事業にも応用されています。

### (2) 釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）の活動

平成5年6月、釧路でラムサール条約第5回締約国会議が開催されました。この会議を契機として、釧路市は、釧路地域のラムサール条約登録湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原）にかかわる地方自治体と連携し、関係行政機関、教育機関、自然保護団体、関係国際機関等の協力の下に、地方の立場で湿地保全のための国際協力推進を目的とする活動拠点として、平成7年1月、釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）を設立しました。（現在は、ラムサール条約登録湿地として、阿寒湖が加わっています。）

KIWCは、釧路地域の豊かな自然、充実した施設、豊富な人材等を活用しながら、関係機関の支援の下に、「湿地の保全とワイズユース」の推進に取り組むことにより、国際社会に寄与することを目的としています。

その主な活動として、  
 湿地生態系保全等に関する研修コースの実施  
 湿地環境及び生物多様性保全に関する会議・ワークショップの開催  
 湿地生態系モニタリング調査の実施及びデータベースの構築  
 湿地の管理に関する技術開発及び助言  
 湿地の保全とワイズユースの普及啓発・出版事業の実施  
 湿地エコツーリズムの検討・プランニング及び情報提供  
 国際協力の推進及び関係機関との協力・提携  
 などを積極的に展開しています。

平成 19 年度は、釧路湿原国立公園指定 20 周年を記念して、講演会 & 華道実演「湿地再生にいかす伝統芸術」を開催しました。

また受託事業として、独立行政法人国際協力機構（JICA）による「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用研修」（5カ国6名参加）、「自然公園の管理・運営と利用（エコツアー）研修」（5カ国7名）、「モンゴル湿原生態系保全プロジェクト研修」（モンゴル6名）を実施しました。

学識経験者及び専門家で構成する技術委員会では、「湿地生態系にかかわる外来種に関する研究」というテーマのもと、春採湖の外来生物調査の視察や、厚岸町子野日公園の外来植物の抜き取り作業及び作業後の討議への参加などの現地検討会を実施しました。

このほか、地域住民のみなさまを対象に釧路湿原エコツアーを実施するなど、さまざまな活動を展開しています。

ニュースレター（邦文・英文）、KIWC 紹介パンフレット（邦文・英文）を発行するとともに、KIWC ホームページ（邦文・英文）を開設し、ラムサール条約や地域での活動についての普及と情報提供に取り組んでいます。

（ホームページアドレス<http://www.kiwc.net/>）

表 4-1-7 釧路市における湿地保全や水鳥の保護などに関する主な国際協力活動のあゆみ

開催時期	会議等名称	主催者	備考
平成 4 年 10 月	アジア湿地シンポジウム	環境庁、北海道、滋賀県、ラムサール釧路会議地域推進委員会等	
	ラムサール条約常設委員会	ラムサール条約事務局	
平成 5 年 6 月	ラムサール条約第 5 回締約国会議	ラムサール条約事務局	
平成 5 年 6 月	ボン条約常設委員会	ボン条約事務局	ボン条約：移動性野生動物種の保全に関する条約
平成 5 年 8 月	国際シンポジウム「トンボの生息環境とその保護」	トンボ保護国際シンポジウム実行委員会	
平成 6 年 10 月	JICA 湿地及び渡り鳥保全研修コース	JICA、KIWC（準備委）	平成 7～10 年度継続実施
平成 6 年 11 月	東アジア・オーストラリア湿地・水鳥ワークショップ	環境庁、オーストラリア自然保護庁、AWB、IWRBJ	
平成 7 年 9 月	北東アジア・北太平洋環境フォーラム	KIWC、国際水禽湿地調査局日本委員会等	
平成 8 年 7 月	第 2 回東アジア国立公園保護地域会議	IUCN、東アジア国立公園保護地域運営委員会等	



平成 8 年 8 月	国際湿原保全釧路会議 (IMCG)	IMCG、IMCG 釧路会議実行委員会、KIWC	
平成 10 年 3 月	地域レベルの湿地保全活動に関する国際ワークショップ	KIWC、IUCN 社会政策グループ、WWF 等	
平成 10 年 9 月	生物多様性に係る多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	UNITAR、KIWC	平成 11～18 年度 継続開催
平成 11 年 2 月	JICA 自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)研修	JICA、KIWC	平成 12～19 年度 継続 実施
平成 11 年 10 月	JICA 湿地環境及び生物多様性保全研修	JICA、KIWC	平成 12～19 年度 継続 実施
平成 12 年 4 月	国際シンポジウム「サンショウウオからみた湿原」	北海道サンショウウオ研究会	
平成 12 年 6 月	「シンポジオ：湿地の再生」	釧路開発建設部・KIWC	
平成 13 年 9 月	地球温暖化と湿地保全に関する国際ワークショップ	国立環境研究所	
平成 13 年 11 月	農業地帯における河畔緩衝帯の水質浄化能の解析とその設置法に関するワークショップ	河畔緩衝帯国際会議企画運営委員会	
平成 14 年 1～2 月	JICA ラムサール登録湿地における生物多様性の保全とワイズユース研修	JICA、KIWC	
平成 14 年 2 月	北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワークでの環境教育とエコツーリズムに関するワークショップ	日本野鳥の会、環境省、釧路市 等	
平成 14 年 2～3 月	JICA ツル飛来地の保全とワイズユース研修	JICA、KIWC	
平成 15 年 2 月	国際フォーラム「湿原の自然をとりもどすために」	ラムサールセンター、KIWC	
平成 15 年 3 月	JICA EU 基準達成をめざした自然公園ワイズユース施策の策定手法研修	JICA、KIWC	
平成 15 年 7 月	ラムサール条約釧路会議 10 周年記念国際ワークショップ「ラムサール湿地の賢明な利用 ラグーン湿地に注目して」	ラムサール湿地ワイズユース開催実行委員会 (KIWC、ラムサールセンター他で構成)	
平成 15 年 11 月	北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク・国内ワークショップ 市民フォーラム「ツルの未来」	日本野鳥の会、KIWC	
平成 15 年 11 月～平成 16 年 2 月	ラムサール湿地保全国際こども作品展	KIWC	
平成 16 年 3 月	フォブジカ谷におけるオグロツル生息地の保全研修	JICA、KIWC	平成 15～17 年度継続実施 フォブジカ谷：ブータン王国の中央部
平成 16 年 6～7 月	JICA 中国水利人材養成プロジェクト研修	JICA、KIWC	
平成 18 年 3 月	KIWC 設立 10 周年事業 国際ツルフォーラム	KIWC	
平成 18 年 3 月～4 月	国際ツル作品展	KIWC	
平成 19 年 7 月	釧路湿原と阿寒湖のワイズユースを考えるワークショップ	WIJ、KIWC	
平成 19 年 7 月	講演会 & 華道実演「湿地再生にいかず伝統芸術」	KIWC	

## 基本方針 人の健康の保護と生活環境の保全

### 1 大気汚染の防止

#### (1) 工場・事業場対策の推進

法令等に基づく規制

##### ア 大気汚染防止法による規制

工場・事業場等から排出されるばい煙、粉じんなどの大気汚染物質について、大気汚染防止法によりその排出が規制されています。

ばい煙には、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質があり、工場などから大気中に排出される汚染物質ごとにその許容限度として排出基準が定められています。

粉じんは、ものの破碎や選別、その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質です。排出の形態が堆積場や建物全体から飛散する 경우가多く、その影響の範囲も限られるため、粉じん規制は粉じんが飛散しないような施設の構造や使用方法等について基準が定められています。

大気汚染防止法に基づく工場・事業場の立入調査や指導等については、北海道が実施しています。

また、平成 19 年 6 月、7 月と相次いで、市内の製紙工場 2 社において、過去 3 年に亘って大気汚染防止法の排出基準値を超過していた不適正事案が判明したことから、2 社に対し、法令遵守状況について立入検査等により監視・指導を行っています。

##### イ 釧路市公害防止条例による規制

大気汚染防止法の対象外の施設である、特定の小型ボイラーと給湯炉については釧路市公害防止条例（平成 17 年 10 月施行）により硫黄酸化物の排出が規制されています。

表 4-2-1 届出対象硫黄酸化物発生施設

施設名	規 模
ボイラー	日本工業規格 B-8201 及び B-8203 の伝熱面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの。ただし、バーナーの燃料の燃焼能力が、重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のものは除く。
給湯炉	バーナーの燃焼能力が 1 時間当たり 20 リットル以上のもの。ただし、使用燃料の硫黄化合物の含有量が 0.05% 以下のものは除く。

#### 釧路市公害防止協定

釧路市は、市内で主要なばい煙発生施設を有する日本製紙、王子製紙(株)両釧路工場の 2 社とばい煙等の排出濃度等に関する公害防止協定を締結しています。

平成 19 年 6 月、7 月と相次いで上記 2 社が大気汚染防止法違反等の不適正事案が判明したことから、石炭ボイラーなどの一部ボイラーを対象とした従前の公害防止協定を改め、全ボイラー及びキルンまで協定の対象に拡大し、再発防止措置を含め、個々のボイラー及びキルンごとに法の排出基準以下の厳しい協定値を定めた他、これらの環境データを市に定期的に報告することに 2 社とも同意し、平成 20 年 4 月 1 日に改正施行しました。

釧路市は、2 社から環境データの報告を受け、協定値の達成状況を検証し確認しています。また、2 社に対し釧路市公害防止協定の協定値の順守状況について立入検査等を通して監視・指導を行っています。

#### (2) 自動車交通対策

大気汚染防止法等による規制

自動車排出ガスとして大気汚染防止法により規制されている大気汚染物質には、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物及び粒子状物質があります。それぞれ、排出ガス濃度と走

行距離あたりの排出ガス量があわせて規制されており、このうち排出ガス量については自動車の種別ごとに許容限度が設定され、道路運送車両法や道路交通法に基づき車両の検査が行われています。自動車排出ガスの対策としては、エンジンの改良など自動車本体から排出される汚染物質の低減対策等が進められています。

公道を走行しないオフロード自動車については、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 18 年 4 月施行）により排出ガス規制が行われています。

#### 公共交通機関の利用促進

各種イベント開催時に公共交通機関の利用を参加者へ呼びかけるとともに、釧路市役所職員の通勤において、毎月ノーマイカーデーを設けて公共交通機関等の利用を促進しています。

#### 道路の体系的整備等

道路の体系的整備は、道路渋滞をなくし、円滑な交通流を確保することにより、自動車排出ガスの影響を低減させる効果もあると考えられます。

本市では、国や北海道と連携し、釧路圏（釧路市・釧路町・白糠町）の現況交通実態を把握し、地域の交通課題や問題点を明確にしつつ、将来の交通需要に即した総合都市交通体系を確立するための調査を進めています。また、釧路市街地の交通混雑緩和や沿道環境の改善を図るため、北海道横断自動車道の機能を代替する一般国道の自動車専用道路として国道 38・44 号釧路外環状道路（釧路市鶴野～釧路町別保）や一般国道 38 号のバイパス、釧路外環状道路へのアクセス道路として国道 38 号釧路新道（釧路市大楽毛～鶴野）、桂恋武佐通等の整備を進めています。

また、市内幹線道路及び生活道路、通学路の歩道の整備をすすめており、平成 19 年度は 8 路線、歩道総延長 3,612m を整備しました。

#### 自動車の適正利用の推進

釧路市では、自動車による負荷の低減を図るため、自動車利用の抑制の呼びかけやアイドリングストップ運動の展開、低公害車の導入促進などに取り組んでいます。

## 2 水質汚濁の防止

### (1) 工場・事業場対策の推進

#### 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁の発生源である工場・事業場については、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域に排出される排水の有害物質及びその他の排水の汚染状態について排水基準が設定されています。また、水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準が北海道条例により水系を定め設定されています。

水質汚濁防止法に基づく工場・事業場の立入調査や指導等については、北海道が実施しています。平成 19 年度は、38 件（延件数）の立入検査を実施し、1 件の基準違反がありました。

#### 釧路市公害防止協定

釧路市は、紙・パルプ製造業、石炭鉱業の 3 社と公害防止協定を締結し、水質汚濁防止法に定める排水基準よりさらに厳しい協定値を定め、立入調査を実施しています。平成 19 年度については、協定値が遵守されていました。

(2) 公共下水道の普及

釧路市では、生活環境の清潔さ、快適性を高め、浸水等の防止を図るとともに、川や湖、海などの水質や自然環境を保全するため、積極的に公共下水道の整備を進め、その利用の促進に努めてきました。平成19年度末の整備状況は6終末処理場と10ポンプ場が稼動しており普及率は97.7%、市内6カ所の終末処理場における流入水量の合計は29,758千 $m^3$ となっています。

また、本市では未水洗化家庭への督促の実施や水洗便所への改造資金に対する無利子の融資あっせんを行い、公共下水道への接続を促進しています。平成19年度は325戸の督促を実施しました。また、平成19年度に水洗化した戸数は266件で、そのうち14基について融資のあっせんを行っています。

また、平成17年度より水洗便所改造工事補助金の交付を行っています。平成19年度は、45基について交付を行いました。

また、本市では下水道管の機能保持のため管渠の修理と清掃を行っています。平成19年度は1,495箇所、27,205mの清掃を実施しました。

表4-2-2 公共下水道整備状況の推移 (各年度末)

区 分	単位	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
行政区域内人口(A)	人	186,688	185,159	192,397	191,407	189,539
処理区域内人口(B)	人	179,392	178,754	186,210	185,812	185,097
処理人口普及率B/A	%	96.1	96.5	96.8	97.1	97.7
処理区域面積	ha	3,992.22	4,010.75	4,458	4,498	4,518
管渠総延長	km	1,292	1,300	1,390	1,400	1,409
年間処理水量	千 $m^3$	30,392	26,641	29,914	32,681	29,758
一日平均処理水量	$m^3$ /日	83,038	72,990	81,960	89,536	81,306
年間有収水量	千 $m^3$	16,889	16,796	17,610	17,566	18,941

図4-2-1 下水道普及率の推移

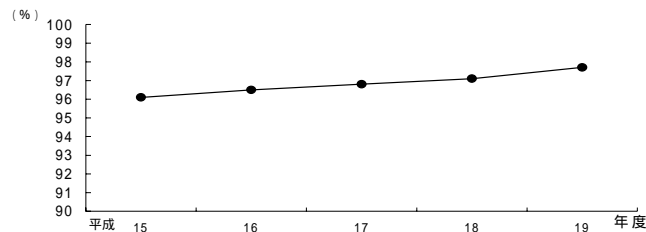


表4-2-3 終末処理場施設の概要 (平成19年度)

処理場名	古川下水終末処理場	白樺下水終末処理場	大楽毛下水終末処理場	阿寒湖畔下水終末処理場	阿寒下水終末処理場	音別浄化センター
処理開始日	1次処理：昭和49.4 2次処理：昭和54.4	昭和57.3	昭和62.3	昭和61.4	平成8.11	平成13.3
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
処理面積 (ha)	2,371	471	1302	80	150	145
処理人口 (人)	111,859	18,425	48,132	1,598	3,097	1,986

処理能力	晴天時 1日最大処理量 (m³/日)	67,200	9,525	23,000	7,350	900	1,510
	雨天時 1日最大処理量 (m³/日)	252,000	19,050	-	-	-	-
流入水量	汚水 (千m³/年)	17,682	1,753	5,178	1,527	246	135
	雨水 (千m³/年)	2,518	331	388	-	-	-
	総量 (千m³/年)	20,200	2,084	5,566	1,527	246	135

流入水量は、返送水を除く。

### (3) し尿・生活排水等の適正処理

釧路市では、下水道の未整備地区を中心にし尿収集が行われています。平成 19 年度末現在で、5,883 件のし尿収集の登録があり、434 基の浄化槽が設置されています。

し尿の収集は市で実施していますが、浄化槽汚泥・生活雑排水については廃棄物処理法及び浄化槽法による許可を得た事業者が収集しています。平成 19 年度では、し尿 10,012kl、汚泥等 2,093kl が収集され、すべて新野処理場で処理されています。

し尿収集量は、公共下水道事業の進ちょくに伴い、収集量も年々減少していることから、作業時間の短縮など効率化に努めています。

新野処理場においては、釧路市（旧阿寒町・旧音別町含む）のし尿・浄化槽汚泥のほか管内 3 カ町村（白糠町・釧路町・鶴居村）との事務受託により、これらの町村から搬入されるし尿と浄化槽汚泥の処理も行っています。

表 4-2-4 し尿・浄化槽汚泥等処理量の推移

(単位 kl)

年度	釧路市分の搬入量		近隣 3 カ町村分の搬入量				合計
			白糠町	釧路町	鶴居村	小計	
平成 17	し尿	11,531.0	9,014.7	7,129.3	294.2	16,438.2	27,969.2
	汚泥等	2,381.7	948.0	792.3	126.6	1,866.9	4,248.6
	合計	13,912.7	9,962.7	7,921.6	420.8	18,305.1	32,217.8
平成 18	し尿	10,678.6	8,740.2	6,692.7	301.9	15,734.8	26,413.4
	汚泥等	2,316.2	761.9	756.5	136.1	1,654.5	3,970.7
	合計	12,994.8	9,502.1	7,449.2	438.0	17,389.3	30,384.1
平成 19	し尿	10,011.9	7,949.1	5,865.7	291.1	14,105.9	24,117.8
	汚泥等	2,093.2	859.7	690.5	142.9	1,693.1	3,786.3
	合計	12,105.1	8,808.8	6,556.2	434.0	15,799.0	27,904.1

合併により、音別町・阿寒町の搬入量は、釧路市搬入量に合算されています

### (4) 生活排水処理基本計画の策定

平成 14 年 3 月に、廃棄物処理法に基づき、生活排水処理の長期的方向を示す、生活排水処理基本計画を策定しました。この計画に基づき、釧路市から発生する生活排水を衛生的に処理するため、市街地等人口密集地を中心に公共下水道整備を進め、その他の地域では、合併処理浄化槽の設置等を促進することとしています。

### (5) 家畜ふん尿の適正処理の推進

家畜の排泄物による河川の水質汚濁や悪臭などの環境の悪化を防止し、資源としての有効活用を図るため、平成 11 年度より家畜ふん尿の回収・処理・有機質資源化を行う「釧路市有機質肥料活用センター」の整備が進められ、平成 13 年度より供用されています。

釧路市では、平成 16 年度に同センターへ固液分離機等の導入支援を行いました。  
音別地区では、春・秋の年 2 回、家畜ふん尿対策として、巡回指導を実施しています。

#### (6) 水道水源としての釧路川水質保全

水道水源である釧路川の水質保全を進めるため、釧路川流域清掃への参加、釧路川リバーサイド植樹への参加、釧路川だより作成等、釧路川水質保全協議会を通じて、地域イベント（平成 19 年度は釧路町産業祭り）での普及啓発活動を行っています。  
平成 20 年度は、釧路川歴の作成、釧路川の現況調査も予定しています。

#### (7) 春採湖浄化の取り組み

##### 春採湖環境保全計画

春採湖は、平成 2 年 12 月に「北海道湖沼環境保全基本指針（平成 8 年 10 月策定）」に基づく重点対策湖沼に指定されました。釧路市、北海道など関係機関では春採湖の水質浄化と環境整備を総合的・計画的に進めるため、春採湖環境保全対策協議会を組織し、平成 4 年度に春採湖環境保全計画を、平成 9 年度に第 2 次春採湖環境保全計画を策定しました。平成 19 年 3 月には、この計画を見直し、平成 28 年度を目標とする新たな 10 力年計画として第 3 次春採湖環境保全計画を策定しました。

表 4-2-5 第 3 次春採湖環境保全計画における水質保全目標（目標年度 平成 28 年度）

水 質 項 目	環 境 基 準	期 間 目 標	備 考
化学的酸素要求量（COD）	5.0 mg / l 以下	7.0 mg / l 以下	75% 値
全窒素（T - N）	1.0 mg / l 以下	-	年平均値
全りん（T - P）	0.1 mg / l 以下	-	年平均値

表 4-2-6 第 3 次春採湖環境保全計画における生物による環境指標

項 目	指 標
ヒブナ	春採湖ヒブナ生息調査において継続的にヒブナが捕獲されること
野鳥	湖周辺において継続的に、水鳥（カイツブリ、マガモ、ホシハジロ、バン、オオバン）のうち 3 種以上の繁殖（ヒナ個体）が確認されること
水草	湖岸の沈水植物（マツモ、リュウノヒゲモ）について、継続的な生育が確認されること

##### 清流ルネッサンス 21

平成 9 年 7 月、清流ルネッサンス 21 春採湖地域協議会により、春採湖水環境改善緊急行動計画が策定され、浚渫や河口部の改修等の浄化対策が進められました。（平成 9 年度から 12 年度まで）

##### 浄化事業の推進

浄化対策は、春採湖に流入する水質を改善するための流入河川対策、湖内の水質を改善するための湖内対策、水交換を促進するための流況改善対策の大きく 3 つに分けられます。

流入河川対策としては、植生により流入水を浄化するため、平成 3 年にアシ原浄化池を柏木川排水路とチャランケ川排水路に設置しました。また、平成 10 年度には、接触酸化や吸着の原理により浄化するため、乳酸飲料の容器を春採排水川に設置しています。湖内対策としては、平成 5 年度に海水の逆流を調整するため、潮止め堰を設置しました。また、底泥の浚渫（しゅんせつ）やヒシなどの浮遊植物の除去を平成 4 年度から実施しています。その他、塩分躍層の変動調査を実施しています。

流況改善対策としては、平成 8 年度に春採排水川の流路の変更などを実施しています。  
平成 19 年度は、直接浄化装置清掃、河口閉塞解除、気象調査を行っています。

( 8 ) 河川の管理

釧路市内の中小河川で、浚渫(しゅんせつ)や清掃等を実施し、河川の適切な維持管理を進めています。平成 19 年度は、春採川で清掃を実施しています。

### 3 騒音・振動の防止

( 1 ) 騒音規制法・振動規制法による規制地域の設定

釧路市は、騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域の指定を受けています。釧路市では、土地利用状況の変化に応じてこれらの指定地域の見直しを行っており、最近では平成 14 年 4 月に見直しました。

旧阿寒町、旧音別町地区については指定地域に指定されておりません。

( 2 ) 自動車騒音・振動対策の推進

指定地域内において自動車騒音または道路交通振動が発生し、環境省令で定める限度(要請限度)を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市は、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請するほか、道路管理者に対して道路構造の改善や自動車騒音の減少に資する事項に関し意見を述べること、また道路交通振動防止のための舗装修繕などの措置を要請することができます。

釧路市においては、平成 19 年度の測定結果は、要請限度を超える地点はありませんでした。

釧路市は、自動車交通騒音や振動の低減を図るため、国や道と連携して、道路の計画的な整備を進めるとともに、舗装道路の劣化及び損傷に対して、計画的な維持補修を実施しており、平成 19 年度は橋南幹線通他、48 路線、延長 7,977m について実施しています。

( 3 ) 工場・事業場騒音・振動対策

法令等に基づく対策

騒音規制法、振動規制法、釧路市公害防止条例などに基づく規制地域内の特定事業場に対しては、苦情の対応などに際し立入調査を実施し、作業方法の改善、機械や施設の適正配置などの対策をとるように指導しています。

釧路市公害防止協定

釧路市では、公害防止協定を締結している事業所のうち、日本製紙、王子製紙(株)両釧路工場の 2 社と工場騒音に関して法の規制値以下の協定値を定め、毎年 2 回の立入調査を実施しています。平成 19 年度については、協定値が遵守されていました。

( 4 ) 建設作業の騒音・振動の防止

建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生するくい打ち機などを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法により特定建設作業として届出義務が課せられており、発生する騒音・振動及び作業時間などについて規制されています。

釧路市では、特定建設作業の実施にあたり、周辺住民への工事説明や騒音防止対策の実施などを指導しています。また、平成 17 年 10 月に釧路市建設作業指導要綱を定め、作業が 1 日で終了する場合や指定地域以外で行われる場合、または無騒音・無振動工法など特定建設作業に該当しない場合でも、工事内容の報告書の提出を求め、法規制に準じた指導を行っています。

## 4 悪臭の防止

### (1) 規制地域の指定

釧路市は、昭和 49 年 7 月に悪臭防止法に基づく指定地域の指定を受けています。悪臭の指定地域においては、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について悪臭物質を定め規制されています。

### (2) 工場・事業場対策の推進

#### 法令等に基づく対策

釧路市環境政策課は悪臭防止法に基づき規制地域内の事業場等に対し、立入検査を実施しています。平成 19 年度は 6 事業場に対し、立入検査を実施しました。

規制値を超過した場合には事業場に対し、悪臭防止対策として脱臭施設の改善整備等を指導しています。

表 4-2-7 特定悪臭物質立入検査結果 (平成 19 年度)

工場数	悪臭防止法に基づく立入り調査	
	調査回数	規制値を超過した回数
6	6	0

#### 釧路市公害防止協定

釧路市環境政策課では、公害防止協定を締結している事業所のうち、日本製紙、王子製紙(株)両釧路工場の 2 社と悪臭の排出濃度に関する協定値を定め、毎年 3 回立入調査を実施しています。平成 19 年度については、協定値が遵守されていました。

## 5 地盤沈下の防止

地盤沈下の未然防止に向けた情報交換などを行うため、平成元年、北海道や釧路市をはじめとする関係行政機関により「釧路平野地域地盤沈下調査連絡会」が設置されましたが、最近の地盤沈下の調査結果では沈下が微少であるため、平成 17 年度より連絡会を休止しております。

## 6 有害化学物質汚染の防止

家庭や事業場などで使用される小型焼却炉は、ダイオキシン類などの有害化学物質の発生がしやすいといわれており、廃棄物処理法で廃棄物の野焼き等の不適正な焼却は禁止されています。

近年、住宅等の新建材・内装材や接着材から揮発するホルムアルデヒドなどの VOC(揮発性有機化合物)による室内空気汚染が問題となっています。釧路市建築課では、シックハウス等を防ぐため、施設の室内環境に考慮した対策を全ての工事において、実施しています。

また、有害化学物質汚染防止の一環として、市民農園等の公共施設においては農薬使用を少量に抑えるなど、適正な使用と管理をすすめています。

## 7 市有施設のアスベスト対策

国内では、アモサイト、クリソタイル及びクラシドライトの 3 種類しか使用されていないとされてきたことから、当市ではこの 3 種類のアスベスト含有資材等の使用が確認された 31 施設に対し、平成 18 年度末までに除去等の対策措置を完了させました。

しかし、国内未使用とされたアクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトの 3 種類のアスベストの使用が、平成 20 年 1 月になって都内で判明し、吹付け材へのアス



ベスト使用の有無についての分析調査の徹底を促す通知が関係省庁から発出されたことを受け、本市では、再調査が必要となった47施設について、平成20年6月に改正されたJIS規格の分析方法による含有調査を分析機関に依頼し、実施しました。

この再調査の結果、4施設の吹付け材から基準値を超えるアスベストが検出されたため、これらの施設について、今後は除去等の対策措置を行っていきます。

## 基本方針 快適な都市環境の確保

### 1 ゆたかな緑の確保

#### (1) 緑の基本計画

公園や緑地は、私たちの生活に自然の美しさや季節感をもたらすとともに、人工的要素の多い都市空間にうるおいを生み、人々にやすらぎを与えてくれます。緑豊かなオープンスペースは、都市景観の重要な構成要素であり、市民の憩いの場やレクリエーションの場となり、災害時には避難場所としての役割を果たすととともに、騒音の防止や気候の調節、大気浄化を行うなど多面的な機能を持っています。

このように、良好な環境を保ち、安全で快適な都市生活を営む上で、公園や緑地は重要な役割を担っています。

釧路市では、地域の特性を活かした公園・緑地を計画的に配置するなど総合的・体系的な公園・緑地の整備を進めていくため、平成13年3月に「釧路市緑の基本計画」を策定しました。

#### (2) 公園・緑地の整備、充実

釧路市では、公園や緑地の整備や充実をすすめています。釧路市には、都市公園法に基づく「都市公園」と条例に基づく「ふれあい公園」などがあります。釧路地区、阿寒地区、音別地区をあわせた公園の開設状況は、255カ所、面積389.85ha、市民一人当たりの公園面積は21.30㎡となっています。なお、市内の都市域にある都市公園を市内人口(千人単位四捨五入)で割った市民一人当たり都市公園面積は、平成19年度で19.8㎡/人となっています。また、市街地における緑地面積は平成19年度で601.8haとなっています。

平成19年度は、釧路大規模運動公園、文苑南公園の整備や充実を行っています。また、平成13年度から、市民が考え、つくり、育てることをテーマに、手作り公園支援事業を実施し、住民が主体となって平成19年度に鶴野東1号が整備されたほか、既設の公園の美化活動を行う公園里親制度に平成19年度は新たに5つの公園が登録されました。(92ページ参照)

愛国緑地樹林地の再生を住民と協働で行う愛国緑地修景事業として、平成19年度は、広報誌の発行や検討会の開催を行いました。

表 4-3-1 都市公園の開設状況

公園の種類		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
都市公園	街区公園	194	39.21	198	39.55	198	39.55
	近隣公園	13	23.00	14	23.80	14	23.80
	地区公園	4	19.02	4	20.00	4	20.00
	総合公園	4	156.00	4	156.00	4	156.00
	運動公園	1	61.80	1	61.80	1	61.80
	特殊公園	1	0.63	1	0.63	1	0.63
	都市緑地	19	75.72	19	75.72	19	75.72
ふれあい公園		14	12.35	14	12.35	14	12.35
合計		250	387.73	255	389.85	255	389.85
人口(千人)		192		183		183	
一人当たり面積(㎡)		20.19		21.30		21.30	

釧路市の行政区域外に設置されている公園も含む

表 4-3-2 平成 19 年度におけるおもな公園・緑地の整備・充実

公園・緑地の名称	整備等の内容
釧路大規模運動公園	総合体育館建設工事他
文苑南公園	園路広場、修景施設、便益施設、休養施設、運動施設等

釧路市におけるおもな公園の状況は以下のとおりです。

#### 都市公園

##### ア 春採公園

春採公園は、面積が 68.6ha あり、このうち春採湖が 36.1ha を占めています。都心に近い位置にあり、湖を持つユニークな公園で、周遊園路などが整備され、市民に親しまれています。平成 19 年度には、「日本の歴史公園 100 選」に選定され、春採公園南岸市有地（市民の森）の管理用園路の造成、暗渠排水等の整備が行われました。

##### イ 山花公園

山花公園は、釧路市と阿寒町にまたがる公園で、動物園、ホースパーク、池広場、オートキャンプ場などが整備されています。

##### ウ 釧路大規模運動公園

釧路大規模運動公園は、野球場や陸上競技場などの運動施設を備えた釧路圏域のスポーツやレクリエーションの拠点となる公園を目指して整備がすすめられ、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、ソフトボール場、子供の広場、水辺広場などが整備されています。平成 19 年度より、総合体育館建設工事（建築主体工事他）に着手し、平成 20 年 9 月竣工、オープン致しました。

##### エ 武佐の森緑地

武佐の森は、市街地に接した緑地で、鉄道防雪林として残されてきたものです。森のなかには、樹齢 200 年を超えるミズナラの巨木などがあり、野鳥をはじめとする野生生物が数多くみられるなど豊かな自然が残っています。また、貝塚や住居跡などの遺跡も多く、地域住民の憩いの場、環境学習の場となっています。散策路や広場、休憩施設などの整備がされています。

##### オ 新釧路川緑地

新釧路川の河川敷を活用した都市緑地で、野球場やサッカー場、ラグビー場、パークゴルフ場などの運動施設を主体に、散策路や広場などの整備が行われています。

#### その他の公園

##### ア 村田公園

村田公園は、釧路町トリトウシに位置する面積 107.9ha の公園です。昭和 54 年、保健保安林（防霧保安林兼種）に指定されています。中央広場を中心に園内 6km の遊歩道が作られており、自然観察等ができるように整備されています。

##### イ 丹頂鶴自然公園

丹頂鶴自然公園は、昭和 33 年、タンチョウの保護・育成を図るために開園された公園です。昭和 43 年に自然ふ化、昭和 45 年には人工ふ化に成功しています。広さ約 9.8ha の公園内では一年を通じてタンチョウの姿を見ることができます。

### (3) 公共空間の緑化

街路樹は、美しい町並みの創造や快適な都市空間の確保などのほか、大気汚染や騒音の緩和などにも役立っています。

釧路市では、歩道の整備にあわせ、市道の緑化をすすめており、国道、道道、市道をあわせた釧路市内の道路植栽の整備状況は、平成19年度で延長258.7kmとなっています。

また、公園、学校、公営住宅などの公共施設において植栽や花壇の整備などの緑化をすすめています。

### (4) 開発許可にあたっての緑化指導

都市計画法では、市街区域で1,000㎡以上(市街化調整区域は全て、都市計画区域外では10,000㎡以上)の敷地において建築物等を建設する目的で、土地の区画形質の変更などにあたっては開発許可が必要であり、3,000㎡以上の開発行為に関しては、3%の緑地等の確保が義務付けられており、釧路市では開発事業者に指導を行っています。

### (5) 緑化活動の推進

みどりあふれる街づくりをめざし、市民参加による地域全体での緑化活動をすすめています。

表 4-3-3 おもな緑化活動の取り組み (平成19年度)

春採湖修景緑化	市民の手による公共空間の緑化をすすめています。
愛国緑地修景再生	市民の手による公共空間の緑化をすすめています。平成19年度は、614本の捕植をしています
フラワー通りの道づくり事業	歩道を花で彩るために、フラワーボックスの貸し出しや町内会等の協力で道路の植樹ますや公園に花を植えています。平成19年度は103個のフラワーボックスを貸し出しています。
チューリップいっぱい運動	市民団体の協力で、鶴ヶ岱公園などにチューリップ花壇を作っています。平成19年度は18,000球が開花しました。
街の緑パネル展	緑化意識の向上のため、パネル展を開催しています。平成19年度は、阿寒町公民館・市役所ロビー・音別町ふれあい図書館みなくる77で開催しました。
緑の愛護賞	地域緑化に貢献した団体や個人を表彰しています。平成19年度は9個人、3団体が参加しました。
花壇コンクール	個人や団体が造成した花壇のコンクールを行っています。平成19年度は8個人44団体が参加しました。
市民植樹祭・育樹祭	市民の参加で木を植え、育てる植樹祭・育樹祭を開催しています。平成19年度は、植樹祭は280人の参加で300本・480株を植樹。育樹祭は、残念ながら荒天により中止となりました。
緑化推進員の依頼	緑化推進員を活用し、緑化園芸に関する情報の提供を進めています。平成19年度は215人に緑化推進員を依頼しました。
海のフラワーポート事業	MOO周辺及び国際交流センター前道路にプランターを設置し、市民協働で植栽を行っています。平成19年度は48団体の市民が参加しました。
空のフラワーポート事業	釧路空港にプランターを設置し、市民協働で植栽を行っています。平成19年度は9団体の市民が参加しました。
農村景観形成活動事業	農業農村交流拠点施設のある山花地区を中心として農村景観形成の整備振興を図るため、市民協働で植栽等を行っています。平成19年度は山花鶴丘地区の道道植樹等2箇所に、マリーゴールド他4種を800本の植栽を行い、延べ30人が参加しました。
なかよし花街道事業	阿寒本町地区の国道沿線7町内会が、国道沿道部分約3kmの区間に植栽を行っています。平成19年度は、6月に7町内会の子供や女性を含めた地域住民約1,200人が参加し、マリーゴールドの苗17,740株、サルビアの苗7,070株、計24,810株の苗の植え付けを行いました。

## 2 ふれあえる水辺づくり

### (1) 親水空間の整備

釧路市には、釧路川・新釧路川などの河川や港湾・海浜、春採湖などの水辺があり、いずれも貴重な水辺として、市民に親しまれています。

水辺は、水と緑の空間として地域社会にうるおいを与え、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて重要な役割を果たしています。快適な都市環境を創出するため、河川や海岸などの親水空間の整備を図ることが求められています。

#### 釧路川河畔整備

釧路川の上流部は水際にヨシ原や干潟が形成され野鳥が生息する自然性の高い地域ですが、下流部は水際が岸壁となっており後背地も事務所などの建物が接していることから緑地が少ない地域となっています。釧路市では、北海道とともに「ふるさとの川推進懇談会」を組織し、市民の参加・協力を得ながら、釧路川下流部の水際における緑化などについて検討を行っています。また、平成9年には「旧釧路川リバーサイドパーク基本計画」を策定し、市のシンボルゾーンである幣舞橋から久寿里橋間の河畔において、個性的で親水性豊かな都市空間の創出に努めています。平成19年度は、幣舞橋～久寿里橋間左岸のプロムナード整備を行いました。

#### 新釧路川緑地整備の状況

新釧路川は、水と緑による広い空間を形成し、郊外から市街地までを直線状に貫いている市の代表的な景観地です。釧路市では、新釧路川の河川敷に昭和48年度より野球場・サッカー場などの運動施設や園路・芝生・サイクリングロードなどの河畔整備を行っています。

#### 春採湖周辺整備

春採湖を包含する春採公園は、市街地内において貴重な自然に恵まれ、ボート遊びや自然観察ができる憩いの場として多くの市民に親しまれています。昭和28年から総合公園としての整備を行っており、野草園や野鳥観察施設が整備されているほか、湖岸の周遊園路や人道跨線橋など岸辺の散策が安全に楽しめる施設が整備されています。

#### 千代ノ浦漁港マリンパークの整備

千代ノ浦海岸では、漁港整備にあわせ、市民が水辺に親しめる施設として、釣護岸、親水公園、販売施設などの施設が整備されています。

#### 港湾緑地

釧路港の釧路フィッシャーマンズワーフとその周辺地区には、MOOやEGG、幣舞橋、港文館など釧路川とともに釧路を代表するウォーターフロント景観がかたちづられています。また、釧路港には、緑豊かで親しみのある水辺空間を創出するため、港湾整備計画に基づき、港湾緑地が整備されています。

#### 馬主来湖の保全

音別地区の馬主来湖は日本の湿地500選にも指定されており、古くからシジミ貝が採取できる湖沼として知られているほか、野鳥の観察や自然景観が優れた場所としてその保全を図っています。

### (2) 水辺とのふれあい体験

釧路市では、春採湖水辺教室、「しらべてみよう春採湖の魚」など水辺を活用した自然観察会や学習会を開催しています。

### 3 良好な景観の形成

#### (1) 景観に配慮したまちづくり

良好なまちの景観は、地域の自然、歴史、文化等と市民の生活等との調和により創出され、地域に暮らす人々の共通の財産として、潤いのある個性豊かなまちづくりに欠かせない重要な役割を担っています。

釧路市は、平成 17 年の 3 市町合併により、各地域が培ってきた多様な産業、歴史や文化、二つの国立公園をはじめ、海、山、湿原、湖沼、河川などの世界に誇れる豊かな自然が一つになり、多彩な景観資源を有しています。

釧路市では、平成 3 年に「釧路市都市景観形成基本計画」を策定して以来、平成 5 年に「釧路市都市景観形成ガイドライン」、平成 7 年に「釧路市都市景観要綱」を策定するなど、景観づくりに関する施策を推進してきました。さらに平成 19 年には、合併後の景観づくりを市民、事業者、行政が一体となって総合的に進めるため、市の景観づくりに関する基本事項を定めた「釧路市景観条例」を制定し、大規模建築物の届出制度や表彰制度を設けるなど、景観特性を活かした釧路らしい魅力ある景観形成の推進に努めています。

#### (2) 大規模行為の届出

大規模な建築物、工作物の新增改築や土地の形質の変更などは、周辺の景観に大きな影響を与えることから、釧路市景観条例では、市内で行われる大規模行為についての届出をお願いするほか、景観形成基準を定め、周辺の景観と調和した景観づくりが行われるよう、助言、指導することとしています。

平成 19 年度は、条例に基づき、14 件の届出があり、指導を行っています。

#### (3) 釧路市都市景観賞

景観づくりについての市民の意識向上を図るため、平成 4 年度から「釧路市都市景観賞」を設け、自然やまちなみと調和し、良好な景観を創り出している建造物などを募集し、所有者などを表彰しています。

表 4-3-4 都市景観賞授賞状況

	受賞作
平成 10 年度（第 7 回）	NTTDoCoMo 釧路ビル インディアン工房 カボチャール 無料循環バス くるりん [特別賞]
平成 12 年度（第 8 回）	北海道立釧路芸術館 炉ばた 煉瓦 [奨励賞] 浪花町十六番倉庫 [奨励賞]
平成 14 年度（第 9 回）	釧路信用組合本店 (旧)五十嵐邸
平成 16 年度（第 10 回）	幣舞橋 [第 10 回記念釧路市都市景観賞特別賞] 痴呆性高齢者グループホーム さんぼみち [奨励賞] ふくしま医院 [奨励賞]
平成 18 年度（第 11 回）	なかよし花街道 特別養護老人ホーム 釧路北園啓生園 [奨励賞]

平成 10 年度以降は、1 年おきの選定となっている。

## 4 歴史的文化的環境の保全

### (1) 史跡・文化財の保護、活用

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた文化遺産には、歴史的、学術的、芸術的に価値の高いものがあり、これらを文化財といいます。文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に分けられ、それぞれに国・道・市が指定したものがああります。

釧路市では、釧路湿原をはじめとする貴重な自然資源に恵まれ、史跡や埋蔵文化財なども数多く存在しており、国・道・市から合計25件もの文化財が指定を受けています。

これらは、釧路市の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、これらを保存し良好な状態で残していくことは、将来の文化の向上・発展のために非常に重要です。また、これら歴史や伝統を伝える建造物や文化財などの文化遺産は、地域の景観を形成する重要な要素であり、私たちの生活に安らぎやうらおいを与え、郷土意識を高めるために欠かせないものとなっています。

文化財の保護保存や活用などを図るため、国においては昭和25年に文化財保護法が制定されています。また、釧路市においては、昭和50年に釧路市文化財保護条例を制定し、市内の文化財の保護・保存・活用に努めています。

釧路市には現在、5カ所の国指定史跡と1カ所の市指定史跡があります。このうち東釧路貝塚、北斗遺跡の2カ所については整備を完了しましたが、その他については未整備のまま保存されています。これらの史跡については、周辺の草刈りを行うなど地域住民へ悪影響を及ぼさない環境づくりを行っています。

表 4-3-5 指定文化財一覧

分類		指定	名称
記念物	史跡	国	モシリヤ砦跡
			鶴ヶ岱チャランケ砦跡
			春採台地竪穴群
			東釧路貝塚
			北斗遺跡
		市	三津浦古谷遺跡
	特別天然記念物	国	タンチョウ
			阿寒湖のマリモ
	天然記念物	国	釧路湿原
			春採湖ヒブナ生息地
			クマゲラ
			オジロワシ
			シマフクロウ
		市	キタサンショウウオ
砂岩脈(サンド・ストーン・ダイク) 谷地坊主(ヤチボウス)			
民俗文化財	重要無形民俗文化財	国	アイヌ古式舞踊 紀ノ丘神楽
有形文化財	彫刻	道	円空作観音像
	古文書	市	佐野家文書
	歴史資料	市	市河文書
			永久保秀二郎日誌
			釧路新聞
考古資料	市	星兜(残欠)	

## (2) 文化的遺産の調査と保全

埋蔵文化財とは、土器や石器、貝塚や住居跡など地中に埋もれている文化財のことで、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地(一般には「遺跡」といい、市内には周知の埋蔵文化財包蔵地が135カ所あります。

釧路市では、埋蔵文化財調査センターを設置し、埋蔵文化財の保護や調査研究などを行っています。

また、包蔵地の開発行為(工事)が計画されたときには、事業者との事前協議を行い、現状保存するための対応を行っています。計画変更ができない場合には事前発掘調査を実施し、記録を保存しています。

## (3) 「釧路の海霧(うみぎり)」かおり風景100選の認定

長い間慣れ親しみを持ったにおいに、人は安らぎや心地よさを感じるといわれています。まちや地域ごとに漂う独特のにおいは、訪れた人にまちを印象づけると同時に、そこで生活する人々に安らぎを与えるひとつの要素でもあります。

平成13年、良好なかおりとその源となる自然や文化 - かおり環境 - を保全・創出する目的で、全国から100地点を選出する「かおり風景100選」を環境省が公募し、600の候補の中から、釧路の夏の風物詩ともいえる霧(ガス)が、「釧路の海霧(うみぎり)」として認定されました。

環境政策課では、霧を題材とした俳句や短歌などを市のホームページにおいて紹介しています。

## 5 都市美化の推進

### (1) ごみのポイ捨て防止対策

#### 釧路市みんなできれいな街にする条例

ごみの散乱を防止するための総合的な対策が求められていることから、平成17年10月「釧路市みんなできれいな街にする条例」を制定しました。特にこの条例では、美観推進重点区域を指定し、この区域内で空き缶、たばこの吸殻等を投棄し、市長が行う持ち帰り、回収などの命令に従わない場合、30,000円以下の罰金を課すこととしました。

表4-3-6 美観推進重点区域

区 域	範 囲
新富士・星が浦地区	新富士町6丁目、星が浦南1丁目、星が浦南2丁目、星が浦南3丁目
新釧路川緑地地区	昭和、昭和町1丁目、治水町、東川町及び愛国の各地先並びに昭和町1丁目
美原・芦野・文苑地区	美原全域、芦野全域、文苑全域
北大通地区	北大通全域、錦町2丁目
米町地区	米町全域
春採公園地区	春湖台

平成17年 釧路市告示第12号

#### 市民との協働による清掃活動の実施

釧路市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体で構成する「釧路市マチをきれいにする推進協議会」を中心に関係機関等と連携し、春の全市一斉清掃や秋の自主清掃運動などの活動や普及啓発を実施しています。

また、「集まれごみひろい隊会」、「春採公園クリーン作戦」、「清掃ボランティア里親制度」や連合町内会による「環境美化活動」、自主的清掃実施団体への支援(ごみ収集等)などの市民ボランティアによる清掃活動をすすめています。



## 普及啓発

釧路市では、「釧路市マチをきれいにする推進協議会」と連携してごみのポイ捨て防止に関する普及啓発を実施しています。平成 19 年度は街頭啓発、ポスターコンクール、市広報紙や出前講座などの普及啓発を行っています。

## 自然の番人宣言

自然の番人宣言は、釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成 18 年 4 月に釧路支庁管内 8 市町村が共同で制定しました。また、宣言に賛同している団体は平成 21 年 1 月現在で 410 団体に上っています。

この宣言は道内初のもので、抑止力として法律等の罰則に求めるのではなく、勇気を持って通報する仕組みの徹底や環境教育の充実など、宣言に基づく行動計画の実施によって住民運動として定着させることを目的としています。

現在、釧路支庁管内の 8 市町村の首長で組織している『自然の番人宣言』推進委員会を設立して様々な啓発活動等を行っています。

### 自然の番人宣言

釧路圏域は釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重且つ雄大な自然環境を背景に生活と生産が営まれ、また、圏域のみならず、全国民の財産としても位置づけられ、多くの方が訪れる地でもあります。

今の自然環境は、この地に住む人々が代々大切に守り育んできたものであり、次世代に伝えなければならない責務が私たちにはあることから、最大限の努力を行って参りました。

しかしながら、近年、多くの方々の努力を踏みにじる廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が後を絶たず、明るい未来に影を落としています。

ここに、圏域に住む私たちは自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然環境を守り、引き継ぐことを目的に以下のとおり、宣言するものです。

1. 私たち自然の番人は、この自然環境が圏域のそして、全国民の財産であることを深く認識し、自らを律し、不法投棄、ポイ捨ては行いません。
2. 私たち自然の番人は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は勇気を持って対処します。
3. 私たち自然の番人は、美しい自然環境を未来に引き継ぐため環境教育の充実に取り組めます。
4. 私たち自然の番人は、圏域外の方々が自然の番人となるべく広くこの思想の普及をします。

平成 18 年 4 月 1 日

## (2) 空き地、道路等の適正管理

### 釧路市空き地管理指導要綱

釧路市では、空き地の所有者が適正な管理を行うように「釧路市空き地管理指導要綱」を定めて指導しています。

平成 19 年度には、33 件の空き地に関する苦情が寄せられ、市は所有者への指導や草刈について業者のあっせんを行っています。

### 市道等の管理

釧路市では、市道の適正な管理を行っています。平成 19 年度は、道路面の清掃を延長 938.8km、越冬汚泥の除去を延長 107.5km、排水路の草刈を延長 8.7km、道路路肩の草刈を延長 320km 実施しています。

また、道路の占用許可にあたっては、パトロールを実施し、適正な使用を指導してい

ます。平成 19 年度は 1,839 件の許可件数で 184 件の指導を行いました。市道に放置されている車両については、平成 19 年度は 4 台の指導を行っています。

無断で市道上の電柱などに貼り付けてある違反広告物について除去を行っています。平成 19 年度は 230 枚の違法看板を除去しました。

河川の占用や排水の排出には、許可が必要です。釧路市では、普通河川について占用許可と排水許可を行っています、これらについて適正な管理を指導しています。

### ( 3 ) 放置自動車の防止

市内の道路や公園に放置されている自動車は、街の景観を損なうばかりでなく、交通の障害や渋滞、子どもの危険な遊び場、放火、ごみの投棄場所など様々な悪影響を及ぼしています。そこで釧路市では、放置自動車対策として「釧路市自動車放置防止条例」を制定し、平成 17 年 10 月 1 日から施行しています。

平成 19 年度は釧路市廃自動車認定等委員会の開催、放置自動車の調査、撤去を行っています。

表 4-3-7 放置自動車の発生及び撤去の状況 (平成 19 年度)

	台数	市有地	民有地
H 19 年度放置自動車発生台数	62 台	26 台	36 台
前年度の繰越を含めた台数	150 台	41 台	109 台
撤去した台数	108 台	19 台	89 台
所有者・地権者が撤去	103 台	19 台	84 台
市が撤去	5 台	0 台	5 台
他課等(国・道含む)に移管した台数	5 台	0 台	5 台
調査終了とした台数	3 台	0 台	3 台
次年度に繰越した台数	34 台	22 台	12 台

### 1 ごみの減量と資源化の推進

#### (1) 循環型社会形成推進基本法

わが国では、現在、廃棄物の大量発生等が社会問題となっており、廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正処理まで、物質の流れ全体を見据えた施策を推進し、環境負荷が低減される循環型社会の構築が重要となっています。

平成 12 年 6 月、社会における物質循環の形成を通じた、製品などの使用・廃棄にともなう天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的とした「循環型社会形成推進基本法」と各個別法が制定されました。この基本法では、循環型社会の形成に向けた基本原則、施策の基本事項など対策の枠組みが示されています。また、廃棄物処理の優先順位を 排出抑制、製品・部品としての再使用、原材料としての再生利用、熱回収、適正処理と初めて法定化しています。

循環型社会形成推進基本法の個別法として廃棄物処理法、資源有効利用促進法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法、自動車リサイクル法が制定されており、先だって制定された容器包装リサイクル法と家電リサイクル法を含めたこれらリサイクル関連法は、再生利用に関する規制を設けることで、間接的に廃棄物等の発生抑制や再使用を促進することも視野に入れていきます。

#### (2) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

釧路市では、平成 6 年に「釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」を制定し、ごみの減量やリサイクルを重要な柱として、一般廃棄物の適正な処理をすすめています。実際の処理における減量のための方策、施設整備の基本的方向、収集のあり方などは、ごみ処理基本計画や年度ごとの実施計画によって定めています。

#### (3) 釧路市ごみ処理基本計画

現在の計画は、平成 14 年度に策定されたもので、平成 17 年度の合併に伴い、平成 21 年度から平成 30 年度までの新たな「釧路市ごみ処理基本計画」を平成 20 年度に策定します。

この計画では、社会状況に対応した環境への負荷を軽減する視点にたったごみ処理や、市民・事業者・市がそれぞれ役割を担いながら限りある資源を大切に、リサイクルの進んだ循環型社会の形成を積極的に取り組むことを目標としています。

#### (4) ごみ減量アクションプログラム

平成 15 年 4 月にごみの減量、資源化に向けて市民・事業所・行政の役割や取り組み、行動指針を示した「ごみ減量アクションプログラム」を策定、推進しています。

#### (5) 市民工房

釧路市資源リサイクルセンター内に、家具、自転車、家電製品などの再生利用可能な大型不用品の修理を自ら行えるように本格的な工具を備え、専任の指導員を配置した市民工房を併設し、施設の有効利用について広く市民に呼びかけを行っています。

#### (6) リサイクルフェア、不用品の交換等の取り組み

釧路市環境事業課では、不用品のリサイクルを図るため、家庭から無償で提供された家具、自転車を低廉な価格で販売する「リサイクルフェア」を開催しています。フェアで得た益金は、リサイクル活動の普及啓発などに活用しています。

また「リサイクル情報バンク」は、家庭で不用となった家具や自転車等について再利用の促進を図る目的で、釧路市環境政策課が窓口となり、情報を必要とする人に紹介・

提供するもので、平成 8 年 7 月、市役所 1 階庁内案内横に開設しました。平成 19 年度は 94 件の情報が寄せられ、うち 51 件について再利用が図られました。

#### ( 7 ) 適正な排出に向けた指導の実施

##### 清掃指導

不適正なごみ排出や不法投棄を防止するため、釧路市環境事業課では清掃指導を行っています。平成 19 年度のごみに対する苦情への対応やごみ収集時・パトロール時におけるごみの排出方法等に関する指導の件数は、24,800 件となっています。

##### 分別収集推進協力員

釧路市環境事業課では、ごみの適正な分別を推進するため、各町内会から推薦を受け、分別収集推進協力員を平成 20 年 3 月末で 679 名登録し、地域住民と連携しながらごみの分別や資源回収などについての自主的な活動をすすめています。

##### 排出事業者への指導

釧路市環境事業課では、排出業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分の徹底や自らごみ最終処分場へ搬入するか一般廃棄物処理業者（許可業者）へ収集を依頼する（店舗併用住宅等を除く）ように指導を行っています。また、訪問による排出状況調査を行い、事業系廃棄物の適正処理を進めています。

#### ( 8 ) 厨芥（ちゅうかい）ごみの減量

##### 生ごみ堆肥（コンポスト）化容器購入費助成

家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化によるリサイクルの促進を図るため、平成 4 年度から、生ごみ堆肥（コンポスト）化容器の購入者に対し、釧路市環境事業課では、購入費の一部を助成しています。平成 19 年度は 49 件、累計で 4,179 個について助成を行っています。

表 4-4-1 生ごみ堆肥化容器助成金額

容器の購入額（税抜き価格）	助成額
1,000 円以上～3,000 円未満	1,000 円
3,000 円以上～6,000 円未満	2,000 円
6,000 円以上	3,000 円

各 1 個についての助成金額（平成 15 年度より改正）

##### 電気生ごみ処理機購入助成

ごみの減量とリサイクルをより一層促進するため釧路市環境事業課では、平成 12 年度はメーカーの協力を得てモニター制度として購入助成制度を実施し、平成 13 年度より本格実施としました。

平成 19 年度は購入額の 2 分の 1 以内で 10,000 円を限度として 34 件の助成を行い、累計で 1,310 件の助成を行っています。

##### 生ごみ減量講習会の開催

平成 19 年度に生ごみの減量についての講習会を 10 回開催し、144 名が参加しました。参加者へは、段ボール堆肥セットを無料配布し、生ごみ減量を推進しています。

また、年 10 回の講習会の他に、個別に出前講座などを開催し、生ごみの減量についての講座を行いました。

#### ( 9 ) 資源回収の推進

平成 14 年度には雑紙回収の推進パンフレットを作成し、市内全戸に配布することにより、雑紙の分別についての啓発を行いました。平成 15 年度には雑紙回収容器モデル

事業を 536 ステーションで実施し、さらに平成 16 年 7 月から市内全ステーションに雑紙回収専用袋を設置して、雑紙の資源化回収の推進を図っています。

平成 19 年度は集団資源回収（雑紙・新聞紙）奨励金を 275 団体に 5,952 千円の奨励金を交付しました。

#### （ 10 ）剪定（せんてい）枝等の資源化

剪定枝をチップ化し、ピオトープ・マルチング材としての活用や、刈草・落ち葉の堆肥化を行っています。平成 20 年度からは、家庭系の枯草・剪定枝のみ、市として資源化することとしました。

#### （ 11 ）市の事務事業における再生品等の利用

釧路市では、コピー用紙や印刷用紙として再生紙を使用するなど、再生品等の利用に努めています。また、公共工事においては、再生コンクリート骨材や再生アスファルト塊を道路の仮設道路用の路盤材などに利用し、廃タイヤや廃ガラスなどを再生した製品を公共施設や道路舗装などに利用しています。

#### （ 12 ）学校給食用牛乳紙パックリサイクル推進事業

釧路市内の各小中学校において、牛乳紙パックをストローと分別し、開いて、水洗いし、乾燥して排出しています。そのうち小学校 19 校、中学校 11 校については、釧路市でリサイクルセンターまで回収しています。

#### （ 13 ）普及啓発

社会科副読本「きれいなくらし」の作成

家庭や学校など身近な生活の中から、ごみを減らすことや資源を大切にすることなどを学んでもらうため、小学 4 年生を対象に社会科の教育資料「きれいなくらし」を環境事業課で作成し、市内 28 の全小学校 4 年生に配付しています。

くしろクリーンカレンダーの作成、配付

分別排出の周知徹底を図るため、ごみの年間収集日等を一覧表にした「くしろクリーンカレンダー」を釧路市環境事業課で作成し、市内全戸に配布しています。

ごみの分別帳の配布

釧路市環境事業課では、ごみの分別・排出方法をお知らせする排出ルールハンドブック「なるほど！ザ・ごみ分別帳」を作成し配布しています。

ごみ減量ニュースの発行

ごみの減量、リサイクルの啓発などを目的に、釧路市環境事業課では町内会など市民を対象に、「ごみ減量ニュース」を年 2 回発行しています。

出前講座・ごみ減量講習会の開催

市内の団体及び事業所等の要請により、廃棄物の減量・リサイクルについて、釧路市環境事業課では、出前講座やごみ減量講習会を行っています。平成 19 年度は 2 回実施し、受講人数は延べ 63 名でした。

廃棄物処理施設見学会

釧路市環境事業課では、ごみ処理の現状を広く市民に理解してもらうため、釧路市資源リサイクルセンター、釧路市ごみ最終処分場などのごみ処理施設をバスで移動する見学会を実施しています。平成 19 年度は 2 回実施し、23 名が参加しました。

また、学校等による廃棄物処理施設の見学が 23 件あり、994 名が参加しました。

#### 市民工房の活用と自転車修理講習会の開催

釧路市資源リサイクルセンター内に設置した市民工房の指導員により、自転車のパンク修理、調整や家具の修理などについて、講習会を開催しています。そして市民工房に修理用器具を設置しており、平成 19 年度は延べ 107 名の利用がありました。

#### グリーン購入の普及啓発

釧路市環境政策課では、できるだけ環境にやさしい製品を購入するという「グリーン購入」の普及啓発をすすめています。啓発用パネルを作成したり、環境月間パネル展や各種イベントでの一般市民向け啓発のほか、小学生向けとしてエコ文具の紹介と出前授業を実施しています。

#### (14) ごみ処理手数料の有料化に向けた取り組み

市では、資源リサイクルを中心にごみの適正処理を進めてきましたが、依然、市民一人当たりの排出ごみ量は、全国・全道平均に比べて多い状態が続いています。

平成 14 年 2 月に廃棄物減量等推進審議会から現状を改善するためには、ごみの発生そのものを抑制する「ごみ減量化」の取り組みが重要であり、市民意識を高め、ごみの減量化・再資源化を進めるために、「ごみの有料化」を検討する必要があるとの提言がなされました。

平成 15 年 10 月には、さらに議論を進めた結果が意見書として、提出されました。

平成 16 年 6 月に釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の改正が可決され、平成 17 年 4 月 1 日より、ごみ処理の有料化がスタートしました。

表 4-4-2 廃棄物減量等推進審議会の意見書の要旨

市民、事業者がごみの排出に対する責任を持ち、ごみ処理には多くの費用がかかるとの認識に立って、ごみの減量化・再資源化の取り組みを促進する方策として、ごみ処理手数料の有料化を導入することが総合的に判断して妥当であると考えます。

特にごみの減量化が緊急の課題となっている現状においては、早急に有料化の導入を図る必要があります。

有料化の導入にあたっては、社会的経済的な状況を配慮した費用負担を図る必要があります。

また、事業系ごみは排出事業者責任の原則のもと、減量化・再資源化を促進するように手数料を設定すべきと考えます。特に少量排出事業者の排出方法や市での収集については、検討が必要です。

なお、手数料収入の一部をごみ減量化・再資源化を促進する事業にあてることが望ましいと考えます。

さらに有料化の目的等について、広く市民、事業者の理解を得るとともに、分かりやすい制度にすべきであると考えます。

#### ごみ有料化に関する住民への説明会

釧路市環境事業課では、審議会からの内容を市民に説明し、有料化についての意見を聴取するため、平成 15 年度に住民懇談会を 18 回開催し、628 名が参加しました。

平成 16 年度は、ごみ有料化に関する住民説明会を 40 回開催し、3,241 名が参加しました。

#### ごみの分別帳の配布

釧路市環境事業課では、平成 17 年 4 月から変更になる分別・排出方法をお知らせする排出ルールハンドブック「なるほど！ザ・ごみ分別帳」を市内全戸に配布しました。

## 事業者向け説明会

平成 17 年 4 月から少量排出量事業者（1 日の排出量 20kg 未満の事業所）から排出されるごみも、他の事業所と同様、事業者自らがごみ最終処分場に搬入するか、一般廃棄物処理業者（収集運搬）の許可を得ている業者に委託することになりました。

釧路市環境事業課では、事業者向けの説明会を 15 回開催し、1,810 名が参加しました。

### （15）廃油（食用揚げ油）と空缶等の金属類リサイクル推進事業

小・中学校給食センターから産業廃棄物として有料で排出処分していた廃油と金属類を、洗浄やストックの手間をかける事により資源物として有効利用すると共に、処分経費の節減を図る目的に、平成 20 年度より実施します。

平成 20 年度は小中学校給食センターの 2 施設で、廃油 5000 金属類 750kg を予定しています。

また、産業推進室では、研究機関や関係企業等と廃食用油等を精製し、ディーゼルエンジンの燃料とする BDF（バイオディーゼル燃料）研究会を設立し、研究会や BDF 回収ボックスの設置、車両の試験走行等を行っています。

平成 19 年度は、4 回の研究会と 3 回の試験走行、市内 36 ヶ所に BDF 回収ボックスの設置を行っています。

## 2 ごみの適正処理

### （1）ごみ処理体制の概要

#### ごみの収集

平成 19 年度の釧路市におけるごみの収集は市の直営車両は 22 台、委託車両 53 台の合計 78 台で行いました。計画収集については、可燃ごみは週 2 回、不燃ごみは隔週 1 回、資源物は週 1 回、粗大ごみは申し込み制により随時収集しています。

引越などに伴う多量のごみについては、排出者自ら処理施設に搬入するか、許可を受けた処理業者に処理を委託することとしています。

#### 廃棄物処理施設

釧路市のごみ処理施設は、資源物の中間処理施設である釧路市資源リサイクルセンター及び音別町リサイクルセンター、不燃ごみ及び粗大ごみの中間処理施設として粗大ごみ処理センター、ごみの埋立処理を行う釧路市ごみ最終処分場、阿寒町一般廃棄物最終処分場、音別町一般廃棄物最終処分場があります。

可燃ごみは釧路広域連合が運営する釧路広域連合清掃工場で焼却処理しています。

また、プラスチック製容器包装の処理については、民間の施設において再資源化を行っています。

表 4-4-3 釧路市のごみ処理施設の概要

名称	場所	処理するごみ	処理方法	供用開始年度	備考
釧路市資源リサイクルセンター	釧路市鳥取南 7 丁目 1 番 2 号	資源物	破碎、圧縮、梱包、溶融等	平成 10 年 12 月 7 日	処理能力：缶(圧縮)1~2t/h、びん(破碎)3~4t/h、PET2.5t/日、発泡スチロール製品トレイ1.5t/日
音別町リサイクルセンター	釧路市音別町海光 1 丁目 31 番地	資源物	破碎、圧縮、梱包、溶融等	平成 11 年 4 月	処理能力：缶 0.5t/h、ペットボトル 0.07~0.1t/h、白色トレイ 0.02t/h
粗大ごみ処理センター	釧路市高山 4 番地 1	不燃ごみ・粗大ごみ	破碎、圧縮、梱包等	平成 11 年 12 月 1 日	処理能力：80t/日

釧路市新ごみ最終処分場	釧路市高山 17 番地 1、29 番地 1	不燃ごみ・粗大ごみ等	埋立（山間層状埋立）	平成 14 年	計画埋立量： 844,000 m <sup>3</sup>
阿寒町一般廃棄物最終処分場	釧路市阿寒町オリヨマップ 33 番地	不燃ごみ・粗大ごみ等	埋立（セル方式）	平成 15 年	計画埋立量： 47,000 m <sup>3</sup>
音別町一般廃棄物最終処分場	釧路市音別町尺別 31 番地 1	不燃ごみ・粗大ごみ等	埋立（サドイフ方式）	平成 12 年	計画埋立量： 10,000 m <sup>3</sup>

## （２）ごみ処理の広域化

平成 9 年、国と北海道がダイオキシン類の発生防止を主な目的として示した「ごみ処理の広域化」方針を受け、釧路市は、管内町村とともに、翌年から 3 年間にわたり、釧路地域の広域ごみ処理について協議を行ってきました。

平成 14 年 4 月には、旧釧路市ほか 5 町村（釧路町、旧阿寒町、鶴居村、白糠町、旧音別町）連携によるごみ処理の広域化について合意がなされ、同年 8 月には、広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体「釧路広域連合」が設立されました。（この間、平成 17 年 10 月の旧釧路市、旧阿寒町、旧音別町の合併により釧路広域連合の構成市町村は 6 市町村から 4 市町村になりました）釧路広域連合では、平成 15 年度からの 3 ヶ年事業として、釧路市ごみ最終処分場敷地内に、徹底した公害防止対策、熱エネルギーの有効利用、資源物循環の推進を柱に、6 市町村の可燃ごみを処理するために広域ごみ焼却施設（240t/日、流動床式ガス化熔融炉）を建設し、平成 18 年度より供用を開始しています。平成 19 年度は 59,934 t の可燃ごみを焼却しました。

釧路市は、ごみの排出抑制・再資源化・適正処理など、ごみ処理を取り巻く様々な課題を解決していくため、釧路広域連合と連携を取りながら、効率かつ適正なごみ処理をすすめていきます。

## （３）ごみ不法投棄対策

### ごみの不法投棄未然防止

家電リサイクル法施行から急増しているごみの不法投棄に対処するため、釧路市環境事業課では市民啓発、看板設置など様々な未然防止活動を行っています。監視パトロールは毎日実施しており、平成 19 年度には 188 件の不法投棄を発見しました。不法投棄を発見した際には、投棄者の調査などを行い、ごみの適正処理を図っています。

### ごみの散乱等防止

近年、たばこの吸殻や空き缶などの散乱が大きな問題となってきましたが、釧路市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体で構成する「釧路市マチをきれいにする推進協議会」を中心に関係機関等と連携し、春・秋の全市一斉清掃などの清掃活動や普及啓発を実施しています。

また、ごみの散乱を防止するための総合的な対策が求められていることから、平成 12 年 9 月「釧路市みんなできれいな街にする条例」を制定し、特に美観推進重点区域で空き缶やたばこの吸殻等を投棄し、期間を定めた命令に従わない場合には 30,000 円以下の罰金を課すこととしました。

また、「清掃ボランティア里親制度」や「集まれごみひろい隊会」、「環境部クリーンデー」などの清掃活動を実施し、釧路市の美化推進を図っています。



### 3 産業廃棄物の適正処理

#### (1) 産業廃棄物の減量とリサイクル

##### 水産系廃棄物の有効利用

釧路市水産課では、漁獲量が安定している秋鮭の白子を原料とした魚醤油を活用した加工品の開発をすすめ、企業化の指導を行っています。

##### 家畜ふん尿対策

釧路市農林課では、家畜ふん尿による悪臭、水質汚濁等畜産環境問題に対応するため、家畜ふん尿の適正処理の推進指導と釧路市有機質肥料活用センターの整備による肥料としての有効活用をすすめています。

音別地区では、春・秋の年2回、家畜ふん尿対策として、巡回指導を実施しています。

##### 下水汚泥の有効利用

釧路市下水道施設課では、下水道汚泥を肥料として近郊農業用地に還元し、資源の有効利用を図っています。また、平成18年度から大楽毛,阿寒湖畔,阿寒,音別各処理場汚泥は廃棄物減容化施設で減容化処理をしています。平成19年度の発生汚泥量は12,718tで、4,665t減容化処理し、8,053tを農地利用しています。

##### 公共事業における建設副産物等の有効利用

釧路市の公共事業では、資源の有効利用を図るため、建設発生土を旧釧路市ごみ最終処分場の覆土などに利用しています。(平成19年総発生量36,851m<sup>3</sup>)

また、道路整備工事では供給のバランスや技術的支障とならない範囲で再生したアスファルト合材や路盤材には再生したコンクリート骨材を使用し、資源の有効利用を図っています。

#### (2) 産業廃棄物の適正処理

##### 産業廃棄物の処理

産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等の20種類のものと輸入された廃棄物をいいます。また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがあるものは「特別管理産業廃棄物」として、通常の産業廃棄物とは区別されています。産業廃棄物の処理は、排出事業者による処理責任があり、通常、排出者自らが処理するかまたは許可を受けた処理業者に委託して処理されています。廃棄物処理法に基づき、北海道が排出者や処理業者に対し、適正処理を指導しています。

表 4-4-4 釧路支庁管内の産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物中間処理施設設置数 (平成20年3月末現在)

施設の種類の	事業者	処理業者	公共
汚泥の脱水施設	5	2	
汚泥の乾燥施設(機械)		3	
焼却施設		4	2
廃油の油水分離施設		1	
廃プラスチック類の破碎施設		12	

産業廃棄物最終処分場設置数 (平成20年3月末現在)

施設の種類の	事業者	処理業者	公共
安定型最終処分場		19	2
管理型最終処分場	2	6	2

#### 産業廃棄物処分場に関する環境の保全に関する協定

産業廃棄物の処理に関しては廃棄物処理法により規制されているほか、北海道では「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」を定め、処理施設の設置にあたって事前協議等の実施などを事業者に指導しています。

釧路市においては、北海道と連携し生活環境や自然環境などに配慮した適切な対応を求め、処理施設設置者と「環境の保全に関する協定」を締結し、適正処理の促進に努めています。平成19年度末現在、6カ所の産業廃棄物処理施設について協定を締結しています。産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、全国的に住民とのトラブルが発生していますが、釧路市においても処理施設の適正な立地が課題となっています。

## 4 エネルギーの有効利用の促進

### (1) エネルギーの効率的利用の推進

現在のエネルギーの多くは、化石燃料を燃焼させることにより得られていますが、これら化石燃料は有限な資源であるため、有効利用するとともにエネルギー消費に伴う環境負荷の低減を図っていかなくてはなりません。

そのため、釧路市環境政策課では環境家計簿の普及やアイドリングストップ運動を展開することにより、市民の省エネルギー行動を促進しています。

建築課では、公共施設におけるエネルギーの効率的な利用を進めるため、省エネルギーに対応した建築への取り組みを行っています。

#### 参考 公共施設における省エネルギーに対応した建築物一覧

実施年度	施設名	取組内容
平成15年度	釧路市子ども遊学館	外気冷房システム設置
平成16年度	市立釧路総合病院	自動空調管理システム設置
平成17年度	昭和中央児童センター	太陽光発電設備設置
平成18年度	湿原の風アリーナ釧路	太陽光発電設備設置

また、低公害車や省エネルギー設備の導入など、事業者の省エネ・省資源に向けた取り組みを促進するため、釧路市商業労政課が「中小企業効率化近代化資金」(91ページ参照)により、低利の融資をあっせんするなどの支援を行っています。

市役所の事務事業の実施にあたっては、用紙使用量削減のため両面コピーや裏紙使用の徹底、節電のための昼休み等における消灯の徹底などの環境保全に配慮した行動を率先実行しています。

### (2) 新エネルギー等の導入

#### バイオマスの利用

バイオマスとは、再生が可能な生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたものをいいます。バイオマスの特徴の一つは、再生可能であることで、再生が不可能である石油、石炭などの化石資源に対し、バイオマスは動植物に由来する有機物であるため、持続的に再生が可能です。

#### 参考 バイオマスの種類

廃棄物系バイオマス	家畜ふん尿、有機性汚泥、下水汚泥、黒液、し尿等、食品廃棄物、紙類、紙くず、木くず
未利用バイオマス	農作物非食用部(稲わら、もみ殻、麦かん、廃食用油)、林地残材
資源作物	糖質資源(さとうきび・てんさい) でんぷん資源(米・いも類・とうもろこし等) 油脂資源(菜種、大豆、落花生等)

さらにバイオマスは「環境にやさしい資源・エネルギー源」であり、バイオマスを燃焼することによって大気に放出される二酸化炭素は、もともと大気中に存在した二酸化炭素を植物が光合成により吸収したものです。そのためエネルギー源等として使用しても、総体的な二酸化炭素の量に変化は生じません。

したがって、化石資源の代替として、バイオマスを利用すると、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の発生を抑制することが出来ます。

また、これまで活用されずに廃棄されていたバイオマスを有効活用することは、廃棄物の発生を抑制することにもつながります。

このようなことから、バイオマスの利活用は、現代社会が直面する環境問題解決に向けた重要な対策の一つとなっています。

釧路市では、脱温暖化社会と循環型共生社会を目指し、バイオマス資源の利活用を推進するため、平成 19 年度から、関係部署で構成する「釧路市バイオマス利活用連絡会議」を設置し、バイオマスに関する情報収集を進めています。

## 基本方針 地球環境の保全と国際協力

### 1 地球温暖化の防止

地球温暖化防止のため、平成9年(1997)年に開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)において日本は平成20年(2008)年から平成24年(2012)年の期間に、平成2年(1990)年と比較して温室効果ガスの排出を6%削減することに同意しています。国においては平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、国、地方自治体、事業者、市民がそれぞれ温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくこととしています。

#### (1) 環境家計簿の普及

近年の全国的な傾向として家庭生活における温室効果ガスの排出が伸びていることから、家庭における省エネルギーやごみの削減を通じて、温室効果ガスの削減をめざす、環境家計簿の普及をすすめています。

釧路市環境政策課では、平成11年度に実施した環境家計簿モニターの意見を参考とし、より使いやすい環境家計簿を平成12年度作成し、公共施設等で配布するとともに、環境家計簿講習会を開催し、家庭生活における地球温暖化防止をすすめています。

表 4-5-1 環境家計簿配布部数

年 度	平成 12	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
配布数(部)	1,129	569	908	813	319	544	525	744

#### (2) グリーン購入の推進

リサイクル製品や省エネ型製品などの環境負荷の小さい製品やサービスを積極的に購入するグリーン購入は、地球環境保全をすすめるうえで重要な取り組みとされています。

国では、平成12年「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」を策定し、グリーン購入に積極的に取り組んでいます。釧路市においては、平成13年「釧路市グリーン購入推進基本方針」を定め、毎年度目標を立てて、市の購入する物品・車両やサービスのグリーン化をすすめています。

また、環境月間パネル展などを通じて市民への普及をすすめています。

#### (3) 自動車対策の概要

釧路市では、自動車による環境負荷を低減するため、体系的な道路網の整備、公共交通機関の利用や徒歩による移動の促進などといった自動車利用を抑制する呼びかけ、低公害車の導入、アイドリングストップ運動などをすすめています。

##### アイドリングストップ運動

釧路市は、平成13年9月にアイドリングストップ宣言を行い、率先して実行するとともに、釧路市環境政策課において、運動の趣旨に賛同する市民や事業者を「アイドリングストップ運動宣言者(企業)」として登録し、市民公募により作成したステッカー等を配付し、アイドリングストップの実践を呼びかけています。

平成15年度は、のぼり旗を追加作成し、庁舎敷地内やイベント会場での掲揚を行ったほか、環境月間パネル展などの各種イベントでパンフレット・チラシを配布し、アイドリングストップ運動宣言者の登録を受け付けました。

アイドリングストップ運動宣言者(企業)数は平成19年度末で41事業所となり、市民、事業者、市の参加自動車台数は2,839台となっています。

表 4-5-2 アイドリングストップ宣言企業数と参加自動車総台数

	平成 13	平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	合 計
企業数(社)	35	1	3	1	1	0	0	41
自動車数(台)	1,866	300	312	122	112	119	8	2,839

#### 低公害車の導入

釧路市では、公用車への低公害車の導入に取り組んでおり、平成 19 年度末までに、6 台のハイブリッド車を導入しています。平成 19 年度に釧路市の共用車として 3 台の低公害車を導入しました。その結果、平成 19 年度の釧路市の共用車 45 台のうち、ハイブリット車 6 台、低排出ガス車 22 台となりました。

また、釧路市商業労政課が窓口となる、「中小企業効率化近代化資金」(91 ページ参照)では、中小企業の低公害車の導入についても融資の対象としています。

#### (4) メタンの発生抑制

メタンガスは地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つであり、その温室効果は二酸化炭素と比べ、21 倍であるといわれています。

紙類、木くず、厨芥(ちゅうかい)ごみなどの可燃ごみを直接埋めたてることにより発生するメタンを削減するため、釧路市環境事業課では、普及啓発や分別収集などを通じてごみの減量やりサイクルに取り組んでいます。

また、釧路広域連合による広域ごみ焼却施設の平成 18 年度からの本格稼働により、可燃ごみの埋めたてによるメタンの発生は大幅に削減されることとなります。

#### (5) 二酸化炭素吸収固定源対策

釧路市では、地球温暖化防止のため、森林などの地域の自然環境を保全しています。また、公共施設や道路などへの植栽をすすめ、二酸化炭素吸収固定源として樹木の増加に努めており、合わせて大量に二酸化炭素を固定化している湿原の保全に努めています。

#### (6) 釧路市地球温暖化防止実行計画

##### 釧路市地球温暖化防止実行計画の策定

わが国では、平成 10 年 10 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体では、同法に基づき「地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの抑制のための措置に関する計画」を策定することが義務付けられました。

これを受けて釧路市(旧釧路市)では平成 16 年 3 月に「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

表 4-5-3 釧路市地球温暖化防止実行計画の概要

目的	・釧路市の事務事業に伴って生じる温室効果ガスの排出の抑制
位置付け	・地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づく釧路市における「地球温暖化防止実行計画」
計画期間	・平成 15 年度から平成 19 年度
計画範囲	・市(職員)が直接実施する事務及び事業 ・市が直接管理する施設から排出される温室効果ガス及び管理委託から排出される温室効果ガス
基準年	・平成 12 年度
削減目標対象 温室効果ガス	・二酸化炭素
二酸化炭素 削減目標	・平成 19 年度における温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を平成 12 年度(基準年度)の排出量と比べて、1.0%削減 (ただし、平成 19 年度までの施設の増減に伴う分を勘案すると実質 5.7%削減)

平成 19 年度の釧路市地球温暖化防止実行計画の推進状況

平成 19 年度の釧路市の事務事業(釧路地域のみ対象)に伴って生じる二酸化炭素排出量は、平成 12 年度(基準年度)と比べて 4.8%の削減となりました。(ただし、平成 19 年度までの施設の増減に伴う分を勘案すると実質 11.4%の削減となります。)

表 4-5-4 エネルギー使用量の削減状況

使用エネルギー	エネルギー 使用量削減目標 (H19-H12)/H12	H12 年度(基準 年)エネルギー 使用量	H19 年度 エネルギー 使用量	エネルギー 使用量削減実績 (H19-H12)/H12
電気(kWh)	1.0%	54,341,126	53,731,916	1.1%
A 重油(L)	9.1%	4,251,254	3,672,016	13.6%
都市ガス(m3)	1.4%	3,083,241	2,647,779	14.1%
熱供給(MJ)	9.6%	35,303,493	46,662,751	32.2%
灯油(L)	11.7%	697,975	659,741	5.5%
軽油(L)	13.4%	366,608	230,924	37.0%
ガソリン(L)	0.3%	150,761	170,804	13.3%
LPG(kg)	6.1%	12,121	12,582	3.8%
一般炭(kg)	0.0%	4,000	0	100.0%

表 4-5-5 二酸化炭素排出量の削減状況

排出要因	CO2 排出量 削減目標 (H19-H12)/H12	H12 年度(基準 年)CO2 排出量 (kg-CO2)	H19 年度 CO2 排出量 (kg-CO2)	H19 年度 CO2 排出 量削減実績 (H19-H12)/H12
電気	1.0%	30,159,325	29,821,213	1.1%
A 重油	9.1%	11,519,325	9,949,805	13.6%
都市ガス	1.4%	6,200,494	5,324,766	14.1%
熱供給	9.6%	2,012,299	2,659,777	32.2%
灯油	11.7%	1,737,597	1,642,414	5.5%
軽油	13.4%	960,237	604,849	37.0%
ガソリン	0.3%	350,016	396,549	13.3%
LPG	6.1%	36,366	37,750	3.8%
一般炭	0.0%	9,636	0	100.0%
合計	1.0%	52,985,295	50,427,123	4.8%

(7) 太陽光発電システムの普及促進

釧路市環境政策課では、平成 16 年度から平成 18 年度まで釧路市住宅用太陽光発電システム導入補助制度により、合計で 64 件の助成を行い、その設置促進に努めました。(釧路市住宅用太陽光発電システム導入補助制度は平成 18 年度で終了しました。)

その他、釧路市ではこれまで、昭和中央児童センター、総合体育館・湿原の風アリーナ釧路において太陽光発電システムを設置するなど、普及啓発に努めています。

(8) 百万人のキャンドルナイトへの参加

全国の環境 N G O (非政府組織) などの呼びかけにより、地球温暖化の原因である二酸化炭素を削減し、環境や省エネなどを考えようという「百万人のキャンドルナイト」に参加しています。

キャンドルナイトとは、6 月の夏至の日の午後 8 時から午後 10 時までの間、全国の各家庭の照明や施設のライトアップなどの消灯を呼びかけるものです。

釧路市では、生涯学習センターなどの市民利用施設や市有施設等で、このイベントに

参加しております。平成 19 年度は、6 月 17 日～19 日の 3 日間、10 施設が参加し、109,860Wh の省電力に成功しました。

## 2 オゾン層の保護

釧路市建築課では、フロン等によるオゾン層破壊防止のため、公共施設においてオゾン層を破壊しないフロンへの転換を進めています。平成 17 年度において、市立釧路総合病院において、新冷媒への変更を実施しました。

## 3 地球環境保全への貢献

釧路市では、タンチョウやシマフクロウなど地域の希少動植物の保全を通じた生物多様性の保全への貢献や、熱帯林の保全を図るため、公共事業における熱帯材形枠等の使用量の削減、船舶からの廃棄物や廃油等の海洋流出の防止を促進するとともに、陸域における水質汚濁防止対策の推進や海洋汚染、投棄の防止に関する市民意識の向上を図り、地域の環境保全行動を通じて、地球環境の保全にも貢献しています。

## 4 国際協力の展開

釧路市では、釧路市環境政策課に事務局を置く釧路国際ウェットランドセンター（K I W C）の活動を通じて、地域のラムサール条約登録湿地の保全推進、国際ワークショップの誘致、海外からの研修員の受け入れ、専門家の派遣など国際協力事業をすすめています（50 ページ参照）。

釧路市教育委員会では、マリモの保護・研究活動を海外の大学や研究機関・博物館などと協力して進めており、特に阿寒湖とならんで球状マリモの存在が知られるアイスランドおよびエストニアとは、平成 11 年以降、職員の派遣・交流をはじめとして、共同調査の実施やシンポジウムおよびワークショップの開催など様々な取り組みが続けられています。

## 基本方針 参加と協働で築く環境配慮社会の実現

### 1 環境教育・学習の推進

今日の環境問題は、私たちの日常生活から発生する負荷が大きな原因となってきました。

多様化する環境問題について、正しい理解と認識を深め、一人ひとりが環境に配慮した責任ある行動をとっていくことが求められており、環境保全についての意識を高めるためにも、環境教育・学習の推進や普及・啓発の取り組みが重要となっています。

#### (1) 施設の充実

釧路市立博物館や釧路市動物園においては、自然環境に関連した展示を設け、市民の環境保全に関する意識の向上に役立てています。

また、釧路市では春採公園内に春採湖ネイチャーセンターを設置し、春採湖の関連資料の展示や「春採湖なんでもパネル展」の開催などを行っています。阿寒町の「阿寒湖畔エコミュージアムセンター」や音別町の体験学習センター「こころみ」でも学習会や観察会等をとおして、環境教育・学習の推進・普及を行っています。

#### (2) 講演会、学習会、自然観察会などの開催

釧路市では、市民の環境教育・学習に資するため、毎年、講演会、学習会、観察会などの普及啓発事業を開催しています。

平成19年度におけるおもな開催状況は、表4-6-1のとおりです。

表4-6-1 環境に関するおもな学習会、観察会等の開催状況 (平成19年度)

名 称	会 場	回数	参加者	担当課
環境月間パネル展	コアかがやき、コア鳥取、阿寒町公民館、音別町ふれあい図書館、市役所ロビー	4	-	環境政策課 環境事業課
地球温暖化防止月間パネル展	コアかがやき、阿寒町公民館、音別町ふれあい図書館	3	-	環境政策課
春採湖なんでもパネル展	春採湖ネイチャーセンター	1	-	
自然観察会	釧路川他	1	25	
釧路湿原エコツアー	釧路湿原	1	19	
冬の湿原エコツアー	釧路湿原	1	19	
武佐の森観察会	武佐の森	1	13	
ごみ処理施設等バス見学会	ごみ処理施設等	2	23	環境事業課
下水道処理場見学会	処理施設	1	8	下水道施設課
街のみどりパネル展	音別町ふれあい図書館 市役所ロビー 阿寒町公民館	3	-	公園緑地課
サマースクール	動物園	1	47	動物園
林間学校	動物園	3	123	
北海道ゾーンガイド	動物園	73	422	
ハクチョウ池ガイド	動物園	16	52	



春採湖畔探鳥会	春採湖	8	170	博物館
春採湖畔草花ウォッチング	春採湖	5	138	
しらべてみよう春採湖の魚	春採湖	4	44	
しらべてみよう春採湖の昆虫	春採湖	4	77	
釧路町森林公園探鳥会	釧路町森林公園	1	34	
北斗湿原探鳥会	北斗湿原	1	13	
地形・地質探訪会	藻琴山	1	30	
親と子の昆虫採集・観察会	温根内	1	19	
雪と氷の自然観察	春採湖畔	2	13	
おさかなセミナーくしろ 2007 パネル展	博物館	1	1,169	
おさかなセミナーくしろ 2007 講演会	博物館	1	73	
昆虫の名前を調べる会	博物館	1	12	
タンチョウ・イラスト展	博物館	1	1,623	
タンチョウ自然観察会	阿寒国際ツルセンター	2	21	
ツルセンター情報交流会	阿寒国際ツルセンター	6	25	阿寒生涯学習課

(3) 環境学習・教育への支援

生涯学習まちづくり出前講座

市教委生涯学習課が申し込み先となる「生涯学習まちづくり出前講座」においては、環境問題について、正しく理解をしてもらうために各種メニューを設定しており、講師として担当課の職員を派遣しています。

表 4-6-2 出前講座のうち環境に関する講座の実施状況（平成 19 年度）

講座名	回数	参加数	担当課名
身近でできる地球温暖化対策（環境家計簿）	5	232	環境政策課
ごみ減量とりサイクル	2	63	環境事業課
動物園へ行こう！	2	150	動物園
汚れた水はどうしてきれいになるの？	1	106	下水道施設課

表 4-6-3 出前講座のうち環境に関する登録講座（平成 19 年度）

講座名	講座の内容	担当課名
かんきょうの話	自然を始めとした私たちを取り巻くかけがえのない環境を将来に伝えていくために、一人ひとりが環境について考え行動しなければなりません。自然のこと、水のこと、空気のことなどご希望の分野で、私たちを取り巻く「かんきょう」についてお話しします。	環境政策課
身近でできる地球温暖化対策	環境家計簿を利用し、温暖化の原因や影響といった内容から家庭でできる温暖化対策や運動についてまでお話しします。	
市役所の環境マネジメントシステム	市役所は環境管理の国際標準規格 ISO14001 の認証を取得したノウハウを生かし、現在では市独自の環境マネジメントシステムを運用しています。認証を目指す事業者の方々や市の取り組みに興味をお持ちの方々に過去の取り組み事例や現在の活動内容をお話しします。	

ごみ減量とリサイクル	「ごみ減量とリサイクル」をテーマに学習するとともに、ごみや資源物などの分別方法などをわかりやすくアドバイスします。	環境事業課
釧路川と水道水	釧路川の水が水道水に生まれ変わるまでの仕組みと安全性を説明します。同時に、水道水をよりおいしく飲むアドバイスなどもします。	水質管理課
汚れた水はどうしてきれいになるの	処理場へ流れ込んだ汚水が再びきれいな水によみがえる過程を、順序だてて説明して行きます。	下水道施設課
動物園へ行こう！	動物たちをとおして命の大切さや動物とのつきあい方を知り、減り続ける野生動物や環境のことを理解しましょう。利用しやすく楽しめる動物園を紹介します。	動物園
野外教育を学ぼう	野外で行う地域活動や学級レクなどのプログラム作成やメニューについてアドバイスをします。	生涯学習課

#### アドベンチャースクール

市こども未来課では、自然に接する活動を行うことによって、環境保全に対する主体性・感性を育むことを目的として、「アドベンチャースクール」を開催しています。

平成 19 年度は標茶町、白糠町、足寄町を会場に小中学生 72 名が参加しました。

#### 音別地区自然体験

音別町体験学習センター（こころみ）での自然観察事業として、天体観望会、月面撮影会や音別町青少年健全育成推進協議会による自然保護活動として、「親子ふれあい事業」河原のごみ拾いとヤマベ放流を開催した。（37 人参加）

#### 春採湖水辺教室

釧路市環境政策課では、春採湖のほとりでクイズや水質の簡単な実験や植物観察等を行うことにより、春採湖の自然を通して、春採湖の保全や環境に対する意識の高揚を図る「春採湖水辺教室」を市民の申し込みにより開催しています。

#### （４）エコクラブ活動の推進

こどもエコクラブは、平成 7 年度より環境省が主唱してすすめている、小・中学生であればだれもが参加できる環境活動クラブです。平成 19 年度末で、釧路市には 5 クラブ、153 名が登録されました。各クラブは自然観察や公園、海岸などの清掃活動をはじめ、環境学習やボランティア活動に取り組んでいます。

釧路市環境政策課では、自然観察会や交流会など各クラブが相互に交流する場の提供や水温計・COD パック等の貸し出しなどエコクラブ活動の支援を行っています。

表 4-6-4 こどもエコクラブの登録状況

年度	クラブ数	会員数	クラブの名称
H14	6	119	こどもエコクラブくしろ、柏木小学校 5 年 1 組、柏木小学校 6 年 1 組、弥生中学校ボランティアクラブ、イオンくしろこどもエコクラブ、オガちゃんズ
H15	5	110	こどもエコクラブくしろ、柏木小学校 5 年 1 組、柏木小学校 6 年 1 組、イオンくしろこどもエコクラブ、オガちゃんズ
H16	5	95	こどもエコクラブくしろ、柏木小学校 5 年 1 組、柏木小学校 6 年 1 組、イオンくしろこどもエコクラブ、オガちゃんズ

H17	4	61	こどもエコクラブくしろ、柏木小学校5年1組、柏木小学校6年1組、オガちゃんズ
H18	3	161	こどもエコクラブくしろ、柏木小学校、オガちゃんズ
H19	5	153	こどもエコクラブくしろ、柏木小学校、オガちゃんズ、釧路市幣舞中学校自然科学部、日進スマイルエコクラブ

(5) 環境教育・学習の資料の整備

市立釧路図書館や各コミュニティセンターでは、市民の自主的な環境学習を支援するため、環境関連資料の充実をすすめています。特に図書館では特設コーナーを設置し、一定期間、環境関連資料を展示しています。

また、環境事業課では小学校4年生向けのごみ問題に関する社会科副読本「きれいな暮らし」、釧路市環境政策課では市内の自然観察地のみどころなどを紹介した「くしろ自然ウォッチングガイド」などをはじめとした資料等を作成・配布し、釧路市ホームページにも掲載しています。

(6) 学校における環境学習・教育の取り組み

市内の小・中学校では、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動ができる態度・能力を育むことをめざし、体験型のプログラムを中心とした環境教育・学習に取り組んでいます。

各小中学校における校区・公園等の清掃

児童生徒が、校区内の清掃ボランティア活動を通じて、環境保全・美化に取り組んでいます。平成19年度は、小学校31校、中学校16校で校区・公園等の清掃、バス停・海岸の清掃、登下校ごみ拾い、花壇づくり等の清掃ボランティア活動を実施しました。

資源の有効利用

児童生徒が、自ら給食の牛乳紙パックを開いて、水洗いし、乾燥させたうえで、リサイクルを行っています。このほか、プルタブや古紙、割り箸のリサイクルも行っています。古切手、テレホンカードについては、収集売却を行っており、平成19年度は、小学校31校、中学校16校で資源の有効利用を実施しました。

自然体験学習

市教委学校教育課では春採湖や武佐の森、阿寒湖など地域の良好な自然環境を題材とした自然体験学習を支援しています。平成19年度は、小学校18校、中学校7校において実施しました。

ビオトープ造成

平成15年度に釧路市立昭和小学校は、校舎敷地内に野生生物が生息する場所「ビオトープ」の造成を行いました。PTAや地域住民の協力を得ながら、学校地域一体で自然体験学習の場を手作りしました。

学校版 ISO

従前より各学校で行われている環境に対する取組の中に ISO の「計画」「実施」「点検」「見直し」のサイクルを取り入れ、子どもたちの環境意識の向上を目指します。

平成17年度から市内小中学校より4校-をモデル校として実践しました。

平成18年度以降は、市内全小中学校で一斉に取り組みを実施しています。

## 2 自主的な環境保全活動の促進

### (1) 環境に関する情報の収集及び提供

さまざまな機会をとらえ、環境に関する情報を提供することにより、環境保全に関する市民意識の向上を図っています。

#### 釧路市環境白書の発行

釧路市の環境の現況や施策の実施状況を明らかにするため、釧路市環境政策課で「釧路市環境白書」を年1回発行しています。

#### インターネットの活用

釧路市のホームページ上において、公害や廃棄物、自然環境をはじめとする環境に関する情報を提供しています。

#### 自然環境情報システムの整備

市内の自然環境を把握し、保護と利用に関する施策の基礎資料とするため、釧路市環境政策課では自然環境基礎調査を実施し、自然環境情報のデータベースの作成を進めています。平成19年度は自然環境・野生生物に関する資料・文献の収集を行いました。

### (2) 釧路市の率先実行

釧路市では、地域の環境保全行動を促進するため、また、消費者、事業者の一員として市の事務事業を実施するにあたり、環境保全に配慮してすすめています。

#### 釧路市役所環境配慮指針

釧路市の日常業務における省資源・省エネルギー、リサイクル製品の利用拡大、ごみの減量などを推進するため、平成10年5月に「釧路市役所環境配慮指針」を策定し、環境保全に配慮した行動の率先実行やポスター掲示による啓発などに努めています。

#### グリーン購入の推進

釧路市では、物品や車両・サービスの購入にあたって、環境に配慮した商品（製造・流通・廃棄の段階で環境負荷の少ない商品）を選択する「グリーン購入」に積極的に取り組んでいます。

平成13年10月に策定した「釧路市グリーン購入推進基本方針」では、毎年度ごとに調達目標を設定し、実績を把握し、公表することとしています。

平成19年度の調達目標及び調達率（金額ベース）は、表4-6-5のとおりです。

また、パネル展の開催や広報紙への記事掲載を通じて、グリーン購入の市民・事業者への普及啓発にも努めています。

図 4-6-1 釧路市グリーン購入の考え方

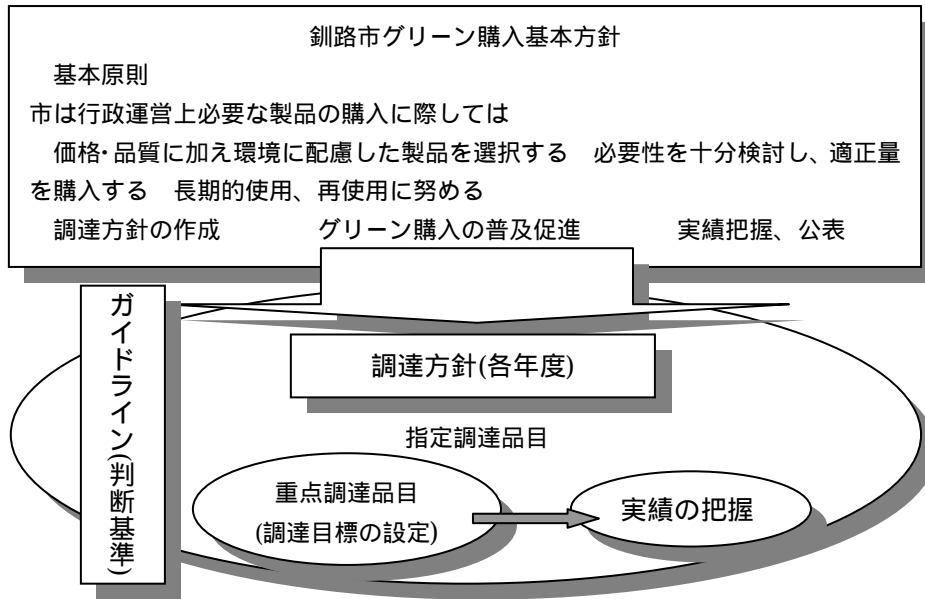


表 4-6-5 釧路市の重点調達品目と調達目標及び調達率 (平成 19 年度)

		調達 目標	調達率	おもな判断基準
紙類	情報用紙(コピー紙)	100%	81.8%	古紙配合率 100% 白色度 70% 以下
	衛生用紙(トイレトペーパー)			古紙配合率 100%
文具類	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、デスクペン、スタンプ台、朱肉、定規、消しゴム、ステープラー、事務用修正具、クラフトテープ、はさみ、カッターナイフ、のり(液状・固形)、ファイル、バインダー、事務用封筒、私製葉書、伝票類、ノート、インデックス、付箋紙、額縁	100%	99.9%	・プラスチックの場合は再生プラスチックがプラスチック重量の 40% 以上 ・木質の場合は、間伐材が使用されている ・紙の場合は、古紙配合率が 50% 以上
事務用 備品	いす、机	100%	100.0%	
照明	蛍光管	100%	89.6%	Hf インバーター方式、エネルギー消費効率が基準を下まわらない
自動車 購入・ リース	低公害車	100%	100%	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車
	低排出ガス車・低燃費自動車(ガソリン車)			低排出ガス車認定実施要領の基準に適合していること
	低排出ガス車・低燃費自動車(ディーゼル車)			低排出ガス車認定実施要領の基準に適合していること
	低排出ガス車・低燃費自動車(LPガス車)			低排出ガス車認定実施要領の基準に適合していること
制服	作業服	100%	99.6%	再生 PET 樹脂から得られるポリエステルが 10% 以上使用されている
作業 手袋	作業用手袋	100%	100%	再生 PET 樹脂から得られるポリエステルが 50% 以上使用されている

調達率は金額ベース

## 釧路市環境マネジメントシステムの推進

釧路市は、市の事務事業に伴う環境への有害な影響を低減するとともに、環境にとって有益な取り組みを確実にかつ効率的に推進していくため、平成13年度よりISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを構築し、合併後も新市としてシステムを運用させ、平成18年度までの間に職員の環境保全に対する意識は向上し、環境負荷低減の効果もあげてきたところです。

平成19年度からは、これらの取り組みの趣旨と成果を引き継ぎ、また、社会的責任の見地から引き続き環境負荷低減の維持を目的にオフィス活動を中心とした釧路市独自の環境マネジメントシステムである「釧路市エコオフィス活動」を運用しています。

環境マネジメントシステムとは、組織が自ら目的や目標を設定し、その達成に向けて結果の点検、見直しを繰り返しながら継続的に環境の改善に取り組むものです。

省エネ・省資源に関する主な目的や目標、取り組み結果は表4-6-6のとおりです。

システムの対象範囲は本庁舎及び出先庁舎のオフィス部門が中心ですが、対象外の施設等においてもほぼ共通の取り組みを実施しており、市役所全体で印刷・コピー用紙などの紙類、電気・水道などのエネルギー使用量の削減やごみの分別を通じた廃棄物の減量及びリサイクルなどに取り組んでいます。

表4-6-6 おもな環境目的、環境目標と平成19年度取り組み結果

目的	項目	測定値 A		平成19年度目標値 B		測定値/目標値 (A/B) ※100%以下が目標をクリア
		総計	内訳	総計	内訳	
印刷、コピー用紙使用量を抑制する	印刷・コピー用紙 (A4換算)	7,894,000 枚	※本庁分 7,383,841 枚	9,954,231 枚	平成12年度比△ 9,298,494 枚	79.3%
			※行政センター分 510,159 枚		平成18年度実績値 655,737 枚	
公用車燃料使用量を抑制する	公用車燃料 (ガソリン)	130,981 リットル	※本庁分 91,395 リットル	165,758 リットル	平成12年度比△6% 122,138 リットル	79.0%
	※行政センター分 39,586 リットル		平成18年度実績値 43,620 リットル			
公用車燃料使用量を抑制する	公用車燃料 (軽油)	44,464 リットル	※本庁分 16,152 リットル	58,971 リットル	平成12年度比△6% 22,141 リットル	75.4%
	※行政センター分 28,311 リットル		平成18年度実績値 36,830 リットル			
電気使用量を抑制する	電 気	1,953,925 kwh	※本庁分 1,703,321 kwh	2,229,284 kwh	平成12年度比△ 1,899,908 kwh	87.6%
			※行政センター分 250,604 kwh		平成18年度実績値 329,376 kwh	
暖房用燃料使用量を抑制する	暖房用燃料 (ガス)	12,918 m3	※本庁分 12,918 m3	12,936 m3	平成16年度比△2% 12,936 m3	99.9%
	暖房用燃料 (蒸気)	1,284,383 MJ	※本庁分 1,284,383 MJ	1,421,000 MJ	平成16年度比△2% 1,421,000 MJ	90.4%
	暖房用燃料 (重油)	285,960 リットル	※本庁分 253,960 リットル	361,124 リットル	平成12年度比△6% 309,699 リットル	79.2%
			※行政センター分 32,000 リットル		平成18年度実績値 51,425 リットル	
暖房用燃料 (灯油)	61,639 リットル	※本庁分 28,655 リットル	103,783 リットル	平成12年度比△6% 37,556 リットル	59.4%	
		※行政センター分 32,984 リットル		平成18年度実績値 66,227 リットル		
一般廃棄物の排出抑制・リサイクルを推進する	可燃ごみ・不燃ごみ	7,413.76 kg	※本庁分 6,231.52 kg	18,891.70 kg	平成14年度比△ 17,651.17 kg	39.2%
			※行政センター分 1,182.25 kg		平成18年度実績値 1,240.53 kg	
自動車による燃料の使用を抑制する	ノーマイカーデー	ノーマイカーデー年12回以上設定、実施		ノーマイカーデー年12回以上実施		適合

※ガス・水道・庁舎ごみ・資源物については、計測は実施するが、目標値を設定しないため、上の一覧表には含めていない。

※ノーマイカーデーについては、目標値の設定、測定方法がその他の取組項目と異なる。

※本庁分の目標値は、平成18年度目標値をスライドさせている。

※行政センターの目標値は、平成18年度の9か月分(7月～3月)に12/9を乗じて平成18年度実績値とみなしている。

## 釧路市地球温暖化防止実行計画の推進

釧路市では、平成 16 年 3 月に「釧路市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。

この計画では、釧路市の事務事業や市が管理する施設から排出される平成 19 年度の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を平成 12 年度（基準年度）と比べて 1.0%削減することを目標としています。（ただし、公共施設の増加分等を勘案すると実質 5.7%の削減へ取り組むこととなります。（80 ページ参照）

また、この計画で、市が率先して行う取り組みは以下のとおりです。

表 4-6-7 釧路市地球温暖化防止実行計画・市が率先して行う主な取り組み項目

<p><b>1 財やサービスの購入・使用に関する取り組み</b></p> <p><b>(1) 電気に関する取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 不要な照明の消灯 ・ 長時間使用しないパソコン等の電源オフ ・ エレベーターの利用削減 ・ ノー残業デーの推進</li><li>・ 釧路市グリーン調達ガイドラインに適合する製品の選択 ・ 適正規模の機器選択など</li></ul> <p><b>(2) 燃料に関する取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 適正温度での暖房 ・ 暖房時のカーテン、ブラインドの活用 ・ ガスコンロやガス湯沸かし器の効率的利用</li><li>・ 自然通風の活用など機械設備に頼らない快適環境づくり ・ ボイラーの適切な維持管理による燃費向上など</li></ul> <p><b>(3) 車に関する取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公用車新規購入又は更新時の低公害車、低燃費車の導入 ・ 公用車の保有台数の削減</li><li>・ 公共交通機関の利用 ・ アイドリング・ストップ運動の実践 ・ ノーマイカーデーの推進</li><li>・ 車両整備や積載物の点検による燃費の維持向上 ・ 共用自転車の導入と利用の推進など</li></ul> <p><b>(4) 水に関する取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 節水 ・ 洗車、洗濯などの水の使い方の工夫</li></ul> <p><b>(5) 排水に関する取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調理くず、古い食用油などを流さない ・ 洗剤は正しく計って使用など</li></ul> <p><b>(6) ごみの減量に関する取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 無駄なものを購入しない ・ 購入した物品を長く使用 ・ 環境ラベルなどにより、環境に配慮された製品の購入</li><li>・ 廃棄物の発生量が少ない商品の購入 ・ 過剰包装の辞退 ・ 再利用、再生利用が可能な商品の購入など</li></ul> <p><b>(7) 用紙類、書類に関する取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務手続きの簡素化 ・ 文書、資料の共有化 ・ 印刷ミスの削減 ・ 片面印刷物の有効利用（試し刷り、メモ）</li><li>・ 庁内 LAN の活用 ・ 使用済み封筒の再利用 ・ 古紙配合率の高い用紙の購入など</li></ul>
<p><b>2 建築物の建設、管理等に関する取り組み</b></p> <p><b>(1) 環境に配慮した公共施設の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 燃料燃焼設備の設置又は更新時での温室効果ガス排出量の少ない設備導入の検討 ・ 施設内緑化の配慮</li><li>・ 省エネルギー型空調設備についての検討 ・ エリアに配慮した効率的なスイッチ回路についての検討</li><li>・ 太陽光等自然エネルギーの活用についての検討 ・ 断熱材を使用による省エネルギー化の推進</li><li>・ 複層ガラス等の採用による断熱性の向上 ・ 熱電気併給システムの導入の検討 ・ 地元産材（特に間伐材）の活用</li><li>・ 省電力照明機器、節水機器の採用 ・ 解体時の廃棄を考えた、素材や部材の使用 ・ 解体時の分別の徹底</li></ul> <p><b>(2) ごみの分別排出、リサイクルの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ごみの分別の徹底 ・ リサイクルの推進 ・ ごみ、資源物の量の把握</li></ul>

### 3 その他の事務・事業に関する取り組み

#### (1) 国・道の環境保全施策への協力、市民活動の支援

- ・国が行う「地球温暖化防止対策」や「環境基本計画」などの環境保全活動への協力
- ・「北海道地球温暖化防止計画」や「北海道環境基本計画」などの環境保全活動への協力
- ・ごみ減量化、資源リサイクルなどの市民による環境保全活動の支援

#### 市有施設の公害防止

釧路市では、市が管理する下水道終末処理場、暖房用ボイラーなど、公害関連法令により特定施設とされている施設の公害防止をすすめるため、昭和48年より、「市有施設維持管理方針」を定め、市有特定施設の適切な管理をすすめています。

#### 公共事業における環境配慮

釧路市では、平成13年度に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、市の公共工事においてライフサイクルコストの概念を導入し、施設の長寿命化を図るとともに省エネルギー・省資源化など環境調和型工事への転換をすすめています。

#### 情報システムにおける環境配慮

配備されたコンピュータにおいて、コンピュータ更新時にブラウン管ディスプレイを液晶ディスプレイに変更していくことにより電気使用量の削減をすすめています。

平成20年度現在、庁内使用パソコンディスプレイにおける液晶化は95%以上になっています。

#### (3) 事業者等の環境保全の取り組みへの支援

釧路市では、「中小企業効率化近代化資金」を設け、中小企業が公害防止設備、省エネルギー設備、リサイクル設備、ISO14000シリーズ等の認証取得等を行うにあたって、低利の融資あっせんを行っており、釧路市商業労政課が窓口となっています。

釧路市環境政策課では、ISO14001規格についての事業者の理解を促進するため、「ISO14001認証取得ガイドブック」を配布しています。

表 4-6-8 中小企業効率化近代化資金のあらまし

	資金使途	融資限度額	融資期間	利率
中小企業効率化 近代化資金	設備	5,000万円	15年以内(据置1年以内)	2.10%(平成20年11月1日 現在)

必要に応じて北海道信用保証協会の保証が別途必要

### 3 パートナーシップの形成

#### (1) 環境政策の形成に関する市民参加

釧路市では、環境や廃棄物などに関する重要事項を調査審議する各種審議会の委員を公募しています。平成21年2月現在において、環境審議会では18名中3名、廃棄物減量等推進審議会では16名中1名、上下水道事業審議会では20名中3名が市民公募により委員となっています。

釧路市環境基本計画(平成13年3月)の策定にあたって、市民環境フォーラムやジュニア環境会議、環境基本計画市民ワークショップなどを開催し参加者の意見を聴取するとともに、素案を公表し市民の意見を募集するなど、市民の意見を計画へ反映させることに努めました。



## (2) 市民参加による環境保全活動

環境保全を進めるためには、市民や事業者が日常生活や事業活動の中で環境保全に取り組んでいくことが重要です。

### 各種清掃活動

釧路市では、毎年春に、「釧路市マチをきれいにする推進協議会」や「釧路市連合町内会」を中心として、「まちをきれいにする市民総ぐるみ運動」が展開され、町内会、各職場において一斉清掃が行われています。

また、ボランティア参加者を募り、「春採湖クリーン作戦」や「ごみひろい隊会」などの清掃イベントを実施しています。

### 環境美化活動

釧路市連合町内会で「釧路市町内会環境美化活動実行委員会」を組織し、地区連合町内会ごとに毎月、ごみ拾い活動を実施しています。

### 清掃ボランティア里親制度

釧路市環境事業課では、道路などの清掃活動について、区域を決めてボランティアに委任する「清掃ボランティア里親制度」を設け、平成 13 年度から実施しています。市では、清掃用具の貸与、集積された廃棄物の収集などの活動支援を行っています。平成 19 年度の里親の登録状況は、表 4-6-9 のとおりです。

表 4-6-9 清掃ボランティア里親登録状況 (平成 19 年度)

	里親(団体)	里親となった地区	構成人員
1	太平洋設備株式会社	北大通地区	62
2	釧路ゾントクラブ	新富士・星が浦地区	18
3	釧路公立大学 ZERO GARBAGE (ゼロ ガアビッジ)	美原・芦野・文苑地区	90
4	天理教釧路支部	新釧路川緑地地区(鶴見橋から下流)	30
5	釧路北ローターアクトクラブ	新釧路川緑地地区(鶴見橋から上流)	20
6	地球村探検隊	春採公園地区	20
7	釧路公立大学エコチャンバラ部	芦野地区	24
8	釧路子ども劇場	光陽町周辺	330
9	釧路川元気の会	釧路川周辺(幣舞橋からくすり橋の間)	28

### 公園里親制度

釧路市公園緑地課では、清掃や草刈りなどの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を設け、平成 13 年度から実施しています。平成 19 年度の里親の登録状況は、表 4-6-10 のとおりです。

表 4-6-10 公園里親登録状況 (平成 19 年度)

	里親(団体)	里親となった公園	活動人員
1	釧路市鉄北西部第 2 地区連合町内会	若草公園	1
2	東川町町内会	東川公園	30
3	文苑はしどい町内会	文苑 2 号公園	20
4	昭和北 1 丁目町内会	昭和かつら公園	17
5	鳥取丹頂町内会・鳥取栄朋町内会	鳥取 14 号公園	25
6	新釧路町内会	新釧路 2 号公園	15
7	美原 5 丁目東町内会	ニュータウン 3 号公園	10

8	文苑すこやか町内会	文苑 1 号公園	18
9	昭和四一睦会	昭和 13 号公園	51
10	芦野 5 丁目のぞみ町内会	芦野 6 号公園	40
11	光栄町内会	大楽毛南 8 号公園	13
12	大楽毛 4 丁目町内会	大楽毛 12 号公園	20
13	貝塚団地町内会	貝塚 4 丁目 2 号公園	11
14	富士見地区連合町内会	富士見公園	18
15	芦野あすなる町内会	芦野 4 号公園	20
16	鶴野地区連合町内会	鶴野東 4 号公園	38
17	つつじヶ丘町内会	興津エニシダ公園	3
18	昭園町内会	昭和 17 号公園	29
19	昭和橋町内会	昭和中央公園	15
20	桜ヶ岡第 2 陸橋町内会	桜ヶ岡 2 丁目公園	10
21	サークルあかしや	なかよし公園	15
22	永住町内会	永住 2 号公園	20
23	昭和元町町内会	昭和 10 号公園	23
24	酒井忠則（個人）	武佐 2 号緑地	2
25	星が浦町内会 12 班	星が浦 6 号公園	7

#### ハマナス群落の復元

大楽毛海岸の豊かな海岸植生を復元するため、昭和 63 年から毎年、自然保護団体や市民団体、学校などの参加を得ながら、ハマナス苗を植栽しています。

また、平成 17 年度からは市民ボランティアの参加を得て、大楽毛海岸に自生するハマナスの実を採る採種会や種から実生苗を育成するハマナス苗育成事業を行っています。

#### ( 3 ) 国、道、他の地方自治体との連携

釧路市は、釧路湿原の保全などの自然環境保全や公害防止などの生活環境保全をはじめとする幅広い分野において、国・北海道や他の地方自治体との連携や協力のもとに環境保全の施策をすすめています。

## 4 環境への配慮の促進

#### ( 1 ) 土地利用における環境配慮の促進

釧路市では、平成 13 年に釧路市都市計画マスタープランを策定し、自然環境の保全を重要な視点のひとつとした、土地利用の基本方向を定めています。この基本方向にそって、環境の保全に配慮した土地利用をすすめています。

#### ( 2 ) 環境影響評価の推進

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業にかかる環境への影響について自ら適正に調査、予測、評価を行い、環境の保全について適正に配慮をすすめていく制度です。環境影響評価をすすめるため、国では環境影響評価法、北海道では北海道環境影響評価条例が定められています。

これらの制度では、環境影響評価を実施することとなった事業については、環境への影響を調査、予測したうえで、事業者は関係市町村の意見や住民の意見を聴取しながら、環境への配慮を実施することになります。

表 4-6-11 市内における環境影響評価制度対象事業数

年度	環境影響評価法		北海道環境影響評価条例	
	第 1 種事業	第 2 種事業	第 1 種事業	第 2 種事業
H12	0	0	0	0
H13	0	0	0	0
H14	0	0	0	0
H15	0	0	0	0
H16	0	0	0	0
H17	0	0	0	0
H18	0	0	0	0
H19	0	0	0	0

( )内は第 2 種事業のうち環境影響評価の手続きを実施することとなった件数

環境影響評価法の制定 平成 11 年施行

北海道環境影響評価条例の改正 平成 11 年施行

### ( 3 ) 各種事業における環境への配慮

廃棄物処理施設の設置、砂利等の採取、店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>を超える小売店舗の出店など環境への影響がある事業については、法令や道条例などで、地元市町村や住民の意見を聞きながら、環境への配慮をすすめていくことが定められています。

釧路市では、各部署で連携を図りながら、適切な対応に努めています。

### ( 4 ) 環境マネジメントシステムの導入促進

環境マネジメントシステムとは、環境への負荷を低減させることを狙いとして事業活動全般を管理・改善するために導入される一種の経営管理手法です。

具体的には、事業者が経営方針の中に環境に配慮する事項を取り入れ、その方針に基づいて計画を立て、実施し、その実施状況を点検するという行動を通じて、事業活動による環境負荷を低減していこうとするものです。

環境マネジメントシステムで最も一般的なものは ISO (国際標準化機構) が規定した ISO14001 で、国内における認証取得事業所は年々増加しており、平成 20 年 3 月末現在、日本全体では 20,549 件、北海道内では 458 件の事業所が認証を取得しており、釧路市内では、紙・パルプ製造業、サービス業などが認証を取得しています((財)日本適合性認定協会適合組織データベースより)。

ISO14001 のほかには、ISO14001 に取り組むことが困難な中小事業者を対象に環境省が進めているエコアクション 21 (EA21) や北海道が進めている北海道環境マネジメントシステム・スタンダード (HES) などがあります。EA21 は、平成 20 年 3 月末現在において、日本全体では 2,281 件、北海道内では 42 件の事業所が認証を取得しております( (財)地球環境戦略研究機関持続性センターより)。また、HES は、平成 20 年 3 月末現在において北海道内で 22 件の事業所が認証を取得しています(エイチ・イー・エス機構より)。

釧路市商業労政課では、市内の中小企業が ISO14000 シリーズの認証取得に際して設備の改善などが必要な場合には「中小企業効率化近代化資金」(91 ページ参照)により低利の融資あっせんを行っています。

釧路市環境政策課では、ISO14001 規格についての事業者の理解を促進するため「ISO14001 認証取得ガイドブック」を配布しています。

## 参 考 資 料

- 1 環境に関する条例等
  - ( 1 ) 釧路市環境基本条例
  - ( 2 ) 釧路市公害防止条例
  - ( 3 ) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例
  - ( 4 ) 釧路市みんなできれいな街にする条例
- 2 公害に係る環境基準
  - ( 1 ) 大気汚染に係る環境基準
  - ( 2 ) 水質汚濁に係る環境基準
  - ( 3 ) 騒音に係る基準
  - ( 4 ) 振動に係る基準
  - ( 5 ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準
  - ( 6 ) 土壌の汚染に係る環境基準
  - ( 7 ) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準
- 3 排出基準
  - ( 1 ) 大気汚染防止法
  - ( 2 ) 水質汚濁防止法
  - ( 3 ) 騒音規制法
  - ( 4 ) 振動規制法
  - ( 5 ) 悪臭防止法
  - ( 6 ) ダイオキシン類対策特別措置法
  - ( 7 ) 釧路市公害防止条例
- 4 大気・水質に関する測定データ等
  - ( 1 ) 大気汚染常時監視測定結果
  - ( 2 ) 風向風速測定結果
  - ( 3 ) 公共用水域水質測定結果
- 5 公害防止協定に基づく立入調査結果
  - ( 1 ) 日本製紙株式会社釧路工場
  - ( 2 ) 王子製紙株式会社釧路工場
  - ( 3 ) 釧路コールマイン株式会社
- 6 用語解説
- 7 環境行政のあゆみ(年表)

## 1. 環境に関する条例等

### (1) 釧路市環境基本条例

(平成17年10月11日 釧路市条例第128号)

#### 目次

##### 前文

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等(第7条 第9条)

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第10条 第29条)

第4章 地球環境保全及び国際協力(第30条・第31条)

第5章 環境審議会(第32条)

##### 附則

釧路市は、広大な太平洋に臨み、タンチョウをはじめ数多くの野生生物が生息する国際的にも貴重な釧路湿原などのすぐれた自然にいだかれ、そのかけがえのない環境から絶えることなく豊かな恵みを受けつつ、今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちの社会は、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、その影響は地域の環境のみならず、今や人類の生存基盤である地球環境全体に及ぶまでに至った。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境の下に生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また、責務でもある。

このため、私たちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとするとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚の下に地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方に立って、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、釧路市環境基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

ならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければ

ならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、湿原、水辺地等多様な自然環境を適正に保全すること。

(3) 地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等により、潤い、ゆとり、安らぎ等心の豊かさが感じられる環境を確保すること。

(4) 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(5) 地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、釧路市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更

について準用する。

( 釧路市環境白書 )

第 9 条 市長は、毎年、環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

( 市の事業に係る環境への配慮 )

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

( 規制の措置 )

第 11 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

( 経済的措置 )

第 12 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に資する措置をとることを促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

( 環境影響評価 )

第 13 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

( 環境の保全及び創造に資する施設の整備等 )

第 14 条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するよう努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の快適な環境の維持及び創造に資する事業を推進するよう努めるものとする。

( 市民及び事業者の活動の促進 )

第 15 条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるもの

とする。

( 環境教育及び学習の推進 )

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育及び学習」という。)の推進に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するよう努めるものとする。

( 情報の収集及び提供 )

第 17 条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

( 調査研究の実施 )

第 18 条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査研究の実施及びその成果の活用に努めるものとする。

( 監視等の体制整備 )

第 19 条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

( 自然環境の保全 )

第 20 条 市は、タンチョウ、シマフクロウその他野生生物の保護管理並びに釧路湿原、春採湖をはじめとする湿原、森林、水辺地その他の多様な自然環境の保全及び適正な利用の促進を図られるよう努めるものとする。

( 公害の防止 )

第 21 条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

( 快適な都市空間の形成 )

第 22 条 市は、安らぎと潤いのある快適な都市空間の形成を図るため、歴史的文化的遺産の保全及び水辺の整備等必要な措置を講ずるものとする。

( 良好な景観の形成 )

第 23 条 市は、自然と調和した、地域の特性を生かした良好な景観を形成するために必要な措置を講ずるものとする。

( 緑化の推進 )

第 24 条 市は、緑豊かな生活環境の確保が図られるよう、緑化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(都市美化の推進)

第 25 条 市は、ごみの投棄や散乱の防止等都市美化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の推進)

第 26 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携協力)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、釧路湿原の保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体等との連携協力を努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 29 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第 4 章 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全の推進)

第 30 条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、生物の多様性の保全等に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第 31 条 市は、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

2 市は、特に自然環境保全に関し、国際機関、国及び他の地方公共団体その他関係する団体等と連携して、情報交換、調査研究及び人材交流等を行うことにより国際協力の推進が図られるように努めるものとする。

#### 第 5 章 環境審議会

(釧路市環境審議会)

第 32 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員 18 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。



( 2 ) 釧路市公害防止条例  
(平成17年10月11日 釧路市条例第136号)

目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 市長の行う公害防止施策等(第5条 第13条)
- 第3章 公害に対する規制等
  - 第1節 規制基準(第14条・第15条)
  - 第2節 特定施設の認可等(第16条 第23条)
  - 第3節 生活障害行為の制限等(第24条 第28条)
  - 第4節 改善命令等(第29条 第32条)
- 第4章 雑則(第33条)
- 第5章 罰則(第34条・第35条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公害防止に関する本市の施策の基本を定め、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例は、市民等しく健康で文化的な生活を享受する権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本として、自然環境及び生活環境の保全に努め、現在及び将来の市民のために健全かつ良好な環境を確保することを基本理念とする。

(定義)

第3条 この条例において「公害」とは、釧路市環境基本条例(平成17年釧路市条例第128号)第2条第3項に規定する公害をいう。

2 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は発生する施設であって規則で定めるものをいう。

3 この条例において「特定工場等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

4 この条例において「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき「ばい煙等」の発生に係る許容限度で、規則で定めるものをいう。

5 この条例において「生活障害行為」とは、第1項に定める公害を除き、人の健全かつ正常な日常生活及び生活環境に障害を与え、

又は著しく不快、不便等の支障を及ぼす行為をいう。

(責務)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、国及び北海道各行政機関の行う施策にあわせ、本市の自然的及び社会的条件に応じた公害防止に関する施策を計画し、及び実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策を実施するに当たり市民の理解と協力を得られるように努めなければならない。

3 市長は、広域的な公害の防止を図るため、必要に応じ、他の隣接の地方公共団体とともにその施策を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、公害を防止するため、その責任においてその管理する施設について必要な公害防止の措置を講ずるとともに市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

5 事業者は、法令、北海道公害防止条例(昭和46年北海道条例第38号。以下「道条例」という。)及びこの条例の規定に違反しない場合においても、それを理由として公害防止についての努力を怠ってはならない。

6 市民は、公害を発生させないように努めるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 市長の行う公害防止施策等

(調査、研究及び監視)

第5条 市長は、公害防止のために必要な調査及び研究を行い、公害発生状況を監視するとともにその体制の整備に努めなければならない。

(資料及び情報の提供)

第6条 市長は、市民の公害に関する知識の普及を図り、その認識を深めるために必要な資料及び情報の提供と広報に努めなければならない。

(立入検査等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に特定工場等に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(技術指導)

第8条 市長は、必要と認めるときは、特定工場等に対し、当該職員に技術上の指導又は指示を行わせることができる。

(公害防止事業)

第9条 市長は、本市における自然的及び社会的条件により、事業活動による公害が現に発生し、著しく人の健康又は生活環境の汚染があると認めるときは、公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号。以下「負担法」という。)第2条第2項各号の主旨ののっとり次に掲げる公害防止事業を行うことができる。

(1) 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川若しくは湖沼におけるしゅんせつ若しくは浄化事業

(2) 特定工場等が協同で設置する汚水又は廃液を浄化するための事業

(3) 大気汚染防止のための地域暖房建設事業

2 市長は、前項に定める公害防止事業を実施するときは、公害の発生源となった事業者に対し、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

3 前項に規定する公害防止事業の費用につき事業者の負担総額及び負担割合その他の事項に関しては、負担法の定めるところによる。

4 市長は、第2項に掲げる公害防止事業負担について特に小規模事業者に対し適切な配慮に努めなければならない。

5 市長は、第3項に定める負担総額及び負担割合その他の事項を定めるときは、釧路市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(都市計画事業等)

第10条 市長は、前条に定める公害防止事業を実施するほか、本市の土地区画整理、上下水道、道路、河川改修、住宅その他都市計画に関連する事業の推進に当たり公害防止と良好な環境の確保に努めなければならない。

(環境事業団事業等)

第11条 市長は、環境事業団その他の公庫、公団等が実施する融資、譲渡その他の方式による公害防止の施策の確保に努めなければならない。

(公害防止協定)

第12条 市長は、公害防止のために必要があると認めるときは、ばい煙等を発生する施

設を設置している者又は設置しようとする者との間に公害防止に関する協定等を結ぶことができる。

(資金助成等)

第13条 市長は、中小企業者がばい煙等を処理する施設を設置し、又は改善しようとするときは、資金のあっせん及び助成並びに技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

第3章 公害に対する規制等

第1節 規制基準

(規制基準)

第14条 市長は、公害を防止するため法令及び道条例で定めのあるものを除き、規則で規制基準を定めるものとする。

2 法令又は道条例において、規制基準のある場合は、その基準による。

3 第1項の規制基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

(規制基準の遵守義務)

第15条 工場又は事業場に特定施設を設置している者(以下「特定施設設置者」という。)は、当該特定施設に係る規制基準(規則に規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)を超えて、ばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。

第2節 特定施設の認可等

(特定施設の新設等の認可)

第16条 工場又は事業場に新たに特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ市長の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類と数量

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用方法

(6) ばい煙等の処理の方法

(7) その他規則で定める事項

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る特定施設から排出し、又は発生するばい煙等が、規制基準に適合すると認めるときは、申請書の提出があった日から60日(当該申請が形式上の要件に適合しない場合におい

て、当該申請に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。)以内にこれを認可しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による認可をするに当たっては、公害防止のために必要な限度において条件を付することができる。

(内容変更の認可等)

第17条 特定施設設置者は、前条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微の変更については、この限りでない。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

(完成届、認定及び使用開始の制限)

第18条 前2条の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る特定施設の設置又は変更の工事が完成した場合は、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合、7日以内に当該届出に係る認定の内容及び条件が適合しているか否かを検査し、適合しているときは、その旨を認定し、認定書を交付しなければならない。

- 3 特定施設設置者は、前項の認定書の交付を受けた後でなければ、当該特定施設の使用を開始してはならない。

(事故の措置)

第19条 特定施設設置者は、事故の発生により規制基準を超えてばい煙等を排出し、又は発生させるおそれの生じたときは、直ちに操業の縮小又は停止をし、公害防止に必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

(廃止届)

第20条 特定施設設置者は、当該特定工場等を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第21条 特定施設設置者から特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る認可を受けた者の地位を承継する。

(特定施設に関する経過措置)

第22条 いずれかの施設が特定施設となった際、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところによ

り、市長に届け出なければならない。

(規制基準に関する経過措置)

第23条 市長は、前条に規定する届出をした者に対し、その届出施設から排出し、又は発生するばい煙等が、規制基準を超えているものについては、期間を定めて規制基準に適合するよう設備その他の改善を勧告するものとする。

- 2 前項に規定する期間については、あらかじめ審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第3節 生活障害行為の制限等

(水産物の運搬)

第24条 水産物の運搬を行う者は、積載量の過大、積載方法の不備等によって、道路上に魚介類を放置してはならない。

(燃焼不適物等の燃焼禁止)

第25条 何人も住宅の密集している地域において、著しいばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(拡声器の使用制限)

第26条 商業宣伝その他営業の目的をもって拡声器を使用する者は、正常かつ健全な日常生活を阻害する異状な音量を発生させてはならない。

(夜間の静穏保持)

第27条 何人も夜間(午後10時から翌日の午前6時までをいう。)においては、音響器音、楽器音、人声等により、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(自動車等の使用及び管理)

第28条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)等を使用する者及び所有する者は、必要な整備と適正な運転を行い大気汚染及び交通騒音の防止に努めなければならない。

第4節 改善命令等

(停止命令)

第29条 市長は、第24条から第27条までの規定に違反する者があったときは、その者に対し、当該違反行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(改善命令)

第30条 市長は、特定工場等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて当該特定施設の構造又は配置、使用方法、ばい煙等の処理方法等について改善

を命ずることができる。

- (1) 規制基準を超えてばい煙等を排出し、若しくは発生させているとき。
- (2) 特定工場等の設置者が第16条第4項の規定により付された条件の措置を怠ったとき。

(一時停止)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号の規定による改善命令に従わないとき。
  - (2) 第17条第1項の規定による認可を受けずに特定施設の内容を変更したとき。
- 2 市長は、前項第1号の規定による使用の一時停止命令に従わないときは、当該特定施設に係る認可を取り消すものとする。

(使用停止)

第32条 市長は、第16条の規定による認可を受けずに特定施設を使用していると認めるとき又は前条第2項の規定により認可を取り消されたときは、当該特定施設設置者に対し、当該特定施設の使用停止を命ずることができる。

#### 第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定による認可を受けずに、特定工場等を設置した者
- (2) 第30条第1号の規定による改善命令に違反した者
- (3) 第31条第1項の規定による一時停止命令に違反した者
- (4) 第32条の規定による使用停止命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による認可を受けずに、特定施設の内容を変更した者
- (2) 第18条第3項の規定による認定書の交付を受ける前に特定施設の使用を開始した者
- (3) 第22条の規定による届出をしなかった者
- (4) 第7条第1項の規定による立入検査を

拒んだ者

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市公害防止条例(昭和46年釧路市条例第31号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、合併前の阿寒町又は音別町に属する区域に存するいずれかの施設が特定施設となった場合において、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係る第22条の適用については、第22条中「30日」とあるのは、「180日」とする。

4 施行日から平成17年11月30日までの間に、合併前の阿寒町又は音別町に属する区域において、工場又は事業場に新たに特定施設を設置する者(この条例の施行の際に設置の工事をしている者を除く。)は、第16条の規定にかかわらず、当該特定施設の設置後30日以内に、当該特定施設の設置について市長に届け出なければならない。この場合においては、第22条及び第23条の規定を準用する。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(3) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

(平成17年10月11日 釧路市条例第132号)

## 目次

- 第1章 総則(第1条 - 第6条)
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第7条)
- 第3章 一般廃棄物(第8条 - 第16条)
- 第4章 産業廃棄物(第17条)
- 第5章 廃棄物処理手数料(第18条 - 第20条)
- 第6章 一般廃棄物処理業等の許可(第21条 - 第23条)
- 第7章 補則(第24条)
- 第8章 罰則(第25条)
- 附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び再利用を促進し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 再利用 利用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(4) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(5) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等に

より、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、市民及び事業者の廃棄物の減量に関する自主的な活動に対し、必要な支援を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、再生資源及び再生品を利用することにより、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、過剰な包装を避けるよう努めるとともに、包装容器の回収に努めなければならない。

5 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、再生品や再生可能な商品を選択すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、再利用を促進するため、集団資源回収等の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するため、清掃の実施に努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路その他の公共

の場所に、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

## 第2章 廃棄物減量等推進審議会

( 廃棄物減量等推進審議会 )

第7条 本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門の事項を審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

## 第3章 一般廃棄物

( 一般廃棄物処理計画 )

第8条 市は、一般廃棄物処理計画(法第6条第1項の規定により定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

( 一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示 )

第9条 市長は、土地又は建物の占有者及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易にできるように、一般廃棄物処理計画のうち、市の処理する一般廃棄物について、次に掲げる基本的事項を告示するものとする。これらに変更があったときも、また同様とする。

- (1) 廃棄物の種類
- (2) 分別の方法
- (3) 排出方法
- (4) 処理施設
- (5) 受入れ時間
- (6) その他必要な事項

( 市が処理する一般廃棄物 )

第10条 市は、家庭系廃棄物を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 市は、事業系一般廃棄物の処分を行うものとし、事業系一般廃棄物(し尿を除く。)の収集及び運搬は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の場合においては、次条及び第18条の規定を準用する。

( 市が処理する一般廃棄物の排出方法 )

第11条 市が処理する家庭系廃棄物のうち可

燃ごみ及び不燃ごみは、次に掲げる方法により排出しなければならない。

(1) 可燃ごみ及び不燃ごみ(次号に規定する粗大ごみを除く。別表第1において同じ。)は、市長が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)に入れること。

(2) 指定ごみ袋に入らない可燃ごみ及び不燃ごみ(以下「粗大ごみ」という。)は、粗大ごみごとに市長が指定するごみ処理券(以下「ごみ処理券」という。)を張り付けること。

( 適正処理困難物の指定 )

第12条 市長は、市の処理する一般廃棄物のうちから、製品、容器等で、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを、適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の適正処理困難物となる製品等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の処置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

( 排出禁止物 )

第13条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分の際して支障があるもの等市長が別に定める廃棄物を排出してはならない。

( 一般廃棄物の管理等 )

第14条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、分別し、保管し、及び市長の指定する方法で排出し、収集されるまでこれを管理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を保管し、又は排出するときは、規則で定める基準に従い、環境衛生及び収集作業に支障がないようにしなければならない。

( 一般廃棄物の管理等に対する指示 )

第15条 市長は、前条の規定による一般廃棄物の管理等が、環境衛生又は収集作業に支障があると認めるときは、その改善を指示することができる。

( 多量の廃棄物の排出者に対する指示 )

第16条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方

法その他必要な事項を指示することができる。

2 市長は、多量の家庭系廃棄物を生ずる排出者に対し、当該家庭系廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

#### 第4章 削除

##### 第17条 削除

#### 第5章 廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第18条 市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表第1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表により算定した額(汚水処理手数料の項にあっては、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収の方法は、規則で定める。

##### 第19条 削除

(手数料の減免)

第20条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第18条第1項の手数料を減免することができる。

#### 第6章 一般廃棄物処理業等の許可

(一般廃棄物処理業の許可)

第21条 市長は、法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者がこれを破損し、又は紛失したときは、許可証の再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第22条 前条の規定は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の規定による浄化槽清掃業の許可について準用する。

(許可申請手数料)

第23条 法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及び第21条第2項又は前条において準用する同項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

#### 第7章 補則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

#### 第8章 罰則

(過料)

第25条 偽りその他不正の行為により、この条例に定めた手数料を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以内の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例(平成6年釧路市条例第36号)、阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年阿寒町条例第8号。以下「合併前の阿寒町条例」という。)又は音別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年音別町条例第5号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証は、当該一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証の有効期間の満了する日までの間は、第21条第1項(第22条において準用する場合を含む。)の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証とみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 合併前の阿寒町の区域については、市は、施行日から平成18年3月31日までの間は、第10条第2項の規定にかかわらず、し尿のほか事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うものとする。この場合において、事業系一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分に係るごみ処理手数料並びに排出方法は、第10条第3項の規定にかかわらず、合併前の阿寒町条例(同条例に基づく規則を含む。)の例による。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

別表第 1 ( 第 18 条関係 )

手数料の種類	取扱区分	手数料の額	
ごみ処理手数料	家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するとき。	可燃ごみ及び不燃ごみ(指定ごみ袋を使用するとき。)	(指定ごみ袋 1 枚につき) (1) 6 リットル用 15 円 (2) 10 リットル用 25 円 (3) 20 リットル用 50 円 (4) 30 リットル用 75 円 (5) 40 リットル用 100 円
		粗大ごみ(指定ごみ袋に入らないとき。)	ごみ処理券 1 枚につき 375 円
	市長の指定する施設に自ら搬入した一般廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処分するとき。	(1) 10 キログラムまで 50 円 (2) 10 キログラム超過分 10 キログラムまでごと(5 キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に 50 円	
し尿処理手数料	し尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。	(1 回につき) (1) 100 リットルまで 500 円 (2) 100 リットル超過分 20 リットルごと(20 リットル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に 100 円	
汚水処理手数料	市長の指定する施設に搬入された浄化槽汚泥等の汚水を処分するとき。	1 リットルごとに 5.75 円	

別表第 2 ( 第 23 条関係 )

手数料の種類	手数料の額
許可申請手数料	10,000 円
許可証再交付手数料	1,000 円



(4) 釧路市みんなできれいな街にする条例  
(平成17年10月11日 釧路市条例第134号)

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止(以下「ごみの散乱防止」という。)に関する施策について、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって推進するための必要な事項を定めることにより、清潔で住み良いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、びんその他の容器をいう。

(2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、紙くず、発泡スチロール製容器、犬のふんその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。

(5) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するための総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たり、市民等、事業者及び土地所有者等に対して必要な指導をし、及び協力を求めなければならない。

3 第1項の総合的な施策は、次に掲げる事項とする。

(1) ごみの散乱防止のための意識啓発に関する事項

(2) 空き缶等の再資源化の促進に関する事項

(3) ごみの散乱防止のための自主的活動団体の育成に関する事項

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は空き缶等を回収するための容器がある場合は、その容器に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんの処理をするための袋等を持参し、その

ふんを持ち帰らなければならない。

3 市民等は、屋外で喫煙するときは、携帯用吸い殻入れを持参し、その吸い殻を持ち帰らなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、自ら身近な地域及び職場等における清掃活動に参加するように努めるとともに、市が実施するごみの散乱防止のための施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の実践に努めなければならない。

2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、ごみの散乱防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、従業員の意識の啓発を図るとともに、市が実施するごみの散乱防止のための施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地のごみの散乱防止のための措置を講ずるとともに、散乱した空き缶等及び吸い殻等の清掃その他必要な措置を採らなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施するごみの散乱防止のための施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、公園、河川、海岸その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。

(美観推進重点区域の指定)

第8条 市長は、特にごみの散乱防止をする必要があると認める区域を美観推進重点区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により、美観推進重点区域を指定するときは、これを告示しなければならない。指定を解除し、又は変更するときも同様とする。

(施策の重点実施)

第9条 市長は、美観推進重点区域において、ごみの散乱防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限

度において、市長の指定する職員に事業者又は土地所有者等の土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

( 勧告及び命令 )

第11条 市長は、第7条の規定に違反した者に対し、空き缶等及び吸い殻等の持ち帰り又は回収容器への収納、散乱した空き缶等及び吸い殻等の清掃等必要な措置について勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに応じないときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命令することができる。

( 委任 )

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

( 罰則 )

第13条 第8条に規定する美観推進重点区域において第7条の規定に違反した者で、第11条第2項の規定による命令に違反したものは、3万円以下の罰金に処する。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市みんなできいな街にする条例(平成12年釧路市条例第51号)又は阿寒町空き缶等ごみの散乱防止に関する条例(平成12年阿寒町条例第31号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

## 2. 公害に係る環境基準

### (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	
	環境上の条件	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
		昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
		昭和53年7月11日 環境庁告示第38号

- (注) 1. 環境基準は工業専用地域・車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子物質とは、大気中に浮遊する粒子物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質をいう。

### [参考] 環境基準による大気汚染の評価

大気汚染物質	評価区分	環境基準達成状況の判断
二酸化硫黄	短期的評価	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
一酸化炭素	短期的評価	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	短期的評価	1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	長期的評価	日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント	短期的評価	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。
二酸化窒素		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

- (注) 1. 短期的評価とは、連続して又は随時に行った測定結果を評価するもので、測定を行った日又は時間について評価する。なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。
2. 長期的評価(光化学オキシダントを除く。)とは、年間にわたる測定結果を評価するもので、1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2パーセントの範囲内にあるものを除外して評価を行う。
3. 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98パーセントに相当するものについて評価する。なお、1時間値の欠測が4時間を超える1日平均値は用いない。また、年間測定時間が6,000時間未満の測定局は評価対象としない。

### (2) 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境基準	
	環境上の条件	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		平成9年2月4日 環境庁告示第4号
		昭和13年4月20日 環境省告示第4号

- (注) 1. 環境基準は工業専用地域・車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係わるものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
3. ベンゼン等の大気環境濃度の状態を環境基準に照らし評価する場合は、測定方法、測定地点等(有害大気汚染物質モニタリング指針による)により、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価を行うものとする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年12月28日環境省告示第59号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/l 以下	1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンは最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、公定法により測定された硝酸イオン濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと公定法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

ア. 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH 水素イオン 濃度	BOD 生物化学的 酸素要求量	SS 浮遊物質 質量	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級、水産2級およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-
D	工業用水2級、農業用水およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上	-

- 備考 1. 基準値は日平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)  
 3. 年間での環境基準達成の評価は、各項目について次の値を用いる  
 pH - 年間測定値の最大値及び最小値  
 BOD - 年間測定値の 75% 値

SS及びD0 - 年間測定値の平均値

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 2 級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級 コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級 特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<参考>本市河川の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
釧路川中流 (多和川合流点から釧路取水口まで)	A	イ	昭和47年4月1日 北海道告示第1093号
釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流)	B	ロ	
釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流)	E	ロ	
阿寒川下流 (舌辛川合流点から下流)	B	イ	北海道告示第820号(平成13年5月7日)一部改正
別途前川(全域)	E	ハ	昭和48年3月15日 北海道告示第642号

(注) 達成期間の分類

- イ 直ちに達成  
 ロ 5年以内で可及的速やかに達成  
 ハ 5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ. 湖沼(天然湖沼および貯水量1,000万m<sup>3</sup>以上の人工湖)

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH 水素イオン 濃度	COD 化学的酸素 要求量	SS 浮遊物質量	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、 自然環境保全および A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2、3級、水産2 級水浴およびB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水産3級、工業用水1 級、農業用水およびC の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	-
C	工業用水2級、環境保 全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l以上	-

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝の環境保全  
 2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2、3 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級 ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級 サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級 コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## (イ)窒素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
	水道 3 級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
	水産 2 種及び以下の欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下

## 備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - 水道 2 級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - 水道 3 級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
  3. 水産 1 種 サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
  - 水産 2 種 ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
  - 水産 3 種 コイ、フナ等の水産生物用
  4. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## &lt;参考&gt;本市湖沼の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
春採湖（全域）	湖沼 B	ハ ハ	昭和 59 年 11 月 29 日 北海道告示第 2062 号
阿寒湖（全域）		イ	昭和 61 年 1 月 13 日 北海道告示第 44 号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成 ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

## ウ. 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境 保全および B 以下の欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/l 以下	7.5 mg/l 以 上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	-	-

備考 水産 1 級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN / 100ml 以下とする。

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級 マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
  - 水産 2 級 ポラ、ノリ等の水産生物用
  3. 環境保全 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(4) 騒音に係る基準

騒音に係る環境基準(平成11年4月1日北海道告示第532号)

ア. 道路に面する地域以外の地域(一般地域)

(単位 デシベル)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域(都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。)	55以下	45以下
B	第2種区域(A類型の地域を除く。)		
C	第3種区域及び第4種区域(都市計画法に基づく工業専用地域を除く。)	60以下	50以下

イ. 道路に面する地域

(単位 デシベル)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時
A	第1種区域及び第2種区域(都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。)	2車線以上	60以下	55以下
B	第2種区域(A類型の地域を除く。)	2車線以上		
C	第3種区域及び第4種区域(都市計画法に基づく工業専用地域を除く。)	1車線以上	65以下	60以下

(注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(単位 デシベル)

基準値		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下。)によることができる。
昼間 6~22時	夜間 22~翌日6時	
70以下	65以下	

- (注) 1 基準値は等価騒音レベル(LAeq)  
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。  
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。  
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。  
 5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付環大企第257号)で次のとおり定められています。  
 (1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等。  
 (2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。  
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル  
 ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル

ウ. 航空機騒音に係る環境基準(昭和50年3月31日北海道告示第949号)

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)
	70以下
	75以下

- (注) 1. を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、 を当てはめる地域は、 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。  
 2.  $WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$   
 $dB(A)$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。  $N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$

自動車騒音に係る要請限度（平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号）（単位 デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌日 6 時)
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
A 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 以下	65 以下
B 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下

（注）幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

要 請 限 度		2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から 20 メートルまでの範囲をいう。
昼 間	夜 間	
75 以下	70 以下	

（平成 12 年 3 月 31 日 北海道告示第 522 号）

都道府県知事が定める区域の区分	
A 区域	昭和 63 年北海道告示第 315 号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
B 区域	指定地域のうち、第 2 種区域（A 区域として定める地域を除く。）
C 区域	指定地域のうち、第 3 種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）

（ 5 ）振動に係る基準

道路交通振動に係る要請限度（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）

（単位 デシベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 8～19 時	夜 間 19～翌日 8 時
第 1 種 区 域	65 以下	60 以下
第 2 種 区 域	70 以下	65 以下

備 考 時間及び区域については、昭和 53 年 3 月 29 日北海道告示第 786 号による。

（注）第 1 種区域、第 2 種区域とは、振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として、次のように区分されている。

1. 第 1 種区域～良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
2. 第 2 種区域～住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

（ 6 ）地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg / l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / l 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / l 以下
鉛	0.01 mg / l 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg / l 以下
六価クロム	0.05 mg / l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / l 以下
砒素	0.01 mg / l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / l 以下
総水銀	0.0005 mg / l 以下	チウラム	0.006 mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg / l 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / l 以下	ベンゼン	0.01 mg / l 以下
四塩化炭素	0.002 mg / l 以下	セレン	0.01 mg / l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / l 以下	ふっ素	0.8 mg / l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / l 以下	ほう素	1 mg / l 以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度とする。



濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(7) 土壌の汚染に係る環境基準

平成 10 年 4 月 24 日環境庁告示第 21 号

改正 平成 13 年 3 月 28 日環境省告示第 16 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 1 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 l につき 0.05 mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 l につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 l につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 l につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 l につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 l につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

( 8 ) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号、水質については、平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号により改正)

1. 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
2. 1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
3. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
4. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
5. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
6. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

媒 体	基 準 値	測定方法
大 気	0.6pg TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く)	1pg TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg TEQ/g 以下	土壌中に含まれるソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

1pg (ピコグラム) は 1 兆分の 1 グラム

備 考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気、水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg TEQ/g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。
- 4 ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) 及びポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー PCB) を含めてダイオキシン類と定義している。

### 3. 排出基準

#### (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q = 硫黄酸化物(単位: 0、1気圧の状態に換算したNm<sup>3</sup>/時)

K = 10(釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区は K = 16)

He = 補正された排出口の高さ(単位: m)

#### ばいじん

(単位g/Nm<sup>3</sup>)

主な施設の 種類	使用 燃料	排出 ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	標準 酸素 濃度 O <sub>n</sub> (%)	排出基準値(設置年月日別)					当分 の間 適用 猶予 O <sub>n</sub>
				S57.5.31 以前	S57.6.1 以降 S60.9.9 以前	S60.9.10 以降 H2.9.9 以前	H2.9.10 以降 H10.6.30 以前	H10.7.1 以降	
ボイラー (伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上のもの)	ガス 専焼	4万以上	5	0.05					-
		4万未満	5	0.10					
	液体 燃料 1	20万以上	4	0.07	0.05				-
		4万~20万	4	0.18	0.15				
		1万~4万	4	0.25					
		1万未満	0s	0.30					4
	石炭 燃焼	20万以上	6	0.15 <sup>2</sup>	0.10				-
4万~20万		6	0.25 <sup>2</sup>	0.20					
4万未満		6	0.35 <sup>2</sup>	0.30					
小型ボイラー (伝熱面積 10m <sup>2</sup> 未満で燃焼能力 50 /h(重油換 算)以上のもの)	ガス 専焼		0s	当分の間適用猶予					-
	液体 燃焼 3		0s	当分の間 適用猶予		0.50	0.30		4
	石炭 燃焼		6	当分の間 適用猶予		0.50	0.30		-
				H10.6.30 以前				H10.7.1 以降	
廃棄物焼却炉 (火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上のもの)	焼却能力 4 t/h 以上		12	0.08				0.04	
	焼却能力 2~4 t/h			0.15				0.08	
	焼却能力 0.2~2 t/h			0.25				0.15	

備考 上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C: ばいじん濃度(g/m<sup>3</sup>)

O<sub>n</sub>: 標準酸素濃度(%)上表の O<sub>n</sub> 欄のとおりとする。

O<sub>s</sub>: 排出ガス中の酸素濃度(%)ただし、20%を超える場合は 20%とする。

C<sub>s</sub>: ばいじんの実測値(g/Nm<sup>3</sup>)

- (注)
- 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。
  - H7.7.2 までの間、発熱量が 5,000kcal/kg 以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3 以降発熱量が 5,500kcal/kg 以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間 0.45 とする。
  - 小型ボイラーのうち軽質液体燃料(A重油、灯油、軽油)を専焼させるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用猶予。

窒素酸化物

主な施設の 種類	使用 燃料	排ガス (Nm <sup>3</sup> /h)	標準 酸素 濃度 O <sub>n</sub> (%)	設置年月日別排出基準値 (単位: cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )							
				S48. 8.9 以前	S48. 8.10 以降 S50. 12.9 以前	S50. 12.10 以降 H52. 6.17 以前	S52. 6.18 以降 H52. 9.9 以前	S52. 9.10 以降 H54. 8.9 以前	S54. 8.10 以降 S60. 9.9 以前	S60. 9.10 以降 H2. 9.9 以前	H2. 9.10 以降
ボイラー (伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上 のもの)	ガス 専焼	50万以上	5	130		100	60				
		10万~50万		130		100					
		4万~10万		130		100					
		1万~4万		150		130					
		1万未満		150							
	液体 燃焼 1 2	50万以上	4	180		150	130				
		4万~50万		190	180	150					
		1万~4万		230		150					
1万未満	250				180						
小型ボイ ラー (伝熱面積 10m <sup>2</sup> 未 満で燃焼能 力 50 /h(重油換 算)以上の もの)	固体 燃料		4	当分の間適用猶予						350	
	液体 燃焼 3									300	260
乾燥炉	4		16	250				230			
廃棄 物焼 却炉 5	連続炉	4万以上	12	300			250				
		4万未満		300			250				
	連続炉 以外	4万以上		-			250				

備考 上表に掲げる窒素酸化物の量は次式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C: 窒素酸化物の濃度 (cm<sup>3</sup> / Nm<sup>3</sup>)

O<sub>n</sub>: 標準酸素濃度 (%) 上表の O<sub>n</sub> 欄のとおりとする。

O<sub>s</sub>: 排出ガス中の酸素濃度 (%) ただし、20%を超える場合は 20%とする。

C<sub>s</sub>: 窒素酸化物の実測値 (Cm<sup>3</sup> / Nm<sup>3</sup>)

- (注)
- 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。
  - 液体燃焼のうち 52.9.10 前に設置された排出ガス量が 0.5 万 Nm<sup>3</sup>/h 未満の過負荷燃焼型のもは適用除外。
  - 小型ボイラーのうち軽質液体燃料 (A 重油、灯油、軽油、ガス等) を燃料とするものは適用除外。
  - 乾燥炉は、銅・鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリリン酸ナトリウム製造用のものを除く。
  - 廃棄物焼却炉とは、浮遊回転燃焼方式によるもの (連続式に限る) 及びニトロ化合物、アミノ化合物、若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの (排出ガス量が 4 万 Nm<sup>3</sup> 未満の連続炉に限る) 以外の廃棄物焼却炉。

( 2 ) 水質汚濁防止法 ( 昭和 45 年法律第 138 号 )  
 一律排水基準

有害物質に係る排水基準							( mg / l )
有害物質の種類	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
許容限度	0.1	1	1	0.1	0.5	0.1	0.005
有害物質の種類	アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2-ジクロロエタン
許容限度	検出されないこと	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04
有害物質の種類	1・2-ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	1・3-ジクロロプロパン	クロム	シマジン
許容限度	0.2	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03
有害物質の種類	アモニア	ベンゼン	セレン	ほう素	ふっ素	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
許容限度	0.2	0.1	0.1	10 ( 230 )	8 ( 15 )	100	
備考 1. 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 3. 砒素についての排水基準は、温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用する旅館業に係る排水については、当分の間、適用しない。 4. ほう素及びふっ素については、海域に排出する場合、括弧内の数値を適用する。 5. アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、アモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素との合計量に基準が適用される。							

生活環境項目に係る排水基準 ( mg / l : 水素イオン濃度・大腸菌群数を除く )							
項目	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	アルキルヒキサン抽出物質 ( 鉱油類 )	
	河川湖沼	海域					
許容限度	5.8 ~ 8.6	5.0 ~ 9.0	160 ( 日間平均 120 )	160 ( 日間平均 120 )	200 ( 日間平均 150 )	5	
項目	アルキルヒキサン抽出物質 ( 動植物油脂類 )	フェノール	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガ	クロム
許容限度	30	5	3	5	10	10	2
項目	弗素	大腸菌群数 ( 個 / cm <sup>3</sup> )	窒素	燐			
許容限度	15	日間平均 3,000	120 ( 日間平均 60 )	16 ( 日間平均 8 )			
備考 1. この排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に適用する。 2. 水素イオン濃度及び溶解性鉄についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場には適用しない。 3. 水素イオン濃度、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、クロム、弗素についての排水基準は、温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。 4. 窒素についての排水基準は、環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に限り適用する。 5. 燐についての排水基準は、環境大臣が定める湖沼・海域及びこれらに流入する公共用水域に限り適用する。							

上乗せ排水基準（北海道が条例で定める排水基準） 関係分のみ  
 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例  
 （昭和47年4月3日北海道条例第27号）

ア 人の健康の保護に係る項目

	対象業種	カドミウム	シアン	有機リン	六価クロム	ヒ素	総水銀
釧路海域	化学肥料製造業を除く全業種（1日当たり平均的な排水の量が2,000m <sup>3</sup> 以上のもの）	0.01 mg / l	検出されないこと	検出されないこと	0.05 mg / l	0.05 mg / l	0.0005 mg / l
	化学肥料製造業	0.01 mg / l	検出されないこと	検出されないこと	0.05 mg / l	0.05 mg / l	0.0005 mg / l

イ 生活環境項目に係る排水基準

	対象業種	項目	COD(mg / l)		SS(mg / l)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
釧路海域	水産食料品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が20 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの）		1,300	1,000		
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）（1日当たりの平均的な排水の量が50 m <sup>3</sup> 未満のもの）		780	600		
	パルプ製造業				90	70
	し尿浄化槽（処理対象人員が501人以上のもの）	S46.9.23 以前に設置されたもの	120	90		
		S46.9.24～S47.9.30 に設置されたもの	80	60		
		S47.10.1 以後に設置されたもの	40	30	90	70
下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ庄法等によるもの）			20		70	

	対象業種	項目	BOD(mg / l)		SS(mg / l)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
釧路川水域	乳製品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が1000 m <sup>3</sup> 以上のもの）		80	60	70	50
	水産食料品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が20 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの）		2,600	2,000		
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）（1日当たりの平均的な排水の量が20 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの）		2,600	2,000		
	し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）		40	30	90	70
	し尿浄化槽（処理対象人員が501人以上のもの）	S46.9.23 以前に設置されたもの	120	90		
		S46.9.24～S47.9.30 に設置されたもの	80	60		
S47.10.1 以後に設置されたもの		40	30	90	70	
下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ庄法等によるもの）			20		70	

	項目 対象業種	BOD(mg / l)		SS(mg / l)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
阿寒川 水域	肉製品製造業	80	60	70	50
	水産食品製造業(1日当たりの平均的な排水の量が20 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	2,600	2,000		
	魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む)(1日当たりの平均的な排水の量が20 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	2,600	2,000		
	と畜業			70	50
	し尿処理施設(し尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のもの)	40	30	90	70
	下水道終末処理施設(活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの)		20		70

(3) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)

特定工場等において発生する騒音の規制基準

(昭和46年11月29日北海道告示第3169号)

時間区分 区域区分	昼間	朝・夕	夜間
		8:00~19:00	6:00~8:00 19:00~22:00
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

- (注) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。  
 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。  
 第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。  
 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。  
 基準値は、特定工場等の敷地境界線上での値。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベル	19:00~7:00	22:00~6:00	10 時間を超えないこと	14 時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

- (注) 1. 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。  
 2. 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

<参考> 騒音の大きさの例

120 デシベル	飛行機のエンジン近く	80 デシベル	電話のベル、地下鉄
110 デシベル	自動車の警笛(前方2m)	70 デシベル	騒々しい事務所の中
100 デシベル	電車が通るときのガード下	60 デシベル	普通の会話
90 デシベル	騒々しい工場の中	50 デシベル	静かな事務所、図書館

(4) 振動規制法(昭和51号法律第64号)

特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和53年3月29日北海道告示第784号)

時間区分 区域区分	昼間	夜間
		8:00~19:00
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

- (注) 1. 第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分をいう。  
 2. 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和51年11月10日総理府令第58号)

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75デシベル	19:00~7:00	22:00~6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

- (注) 1. 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。  
 2. 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

<参考> 振動の大きさの例

90デシベル	震度4	花瓶が倒れる。
80デシベル	震度3	電灯が相当揺れる。
70デシベル	震度2	戸・障子がわずかに動く。
60デシベル	震度1	特に敏感な人に感じる程度。
55デシベル	震度0	人体に感じられない。

(5) 悪臭防止法(昭和46年法律91号)

物質の濃度による悪臭の規制基準(昭和49年7月1日北海道告示第2242号)

特定悪臭物質	基準値		
	敷地境界線(ppm) A区域	気体排出施設の 排出口(m <sup>3</sup> N)	排水水(mg/l)
アンモニア	1	1	-
メチルメルカプタン	0.002	-	2
硫化水素	0.02	1	2
硫化メチル	0.01	-	2
二硫化メチル	0.009	-	2
トリメチルアミン	0.005	1	-
アセトアルデヒド	0.05	-	-
プロピオンアルデヒド	0.05	1	-
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	1	-
イソブチルアルデヒド	0.02	1	-
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	1	-
イソパレルアルデヒド	0.003	1	-
イソブタノール	0.9	1	-
酢酸エチル	3	1	-
メチルイソブチルケトン	1	1	-
トルエン	10	1	-
スチレン	0.4	-	-
キシレン	1	1	-
プロピオン酸	0.03	-	-



ノルマル酪酸	0.001	-	-
ノルマル吉草酸	0.0009	-	-
イソ吉草酸	0.001	-	-

- (注) 1. 敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度法と濃度との関係から定められており、釧路市のA区域は臭気強度2.5に対応する濃度である。
2. 「1」気体排出施設の排出口の基準値は、敷地境界線の基準値、排出口の高さ及び排出ガスの流量等を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第3条に基づいて算出する。
3. 「2」排出水の基準値は、敷地境界線の基準値、悪臭防止法施行規則の別表第2に掲げる値を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第4条に基づいて算出する。

<参考> 官能試験法による悪臭対策指導要綱(昭和59年3月31日北海道制定)に定める指導基準値  
工場等の敷地境界の場合

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

工場等の気体排出口の場合

区域区分	臭気指数
A	30
B	34
C	38

- (注) 1. 区域区分(A, B, C)は、悪臭防止法に基づき北海道が定めた区域区分であり、釧路市はA区域である。
2. 臭気指数とは、においのある空気を無臭の空気で臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率(臭気濃度)を次式で変換したものである。  

$$Z = 10 \log Y$$
Y: 臭気濃度、Z: 臭気指数
3. 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

<参考> 6段階臭気強度表示法

臭気強度	臭気の強さ
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいかわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
(2.5)	(2と3の間)
3	楽に感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(6) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)  
大気排出基準

(単位 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

施設	規模等	基準値
焼結炉(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1
電気炉(製鋼の用に供するもので鑄鋼・鍛鋼の製造に用するものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・溶解炉・乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉	焙焼炉・乾燥炉: 原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上 溶解炉: 容量が1トン以上のもの	1
廃棄物焼却炉(火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの)	焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.1
	焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	1
	焼却能力が1時間当たり2,000kg未満	5

1ng(ナノグラム)は10億分の1グラム

水質排出基準

(単位 pg-TEQ/l)

施設	基準値
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設	
6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9 四-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10 二・三-ジクロロ-一・四-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11 八・十八-ジクロロ-五・十五-ジエチル-五・十五-ジヒドロジンドロ[三・二-b・三・二-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集塵施設	
13 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	
17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18 1 から 17 の施設に係る汚水及び廃液を処理する下水道終末処理施設	
19 1 から 17 の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設(公共用水域及び下水道終末処理施設に排出されるものを除く。)	

1pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム

(7) 釧路市公害防止条例(平成17年釧路市条例第128号)

硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q = 硫黄酸化物(単位: 0、1気圧の状態に換算したNm<sup>3</sup>/時)

K = 10(釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区はK = 16)

He = 補正された排出口の高さ(単位: m)

<参考> 特定施設 \*硫黄酸化物発生施設については53ページ表4-2-1を参照のこと。

特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間区分 区域区分	朝 夕	昼 間	夜 間
		午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 7 時から 午後 10 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで
第 1 種区域	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	45 デシベル	55 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

(注) 1. 「第 1 種区域」「第 2 種区域」「第 3 種区域」「第 4 種区域」とは騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された区域をいう。

2. 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線上とする。

< 参考 > 特定施設

騒音発生施設

番号	施設名	規 模
1	ジーゼル、ガソリンエンジン	定格出力が 7.5 キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
2	ジーゼル発電機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
3	冷凍機	原動機の定格出力が 75 キロワット以上のもの
4	丸のこ、帯のこ盤	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上、2.25 キロワット未満のもの
5	カンナ盤	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上、2.25 キロワット未満のもの
6	グラインダー	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のもの
7	せん断機	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上、3.75 キロワット未満のもの

#### 4. 大気・水質に関する測定データ等

##### (1) 大気汚染常時監視測定結果(平成19年度)(年間値)

###### 二酸化硫黄

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×無○)	(日)
釧路市役所	364	8,751	0.002	0	0.0	0	0.0	0.040	0.007	○	0
昭和小学校	364	8,735	0.001	0	0.0	0	0.0	0.076	0.007	○	0
釧路高専	364	8,738	0.001	0	0.0	0	0.0	0.055	0.008	○	0

###### 二酸化窒素

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		98%値	評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
釧路市役所	346	8,353	0.010	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
昭和小学校	364	8,676	0.008	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
釧路高専	362	8,695	0.005	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.011	0

###### 窒素酸化物(一酸化窒素・二酸化窒素)

測定局	一酸化窒素					二酸化窒素				
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
釧路市役所	346	8,353	0.004	0.182	0.021	346	8,353	0.010	0.068	0.023
昭和小学校	362	8,676	0.003	0.231	0.014	362	8,676	0.008	0.070	0.019
釧路高専	364	8,695	0.001	0.052	0.005	364	8,695	0.005	0.046	0.011

###### 窒素酸化物(合計値)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO2/(NO+NO2)
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
釧路市役所	346	8,353	0.014	0.250	0.043	69.5
昭和小学校	362	8,676	0.012	0.301	0.029	71.0
釧路高専	364	8,695	0.006	0.087	0.016	79.9

###### 浮遊粒子状物質

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m3を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m3を超えた日数とその割合		1時間の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m3を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m3を超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
釧路市役所	365	8,765	0.019	0	0.0	0	0.0	0.071	0.034	○	0
昭和小学校	366	8,768	0.013	0	0.0	0	0.0	0.072	0.029	○	0
釧路高専	366	8,770	0.016	0	0.0	0	0.0	0.137	0.040	○	0

( 2 ) 風向風速測定結果

年間風向別平均風速表

(平成19年度)

測定局 項目 風向	釧路市役所		昭和小学校		釧路高専		気象台	
	頻度 (%)	平均風速 (m/s)	頻度 (%)	平均風速 (m/s)	頻度 (%)	平均風速 (m/s)	頻度 (%)	平均風速 (m/s)
NNE	11.0	2.2	11.0	1.4	13.0	2.9	16.8	5.5
NE	16.0	2.3	11.0	1.3	6.0	2.9	15.3	4.4
ENE	5.0	1.7	6.0	1.6	3.0	1.9	4.5	3.8
E	2.0	1.4	2.0	1.1	2.0	1.5	2.2	3.0
ESE	1.0	1.7	2.0	1.1	1.0	1.6	1.5	2.8
SE	2.0	2.2	2.0	1.5	3.0	2.3	2.9	3.6
SSE	9.0	3.0	5.0	2.1	5.0	2.4	6.9	4.4
S	11.0	3.0	8.0	2.6	10.0	2.6	9.9	4.6
SSW	11.0	3.0	9.0	2.8	8.0	2.5	6.0	4.6
SW	3.0	2.1	1.0	2.5	6.0	2.3	6.3	5.2
WSW	0	0.9	3.0	2.3	3.0	2.4	4.3	4.8
W	1.0	1.1	6.0	2.9	5.0	3.6	8.3	7.5
WNW	1.0	1.8	4.0	2.2	4.0	3.4	4.6	5.1
NW	8.0	2.7	3.0	1.5	3.0	2.3	2.4	4.0
NNW	6.0	2.9	5.0	2.4	6.0	2.1	3.1	4.6
N	10.0	2.6	11.0	11.3	21.0	20.7	4.7	4.3
SW	3.0	2.1	1.0	2.5	6.0	2.3	6.3	5.2

(注) C (静穏)は風速 0.2m / s 以下である。

(3) 公共用水域水質測定結果  
公共用水域水質測定結果(健康項目)

(平成19年度)

項目	区域		河川				湖沼			海域		
	水	域	新釧路川	星が浦川 河口	星が浦川 野嵐橋	別途前川	仁々志別川 不二橋	JR武左川 橋梁	春採湖 ST-1	阿寒湖 ST-1	ST-3	ST-10
カドミウム	0.01mg/l以下		<0.001	<0.001	-	-	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないうり		<0.1	<0.1	-	-	<0.1	<0.1	-	-	-	-
鉛	0.01mg/l以下		<0.001	<0.001	-	-	<0.007	<0.007	-	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05mg/l以下		<0.005	<0.005	-	-	<0.02	<0.02	-	-	-	-
ヒ素	0.01mg/l以下		<0.005	<0.005	-	-	<0.005	<0.005	-	0.001	0.001	0.001
総水銀	0.0005mg/l以下		<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないうり		-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-
PCB	検出されないうり		<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02mg/l以下		<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002mg/l以下		<0.0002	<0.0002	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエチン	0.004mg/l以下		<0.0004	<0.0004	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチン	0.02mg/l以下		<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002
1,1,2-トリクロロエチン	0.04mg/l以下		<0.004	<0.004	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエチン	1mg/l以下		<0.001	<0.001	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエチン	0.006mg/l以下		<0.0006	<0.0006	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチン	0.03mg/l以下		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002
1,3-ジクロロベンゼン	0.01mg/l以下		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロベンゼン	0.002mg/l以下		<0.0002	<0.0002	-	-	<0.0002	<0.0002	-	-	<0.0002	<0.0002
チラウム	0.006mg/l以下		<0.0006	<0.0006	-	-	<0.0006	<0.0006	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003mg/l以下		<0.0003	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02mg/l以下		<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01mg/l以下		<0.001	<0.001	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001
セレン	0.01mg/l以下		<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002	-	-	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下		0.48	0.46	-	-	0.40	8.3	ST-1 0.41 ST-2 0.80 ST-3 0.41 ST-4 0.41	ST-1 0.07 ST-2 0.07 ST-3 0.05	-	-
フッ素	0.8mg/l以下		-	0.2	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-
ホウ素	1mg/l以下		-	0.11	-	<0.02	<0.02	<0.02	0.18	-	-	-
測定機関			北海道開発局			釧路市			北海道			

- (注) 1. 表内の数値は、測定結果のうち最大の値である。  
 2. 平成13年4月の河川名変更にもない関連する標記は修正している。  
 3. 春採湖及び阿寒湖の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の数値は、各ステーションごとの値を記載している。

公共用水域水質結果(河川、生活環境項目)

(平成19年度)

水系		釧路川水系						
水域		釧路川	別保川	武佐川	新釧路川			仁々志別川
類型		E			B	B	B	
測定点名		幣舞橋	別保橋	JR武佐川橋梁	新川橋	鶴見橋	愛国浄水場取水口	不二橋
PH	範囲	7.5~7.7	7.4~7.7	7.7~8.0	7.0~7.6	7.2~7.5	7.1~7.5	7.0~7.1
DO(mg/l)	最小値~最大値	7.5~11	7.6~12	6.0~12	8.2~14	8.2~13	8.4~13	8.5~12
	(平均値)	(9.7)	(9.6)	(10)	(11)	(9.9)	(11)	(10)
BOD(mg/l)	最小値~最大値	0.5~2.0	0.6~4.6	0.5~16	0.5~1.6	0.6~1.1	0.5~1.5	<0.5~1.0
	75%値	1.1	0.9	1.6	1.1	1.0	1.2	0.7
	日間平均値	最小値~最大値	0.5~2.0	0.6~4.6	0.5~16	0.5~1.6	0.6~1.1	0.5~1.5
	(平均値)	(1.1)	(1.7)	(4.8)	(1.0)	(0.9)	(1.0)	(0.7)
SS(mg/l)	最小値~最大値	6~16	3~25	4~48	1~21	6~20	3~32	3~5
	(平均値)	(9)	(11)	(16)	(9)	(12)	(12)	(4)
大腸菌数 (MPN/100ml)	最小値	$1.1 \times 10^3$	$2.4 \times 10^2$	$3.3 \times 10^1$	$7.9 \times 10^1$	$7.0 \times 10^1$	$7.0 \times 10^1$	$7.0 \times 10^1$
	最大値	$3.3 \times 10^3$	$7.9 \times 10^2$	$7.9 \times 10^3$	$3.3 \times 10^3$	$1.1 \times 10^3$	$3.3 \times 10^3$	$1.4 \times 10^3$
	(平均値)	$1.8 \times 10^3$	$5.2 \times 10^2$	$2.1 \times 10^3$	$1.0 \times 10^3$	$5.7 \times 10^2$	$1.3 \times 10^3$	$4.7 \times 10^2$
測定機関		開発局	釧路市	釧路市	開発局	釧路市	開発局	釧路市

水系		別途前川水系			阿寒川水系				
水域		別途前川			阿寒川			大楽毛川	大楽毛布川
類型					B	A	AA		
測定点名		星が浦川河口	竜神川河口	星が浦川野嵐橋	大楽毛橋	丹頂橋	阿寒川橋	境橋	阿寒川合流前
PH	範囲	6.9~7.3	6.9~7.3	6.5~6.8	7.3~7.6	7.8~8.0	7.8~8.3	7.0~7.1	6.9~8.7
DO(mg/l)	最小値~最大値	2.4~6.6	2.2~9.3	1.0~2.6	8.7~13	9.7~14	9.8~13	4.5~8.9	0.7~3.0
	(平均値)	(4.5)	(5.8)	(1.7)	(11)	(12)	(11)	(6.8)	(1.7)
BOD(mg/l)	最小値~最大値	9.0~77	52~100	1.3~17	<0.5~0.5	<0.5~0.6	<0.5	2.6~3.5	20~84
	75%値	32	94	11	0.5	<0.5	<0.5	3.2	79
	日間平均値	最小値~最大値	9.0~77	52~100	1.3~17	<0.5~0.5	<0.5~0.6	<0.5	2.6~3.5
	(平均値)	(33)	(78)	(8.8)	(0.5)	(0.5)	(<0.5)	(3.1)	(55)
SS(mg/l)	最小値~最大値	22~34	25~55	19~44	5~15	4~12	<1~2	5~18	19~42
	(平均値)	(29)	(36)	(35)	(9)	(7)	(2)	(10)	(32)
大腸菌数 (MPN/100ml)	最小値	$2.3 \times 10^4$	$3.3 \times 10^4$	$7.9 \times 10^3$	$1.1 \times 10^2$	$7.0 \times 10^1$	$3.1 \times 10^1$	$4.9 \times 10^3$	$2.4 \times 10^4$
	最大値	$7.9 \times 10^4$	$7.9 \times 10^5$	$4.9 \times 10^4$	$3.3 \times 10^3$	$1.7 \times 10^3$	$3.3 \times 10^3$	$7.9 \times 10^4$	$4.9 \times 10^5$
	(平均値)	$3.9 \times 10^4$	$2.8 \times 10^5$	$2.0 \times 10^4$	$2.3 \times 10^3$	$5.7 \times 10^2$	$1.1 \times 10^3$	$3.7 \times 10^4$	$3.4 \times 10^5$
測定機関		北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	釧路市	釧路市

(注) 1. 類型の網掛けされている所は環境基準点を表す。

2. 75%値とは、年間の日間平均値(y個)を値の小さい順に並べたとき、 $0.75 \times y$  (整数でない場合は端数切り上げ)番目の値である。

3. 測定機関の欄は次の例による: 開発局...北海道開発局

公共用水域水質測定結果（湖沼）

ア.生活環境項目 (平成19年度)

水系名	類型	測定点名	pH 範囲	DO (mg/l)		COD (mg/l)		SS (mg/l)		大腸菌群数 (MPN/100ml)		測定機関
				最小値~ 最大値 (平均値)	75% 値	最小値~ 最大値 (平均値)	75% 値	最小値~ 最大値 (平均値)	最小値~ 最大値 (平均値)	最小値~ 最大値 (平均値)		
春採湖	B	ST-1 (東中学校下側)	7.9~8.8	7.2~12 (11)	5.9~12 (8.4)	8.0	2~21 (9)	2.3×10 <sup>1</sup> ~1.1×10 <sup>3</sup> (4.2×10 <sup>2</sup> )	釧路市 北海道			
	B	ST-2 (チャランケチャン横側)	7.8~8.6	6.8~12 (11)	6.4~13 (9.0)	9.1	3~40 (17)	4.9×10 <sup>1</sup> ~1.3×10 <sup>3</sup> (4.8×10 <sup>2</sup> )				
	B	ST-3 (柏木小学校側)	8.0~8.7	10~12 (11)	5.6~12 (8.5)	11	2~20 (11)	2.3×10 <sup>1</sup> ~4.6×10 <sup>1</sup> (3.5×10 <sup>1</sup> )				
	B	ST-4 (科学館下側)	8.1~8.6	9.5~13 (11)	6.3~12 (8.9)	12	3~33 (17)	1.1×10 <sup>2</sup> ~1.3×10 <sup>2</sup> (1.2×10 <sup>2</sup> )				
阿寒湖	B	ST-1	7.5~8.9	9.7~13 (11)	2.2~3.5 (2.8)	2.9	<1~2 (1)	0.0×10 <sup>0</sup> ~1.7×10 <sup>3</sup> (4.3×10 <sup>2</sup> )	北海道			
	B	ST-2	7.6~8.8	9.9~12 (11)	2.5~3.1 (2.8)	2.7	<1~1 (1)	0.0×10 <sup>0</sup> ~1.1×10 <sup>2</sup> (3.5×10 <sup>1</sup> )				
	B	ST-3	7.6~8.8	9.8~16 (12)	2.1~2.9 (2.6)	2.8	<1~1 (1)	0.0×10 <sup>0</sup> ~2.3×10 <sup>2</sup> (6.1×10 <sup>1</sup> )				

(注) 1. 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

2. 数値は湖の表層部のものである。

3. 75%値とは、年間の日間平均値 (y個) を値の小さい順に並べたとき、0.75×y (整数でない場合は端数切り上げ) 番目の値である。



イ.窒素・りん

(平成19年度)

水系名	類型	測定点名	全 窒 素 (mg/l)			全 り ん (mg/l)		
			最小値	最大値	平均値	最小値	最大値	平均値
春採湖		ST-1 (東中学校下側)	0.53	0.98	0.73	0.021	0.091	0.045
		ST-2 (チャランケチャシ横側)	0.61	1.1	0.89	0.025	0.092	0.059
		ST-3 (柏木小学校側)	0.59	0.87	0.73	0.020	0.56	0.13
		ST-4 (科学館下側)	0.59	1.0	0.84	0.024	0.081	0.054
阿寒湖		ST-1	0.08	0.23	0.17	0.020	0.053	0.036
		ST-2	0.08	0.22	0.17	0.018	0.052	0.035
		ST-3	0.07	0.37	0.21	0.018	0.054	0.033

(注) 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

公共用水域水質測定結果（海域、生活環境項目）

（平成19年度）

水系名	測定点名	類型	pH 範囲	DO (mg / l) 最小値～ 最大値 (平均値)	COD (mg / l)			油分 (mg / l) 最小値～ 最大値 (平均値)	大腸菌群数 (MPN / 100ml) 最小値～最大値 (平均値)	測定機関
					最小値～ 最大値	75%値	日間平均値 最小値～ 最大値 (平均値)			
釧路海域	ST-1	A	8.0～8.1	9.9～12 (11)	1.9～3.4	2.6	1.9～3.4 (2.6)	<0.5	4.0×10 <sup>0</sup> ～4.9×10 <sup>2</sup> (2.1×10 <sup>2</sup> )	北海道
	ST-2	A	7.9～8.1	9.8～12 (10)	1.4～4.6	3.0	1.4～4.6 (2.9)	<0.5	4.0×10 <sup>0</sup> ～1.3×10 <sup>3</sup> (3.9×10 <sup>2</sup> )	
	ST-3	A	7.9～8.2	9.8～12 (11)	2.2～5.2	4.1	2.2～5.2 (3.9)	<0.5	1.1×10 <sup>1</sup> ～7.9×10 <sup>2</sup> (2.7×10 <sup>2</sup> )	
	ST-4	B	8.0～8.1	9.6～12 (10)	2.1～4.2	3.7	2.1～4.2 (3.2)	-	-	
	ST-5	B	8.0～8.1	10～12 (11)	2.3～3.0	2.5	2.3～3.0 (2.6)	-	-	
	ST-6	B	7.8～8.1	9.3～12 (10)	1.6～6.9	2.9	1.6～6.9 (3.5)	-	-	
	ST-7	B	7.8～8.0	9.2～12 (10)	2.0～4.3	4.3	2.0～4.3 (3.5)	-	-	
	ST-8	B	7.7～8.1	8.8～12 (10)	2.1～8.1	3.7	2.1～8.1 (4.4)	-	-	
	ST-9	B	7.7～8.0	9.2～12 (10)	1.7～7.3	3.0	1.7～7.3 (3.8)	-	-	
	ST-10	C	7.7～8.0	7.4～12 (9.6)	5.6～6.9	6.9	5.6～6.9 (6.4)	-	-	
	ST-11	C	7.8～8.1	7.8～14 (11)	2.3～7.5	5.0	2.3～7.5 (4.9)	-	-	

(注) 1. 類型の網掛けしている部分は環境基準点を表す。

2. 75%値とは、年間の日間平均値 (Y個) を値の小さい順に並べたとき、0.75 × Y (整数でない場合は端数切り上げ) 番目の値である。

河川水質経年変化（年間平均値）

ア．釧路川（幣舞橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.2~7.7	7.3~7.9	7.3~7.6	7.3~7.6	7.5~7.7
DO(mg / l)		9.2	8.7	8.3	8.8	9.7
BOD(mg / l)		2.5	2.5	1.6	1.8	1.1
SS(mg / l)		11	9	8	12	9
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$2.5 \times 10^3$	$4.1 \times 10^3$	$1.7 \times 10^3$	-	$1.8 \times 10^3$

イ．釧路川（雪裡橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17
pH		7.0~7.6	7.2~7.4	7.2~7.8
DO(mg / l)		8.5	7.5	8.0
BOD(mg / l)		2.6	3.0	2.4
SS(mg / l)		23	21	11
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$1.8 \times 10^3$	$3.5 \times 10^2$	$2.9 \times 10^3$

ウ．別保川（別保橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.0~7.6	7.3~7.5	7.3~7.5	7.2~7.5	7.4~7.7
DO(mg / l)		9.5	7.1	8.7	8.7	9.6
BOD(mg / l)		1.3	1.1	1.1	1.1	1.7
SS(mg / l)		11	7	5	6	11
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$2.0 \times 10^3$	$1.8 \times 10^3$	$1.6 \times 10^3$	$2.4 \times 10^3$	$5.2 \times 10^2$

エ．武佐川（JR 武佐川橋梁地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.5~7.8	7.6~7.9	7.6~7.7	7.7~7.8	7.7~8.0
DO(mg / l)		9.3	9.5	9.8	8.9	10
BOD(mg / l)		4.5	1.4	3.5	5.8	4.8
SS(mg / l)		16	7	13	10	16
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$2.8 \times 10^3$	$2.7 \times 10^3$	$4.0 \times 10^2$	$3.4 \times 10^2$	$2.1 \times 10^3$

オ．新釧路川（新川橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		6.8~7.5	7.1~7.5	7.1~7.4	7.2~7.5	7.0~7.6
DO(mg / l)		10	10	10	10	11
BOD(mg / l)		2.0	1.8	1.1	0.9	1.0
SS(mg / l)		11	13	11	12	9
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$3.4 \times 10^3$	$3.6 \times 10^3$	$1.1 \times 10^3$	$4.0 \times 10^3$	$1.0 \times 10^3$

カ．新釧路川（鶴見橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.0~7.5	7.3~7.7	7.2~7.5	7.3~7.5	7.2~7.5
DO(mg / l)		9.5	9.4	9.7	9.7	9.9
BOD(mg / l)		1.3	0.9	0.6	0.8	0.9
SS(mg / l)		21	14	10	16	12
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$1.5 \times 10^3$	$5.3 \times 10^3$	$2.3 \times 10^3$	$2.2 \times 10^3$	$5.7 \times 10^2$

キ．新釧路川（愛国浄水場取水口）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		6.8~7.6	7.2~7.5	7.2~7.9	7.1~7.5	7.1~7.5
DO(mg / l)		11	11	10	10	11
BOD(mg / l)		2.0	1.9	1.3	0.9	1.0
SS(mg / l)		14	13	12	12	12
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$2.1 \times 10^3$	$3.1 \times 10^3$	$2.6 \times 10^3$	$4.3 \times 10^3$	$1.3 \times 10^3$

ク．仁々志別川（不二橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		6.9~7.3	7.0~7.1	6.9~7.1	7.0~7.2	7.0~7.1
DO(mg / l)		9.9	9.7	10	10	10
BOD(mg / l)		1.2	1.0	0.7	0.7	0.7
SS(mg / l)		7	6	5	4	4
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$9.8 \times 10^2$	$1.6 \times 10^3$	$1.4 \times 10^3$	$1.3 \times 10^3$	$4.7 \times 10^2$

ケ．阿寒川（大楽毛橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.3~7.5	7.3~7.4	7.6~7.7	7.4~7.6	7.3~7.6
DO(mg / l)		11	11	11	11	11
BOD(mg / l)		1.5	1.4	0.9	0.5	0.5
SS(mg / l)		12	16	12	22	9
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$1.9 \times 10^3$	$3.3 \times 10^3$	$1.3 \times 10^3$	$3.6 \times 10^3$	$2.3 \times 10^3$

コ．阿寒川（丹頂橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.6~7.9	7.5~7.8	7.7~7.9	7.6~8.0	7.8~8.0
DO(mg / l)		11	11	11	11	12
BOD(mg / l)		1.7	1.1	1.0	0.6	0.5
SS(mg / l)		11	12	6	9	7
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$1.6 \times 10^2$	$3.9 \times 10^2$	$2.3 \times 10^3$	$9.4 \times 10^3$	$5.7 \times 10^2$

サ．阿寒川（阿寒川橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.6~7.9	7.6~7.8	7.6~7.9	7.6~7.9	7.8~8.3
DO(mg / l)		11	11	11	11	11
BOD(mg / l)		1.4	0.5	0.7	<0.5	<0.5
SS(mg / l)		7	3	2	3	2
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$6.0 \times 10^1$	$5.0 \times 10^1$	$5.0 \times 10^1$	$1.0 \times 10^3$	$1.0 \times 10^3$

シ．大楽毛川（境橋地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.0~7.2	6.9~7.1	6.9~7.1	7.1~7.2	7.0~7.1
DO(mg / l)		6.7	5.0	5.6	6.1	6.8
BOD(mg / l)		4.8	5.8	4.5	4.1	3.1
SS(mg / l)		16	14	16	9	10
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$3.0 \times 10^4$	$2.6 \times 10^4$	$9.8 \times 10^4$	$7.6 \times 10^4$	$3.7 \times 10^4$

ス．大楽毛布川（阿寒川合流前地点）

項目	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
pH		7.1~7.8	7.1~7.2	6.9~7.5	6.9~7.5	6.9~8.7
DO(mg / l)		2.5	0.8	2.8	2.2	1.7
BOD(mg / l)		56	79	24	32	55
SS(mg / l)		37	46	23	36	32
大腸菌群数(MPN / 100ml)		$9.8 \times 10^4$	$1.6 \times 10^6$	$1.8 \times 10^5$	$1.2 \times 10^6$	$3.4 \times 10^5$

セ．星が浦川（河口地点）

地点	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
BOD(mg / l)		12	17	9.1	12	33

ソ．星が浦川（野嵐橋地点）

地点	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
BOD(mg / l)		17	12	8.0	7.7	8.8

タ．竜神川（河口地点）

地点	年度	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19
BOD(mg / l)		140	87	76	91	78

5. 公害防止協定に基づく立入調査結果

(1) 日本製紙株式会社釧路工場

(平成19年度)

項目	公害防止協定値	立入調査結果(煙道測定) (19年5月、7月、9月、11月、 20年1月、3月)	法規制値
(1)大気関係 いおう酸化物	最大 427m <sup>3</sup> /h以下 年間平均 393m <sup>3</sup> /h以下	299.0m <sup>3</sup> /h 25.7m <sup>3</sup> /h	K値 10.0
ぼう硝粉じん	(11号回収ボイラー) 最大 0.20g/m <sup>3</sup> 以下	(11号回収ボイラー) 0.011g/m <sup>3</sup>	(11号回収ボイラー) 0.20g/m <sup>3</sup> 以下
ばいじん	(4号石炭ボイラー) 最大 0.25g/m <sup>3</sup> 以下 年間平均 0.20g/m <sup>3</sup> 以下 (8号石炭ボイラー) 最大 0.08g/m <sup>3</sup> 以下 (9号石炭ボイラー) 最大 0.18g/m <sup>3</sup> 以下 (N-1号石炭ボイラー) 最大 0.08g/m <sup>3</sup> 以下	(4号石炭ボイラー) 0.1846g/m <sup>3</sup> 0.1785g/m <sup>3</sup> (8号石炭ボイラー) 0.0266g/m <sup>3</sup> (9号石炭ボイラー) 0.0161g/m <sup>3</sup> (N-1号石炭ボイラー) 0.0652g/m <sup>3</sup>	(4号石炭ボイラー) 0.25g/m <sup>3</sup> 以下 (8号石炭ボイラー) 0.10g/m <sup>3</sup> 以下 (9号石炭ボイラー) 0.30g/m <sup>3</sup> 以下 (N-1号石炭ボイラー) 0.10g/m <sup>3</sup> 以下
窒素酸化物	(4号石炭ボイラー) 最大 400ppm 以下 (8号石炭ボイラー) 最大 250ppm 以下 (9号石炭ボイラー) 最大 250ppm 以下 (N-1号石炭ボイラー) 最大 250ppm 以下	(4号石炭ボイラー) 158ppm (8号石炭ボイラー) 247ppm (9号石炭ボイラー) 219ppm (N-1号石炭ボイラー) 77ppm	(4号石炭ボイラー) 450ppm 以下 (8号石炭ボイラー) 300ppm 以下 (9号石炭ボイラー) 250ppm 以下 (N-1号石炭ボイラー) 250ppm 以下
(2)排水関係 排水量	199,920m <sup>3</sup> /日	(19年4月~20年3月) 195,600~198,000m <sup>3</sup> /日	無規制
水質	pH 5.8~8.5 SS 最大 90mg/L 以下 日間平均 70mg/L 以下 COD 最大 160mg/L 以下 日間平均 120mg/L 以下	pH 7.1~7.7 SS 最大 24mg/L 日間平均 17mg/L(年間平均) COD 最大 110mg/L 日間平均 101mg/L(年間平均)	pH 5.0~9.0 SS 最大 90mg/L 以下 日間平均 70mg/L 以下 COD 最大 160mg/L 以下 日間平均 120mg/L 以下
(3)悪臭関係	硫化水素 0.02ppm 以下 メチルメルカプタン 0.002ppm 以下 硫化メチル 0.01ppm 以下 二硫化メチル 0.009ppm 以下	(19年5月、11月、20年3月) 硫化水素 0.001~0.014ppm メチルメルカプタン <0.0001~0.0010ppm 硫化メチル <0.001ppm 二硫化メチル <0.0001ppm	硫化水素 0.02ppm 以下 メチルメルカプタン 0.002ppm 以下 硫化メチル 0.01ppm 以下 二硫化メチル 0.009ppm 以下
(4)騒音関係	昼間 65dB(A)以下 朝・夕 55dB(A)以下 夜間 55dB(A)以下	昼間 51~54dB(A) 朝・夕 44~53dB(A) 夜間 43~52dB(A)	騒音規制法第4種区域 昼間 70dB(A)以下 朝・夕 65dB(A)以下 夜間 60dB(A)以下

## (2) 王子製紙株式会社釧路工場

(平成19年度)

項目	公害防止協定値	立入調査結果(煙道測定) (19年5月、7月、9月、11月、 20年1月、3月)	法規制値
(1)大気関係 いおう酸化物	最大 463m <sup>3</sup> N/h以下(1) 454m <sup>3</sup> N/h以下(2) 年間平均 316m <sup>3</sup> N/h以下(1) 307m <sup>3</sup> N/h以下(2)	126.0m <sup>3</sup> N/h 61.4m <sup>3</sup> N/h	K値 10.0
ぼう硝粉じん	(2・3号回収ボイラー) 最大 0.20g/m <sup>3</sup> N以下	(2・3号回収ボイラー) 0.19・0.13g/m <sup>3</sup> N	(2・3号回収ボイラー) 0.35g/m <sup>3</sup> N以下
ばいじん	(4号石炭ボイラー) 最大 0.09g/m <sup>3</sup> N以下 (6号石炭ボイラー) 最大 0.18g/m <sup>3</sup> N以下 (7号石炭ボイラー) 最大 0.25g/m <sup>3</sup> N以下 年間平均 0.20g/m <sup>3</sup> N以下	(4号石炭ボイラー) 0.069g/m <sup>3</sup> N (6号石炭ボイラー) 0.012g/m <sup>3</sup> N (7号石炭ボイラー) 最大 0.042g/m <sup>3</sup> N 年間平均 0.012g/m <sup>3</sup> N	(4号石炭ボイラー) 0.15g/m <sup>3</sup> N以下 (6・7号石炭ボイラー) 0.25g/m <sup>3</sup> N以下
窒素酸化物	(4号石炭ボイラー) 最大 250ppm以下 (6・7号石炭ボイラー) 最大 400ppm以下	(4号石炭ボイラー) 46ppm (6・7号石炭ボイラー) 270・260ppm	(4号石炭ボイラー) 250ppm以下 (6・7号石炭ボイラー) 450ppm以下
(2)排水関係 排水量	241,450m <sup>3</sup> /日	(19年4月~20年3月) 189,600~216,000m <sup>3</sup> /日	無規制
水質	pH 5.8~8.5 SS 最大 90mg/L以下 日間平均 70mg/L以下 COD 最大 160mg/L以下 日間平均 120mg/L以下	pH 6.8~7.7 SS 最大 51mg/L 日間平均 34mg/L(年間平均) COD 最大 110mg/L 日間平均 93mg/L(年間平均)	pH 5.8~8.6 SS 最大 90mg/L以下 日間平均 70mg/L以下 BOD 最大 160mg/L以下 日間平均 120mg/L以下
(3)悪臭関係	硫化水素 0.02ppm以下 メチルメルカプタン 0.002ppm以下 硫化メチル 0.01ppm以下 二硫化メチル 0.009ppm以下	(19年5月、11月、20年3月) 硫化水素 0.001~0.020ppm メチルメルカプタン <0.0001~0.0010ppm 硫化メチル <0.001ppm 二硫化メチル <0.0001ppm	硫化水素 0.02ppm以下 メチルメルカプタン 0.002ppm以下 硫化メチル 0.01ppm以下 二硫化メチル 0.009ppm以下
(4)騒音関係	昼間 70dB(A)以下 朝・夕 65dB(A)以下 夜間 60dB(A)以下	昼間 48~58dB(A) 朝・夕 38~56dB(A) 夜間 42~54dB(A)	工業専用地域につき無規制

1...平成19年6月30日までの値 2...平成19年7月1日からの値(協定改正による数値変更)

## (3) 釧路コールマイン株式会社

(平成19年度)

項目	公害防止協定値	立入調査結果	法規制値
排水関係 排水量	月間平均 7,500m <sup>3</sup> /日	(19年5月~9月、20年3月) 3,283.2m <sup>3</sup> /日	無規制
水質	pH 5.8~8.6 SS 最大 200mg/L以下 日間平均 150mg/L以下 BOD 最大 160mg/L以下 日間平均 120mg/L以下	pH 7.4~8.2 SS 最大 17mg/L 日間平均 7mg/L BOD 最大 2.2mg/L 日間平均 1.0mg/L	pH 5.8~8.6 SS 最大 200mg/L以下 日間平均 150mg/L以下 BOD 最大 160mg/L以下 日間平均 120mg/L以下

## 6.用語解説

### (あ行)

#### アイドリング・ストップ

荷物の積み降ろしや買物などで車から離れる時、人を待っている時などの車が動いていない時はエンジンを停止する取り組み、また、暖気運転は最小限にする取り組みのこと。

#### 悪臭除去方法

燃焼脱臭法、接触酸化触媒法、オゾンによる酸化法、酸アルカリ洗浄法、イオン交換樹脂法、電極法、水洗法、吸着法などがある。これらは魚腸骨、鶏糞、獣脂、肥料などの悪臭を除去するのに多くの企業で実用されているが、脱臭効果は90%前後のものが多く、99.0～99.99%の効果を発揮させるにはこれらの除去方法をいくつか組み合わせるのが望ましい。

#### アスベスト(石綿)

アモサイト、クリソタイル、クロシドライト等の種類があり、断熱材等に用いられている。主成分はケイ酸マグネシウム塩。アスベストの粉塵(じん)を吸い込むと、肺ガン、悪性中皮腫等の原因となるおそれがある。

#### 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

石油や石炭等の燃料に含まれる硫黄分が燃焼して発生するガスで、主として工場やビルなどの固定発生源から排出される。大気汚染では、とくに二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)に注目して測定が行われている。呼吸器を刺激し、ぜんそく、気管支炎を引き起こすほか植物を枯らせる原因となる。

#### 一酸化炭素(CO)

不完全燃焼に伴って発生する無色、無臭の気体で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するため、頭痛、めまいなどの中毒症状を起こす。自動車排出ガス中に多量に含まれている。

#### エコマーク商品

(財)日本環境協会により環境保全に役立つと認められ、シンボルマークが付けられた商品。これにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、消費者による商品の選択を促すことを目的とする。

#### オゾン

かすかに青色をおびた気体で、大気中では放電

で、成層圏では太陽の輻射により生成される。不安定なため分解しやすく、その際発生する酸素は強力な酸化力を呈する。この酸化力を利用し、空気の浄化、脱臭、脱色、漂白などが行われる。微量は無害であるが、一定濃度(0.1～0.3ppm)以上は有害である。光化学オキシダントの主成分の一つである。

### (か行)

#### 外来種

野生生物が、本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。近年、国内外において外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例がクローズアップされている。北海道においては、ペットとして導入されたアライグマ、釣りの対象として放流されたブラックバスなどによる生態系への影響などが懸念される。

#### 化学的酸素要求量(COD)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した時に必要な酸素の量。湖沼・海域の汚濁を測る指標で、COD値が高いほど汚濁度が高い。

#### 加重等価平均感覚レベル(WECPNL)

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの略で航空機による騒音を評価するために採用された評価単位。1日に観測されたすべての航空機について、1機ずつの騒音量をすべて加算し、1日の時間で平均することで求められた量に、さらに時間帯による補正を行った値をいう。

#### 環境家計簿

消費者が楽しみながら、また家計費の節約を励みとしながら、自然に環境に配慮したライフスタイルに変えていくことができるように工夫された家計簿。具体的には、電気・ガスなどのエネルギー使用量やごみの量を記入しチェックすることにより、家庭生活に伴う二酸化炭素の排出量が計算でき、同時に家計のチェックにも役立つようになっている。また、環境に配慮した行動に役立つ情報を多数盛り込んでおり、いろいろな場面で参考にできるようになっている。

#### 環境基準

環境基本法第16条において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望まし

い基準」と定義されている。

#### 環境騒音

ある地域で、通常そこに存在する不特定多数の音源から発生する総合された騒音をいう。

#### 環境マネジメントシステム

環境負荷を継続的に減らしていくために、企業などの組織において、環境保全に向けた目標・方針に基づき、取り組みを計画的に実行・管理するシステム。ISO14001は、環境マネジメントシステムの国際規格。

#### 官能試験法

人の嗅覚によって、悪臭の程度を判定する方法。官能試験法には、食塩水平衡法、注射器法、無臭室法、三点比較式臭袋法などがある。

#### 環境ホルモン

環境ホルモンは、正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といわれるホルモン類似化学物質のことで、体内に取り込まれた場合、生体内で蓄まれている正常なホルモン作用に影響を与えることが懸念されている。

#### グリーン購入

グリーン購入とは、エコマーク商品など環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入すること。国では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を制定し、国や地方自治体等でのグリーン購入の推進を図っている。

#### グリーンマーク商品

古紙再生利用製品の利用拡大と自然環境の保護や森林資源の愛護などの意識向上を目的として、(財)古紙再生促進センターが認定したマークが付けられた商品。

#### 光化学オキシダント(0x)

大気中に窒素酸化物、炭化水素などの汚染物質が紫外線の作用で、光化学反応を起こすことによって生成されるオゾン(O<sub>3</sub>)などの酸化性物質の総称で、目や鼻のどなどの粘膜に刺激を与えたり植物に被害を与える光化学スモッグの主な原因とされている。

#### 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠かんが

い用水路その他公共の用に供される水路のこと。(水質汚濁防止法による定義)

#### こどもエコクラブ

平成7年度から環境省が小中学生を対象に推進している事業で、子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・学習を行うことを支援するものである。こどもエコクラブに参加し、様々な環境学習・活動を通して、環境を大切にすると行動力を育むことを目的としている。会員になると、活動のヒントになる会員手帳やわかりやすい環境情報などを掲載した「JECニュース」などが送られる。

#### (さ行)

#### 酸性雨

大気中の硫酸酸化物、窒素酸化物などが酸化され、この酸化物が雨水に取り込まれた結果、酸性化したものを酸性雨(pH 5.6)といい、河川や湖沼の酸性化、魚類、樹木、土壌などに影響を与える。

#### 三点比較式臭袋法

官能試験法のひとつで、東京都で研究開発され、釧路市でも昭和53年度より採用されている。無臭空気を満たした3個1組のプラスチック製の袋の1個に原臭気を注入し、数人の判定員が嗅ぎわけ、他の2個の袋と区別できなくなるまで希釈していき、その希釈倍数を求める方法。

#### 自然再生事業

過去に損なわれた自然を積極的に取り戻そうとする事業で、具体的には、湿原の回復、干潟の再生や森づくりなどを行う。単に、景観の改善や特定の植物群落を植栽するのではなく、残された自然の維持管理から良好な自然を作り出すことまで、様々な取り組みを効果的に組み合わせることで、その地域の生態系の質を高め、地域の生物多様性を回復していくことを目指している。

#### ジメチルエーテル(DME)

ジメチルエーテル(DME)とは、化学式C<sub>2</sub>H<sub>6</sub>Oで表されるエーテルで、LPガスに近い性質の可燃性ガス。燃焼しても硫酸酸化物やすすが全く発生しない環境負荷の低いクリーンな新エネルギーとして注目されている。

スプレーの噴射剤として製造されている。エネルギーとしては、ディーゼルエンジンの代替燃料、コージェネ発電燃料、ボイラー燃料、民生用燃料



(ガスコンロ等)の利用が期待されている。

#### 臭気強度表示法

においの強さを6段階に分け表示する方法。

- 0 無臭
- 1 やっと感知できるにおい
- 2 何のにおいであるか判る弱いにおい
- 3 楽に感知できるにおい
- 4 強いにおい
- 5 強烈なにおい

釧路市の悪臭物質の規制基準は、臭気強度2.5となっている。

#### 振動レベル

振動レベル計を用いて、感覚補正を通して測定した加速度レベル。単位「dB」が用いられる。気象庁震度階の無震は40~60dB、微震は60~70dB、軽震は70~80dB、弱震は80~90dB、中震は90~100dBに相当する。

#### 水素イオン濃度(pH)

酸性、アルカリ性を示す指標。7.0が中性、これより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性である。特殊な場合を除き、河川水の表流水はpH7付近にあり、海水はpH7.8~8.3付近とややアルカリ性になっているのが普通である。

#### 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物がバクテリアによって分解される時に必要な酸素の量。河川の汚濁を測る指標で、BOD値が高いほど汚濁度が高い。

#### 絶滅危惧種

乱獲や過剰採取、開発による環境悪化、外来種による生態系のかく乱など、人間の活動による影響や気候変動による急速な生息環境の変化などが原因となって、絶滅寸前に追いやられている野生動物の種をいう。

野生動物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存を図ることは重要な課題となっている。

#### 騒音レベル

人間の耳は同じ強さの音でも、周波数によって大きく感じたり小さく感じたりする。その感覚にあうような補正をした騒音計で測定した値のこと。

#### (た行)

##### ダイオキシン類

ダイオキシンの正式名称は、「ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」といい、これは、「ふたつのベンゼン環が、ふたつの酸素で結ばれている」という基本骨格をもつ塩素化合物ということ。

ダイオキシンは、物質として安定しているので分解しにくく、ごく微量でも、生物のからだに影響を与える猛毒物質。

##### 大腸菌群

大腸菌群は、人畜の腸内に存在するものと、土壌中など環境中に分布するものがあり、病原性のもので非病原性のものである。大腸菌群が検出されるということは、人畜のし尿が混入している疑いを示す。

##### 窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物は一般に、一酸化窒素(NO)と、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)両者の総称として用いられる。燃料中や空気中の窒素が高温燃焼過程で酸化され、NOが生成する。これが大気中に放出されたあと酸素と結びついてNO<sub>2</sub>となる。ボイラー、焼却炉、自動車エンジンなどが発生源で、酸性雨の原因物質の一つである。

##### 中央値(L<sub>50</sub>)

騒音計の指示値で、そのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分ずつあるようにとった値。「自動車騒音の要請限度」は中央値で評価する。

##### 等価騒音レベル(LAeq)

時間とともに変化する騒音のエネルギーを平均した騒音レベル。日本でも平成11年4月1日より「騒音に係る環境基準」は等価騒音レベルが用いられている。

##### 特定建設作業

指定地域内において、著しい騒音・振動を発生させる建設作業であって、政令で定められたものをいい、例えば、くい打ち機を使用する作業、さく岩機を使用する作業、ブレーカーを使用する作業等がある。

## (な行)

日平均値の2%除外値

1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲にあるものを除外した1日平均値の最高値をいう。

日平均値の年間98%値

1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当するものをいう。

## (は行)

富栄養化

工場排水、家庭排水、農業排水などにより、窒素、リンが増えると、藻類やプランクトンが太陽光線を受けて爆発的に増殖し、腐敗過程でさらに水中に窒素やリンが放出され、次第に栄養塩が蓄積される。この現象を富栄養化という。この状態になると、海では赤潮、湖沼ではアオコの発生がおこる。

ブルーリスト

外来種の移入・拡散を防ぐための基礎資料となることを目標として、北海道が国に先駆けて作成した外来種のリストであり、「北海道外来種データベース」として、2004年5月にインターネットで広く情報を公開した。

希少野生生物のリストが「レッドリスト」であるのに対し、外来種のリストは「ブルーリスト」と呼んでいる。

フロン

フッ素を含むメタン又はエタン系の化合物。冷媒、エアゾールなどに使う。1974年ローランド教授が「このガスが大気上層にまで拡散すると成層圏のオゾンが破壊され、そのため強い紫外線が地表に達し人間の皮膚ガンが増すだろう」と発表してから注目され始めた。

浮遊物質(SS)

粒径2mm～1ミクロンの間にある水に溶けない混濁物の総称。SS値が高くなると、水は濁り、光の透過を妨げ、水域の自浄作用を阻害し、魚類の呼吸に悪影響を及ぼすこともある。

浮遊粒子状物質、降下ばいじん

大気中に長時間浮遊している粒子状の物質のうち、粒径が10ミクロン(1cmの1,000分の1)以下のものを浮遊粒子状物質といい、主に土ほこりや石炭、石油系燃料等の燃焼で発生するばいじん、

スパイクタイヤによる道路粉じん等を指す。浮遊粒子状物質は、視程障害や、呼吸機能に影響を及ぼす。浮遊粒子状物質のうち比較的粒径の大きいものは、重力や雨、雪に吸収され降下するため降下ばいじんという。

## (や行)

有機塩素系化合物

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等の物質のことで、主に金属・機械部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている。有機塩素化合物は炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすく、発ガン性の疑いが指摘されている。

要請限度

自動車等から発生する騒音や振動が、この限度を超えて発生し、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、騒音規制法及び振動規制法の規定により、市町村長は公安委員会に道路交通法の規定による車両の通行の制限などの措置を要請できるほか、道路管理者に対しても道路の改善などの騒音・振動防止の措置を要請できる。

溶存酸素(DO)

水中にとけこんでいる酸素の量。DO値が低いほど汚濁度が高い。DO値が4～5mg/l以下になると普通の魚では永続して生息できない。

## (ら行)

ラムサール条約

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1975年に発効。イランのラムサールで採択されたことからこう呼ばれている。国際的に重要な湿地を国際協力して保全することを目的とし、水鳥の生息地としてだけでなく、湿地そのものが持つ機能・資源・価値を将来にわたり維持していこうとする条約。

日本は1980年の条約加入の際に釧路湿原を登録して以降、登録湿地を増やし、2005年11月には阿寒湖、雨竜沼湿原など20ヶ所が新たに登録になり、国内の登録地は33ヶ所となった。

釧路地域では釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、阿寒湖が登録。

## レッドリスト

国際的な自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）により、絶滅のおそれのある動植物種をまとめた「レッドリスト」が作成され、わが国の環境省でも、IUCNのレッドリストにならったリストを作成して「レッドデータブック」を編纂し、絶滅危惧種の保存に取り組んでいる。

絶滅危惧種が増加している原因のほとんどは人間活動によるものであり、その保存は、生物多様性の保全の上でも重要な課題となっている。

7. 環境行政のあゆみ（年表） 旧釧路市分

年 月	事 項	備 考
大正11年 8月	市制施行	
昭和 4年 3月	汚物掃除法が釧路市に適用される	
昭和10年 8月	釧路湿原のうち 2,700ha が「釧路丹頂鶴繁殖地」として国の天然記念物に指定	
昭和12年12月	春採湖全体が「春採湖の緋鮒棲息地」として国の天然記念物に指定	
昭和23年	し尿処理手数料条例制定	
昭和24年10月	旧鳥取町と合併	
昭和25年	塵芥処理共同施設税制定	
昭和25年	市直営ごみ収集と清掃監視事務開始	
昭和27年 3月	国の天然記念物「釧路丹頂鶴繁殖地」(2,700ha)が「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)に名称変更され、国の特別天然記念物に指定される	
昭和29年	釧路市ふん尿取締条例施行	
昭和30年 4月	釧路市清掃条例制定	
昭和33年11月	昭和し尿処理場完成（能力 54kl/日）	
昭和34年 8月	し尿収集委託業務開始	
昭和34年12月	塵芥収集委託業務開始	
昭和36年12月	別保し尿処理場完成（能力 90kl/日）	
昭和41年 4月	塵芥処理共同施設税廃止 一般家庭収集料金無料化	
昭和42年 4月	桜ヶ岡ごみ処分場使用開始（49年6月閉鎖）	
昭和42年 7月	国の特別天然記念物「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)が「釧路湿原」(5,012ha)に名称変更され、天然記念物に指定される（同年6月タンチョウが地域を定めぬ国の特別天然記念物となる）	
昭和43年 4月	新野し尿処理場使用開始（能力 100kl/日）	
昭和44年 5月	釧路市公害対策審議会設置	
昭和44年 8月	ごみ収集車の全面機械化完了	
昭和44年 9月	ごみ袋詰収集へ移行（ポリ袋の無償配布「月5枚」開始）	
昭和45年 7月	安原ごみ処分場使用開始（安原農場地区）	
昭和46年 4月	釧路市公害防止条例制定 釧路市博物館が釧路湿原総合調査を開始	
昭和47年 3月	釧路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	
昭和47年 4月	釧路市公害パトロール委員会設置	
昭和47年11月	釧路市と釧路地方総合開発促進期成会は「釧路湿原の開発と自然保護を考える」市民シンポジウムを開催	
昭和48年 3月	釧路地方総合開発促進期成会に設置された釧路湿原特別対策委員会が「釧路湿原の将来 - 開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見」をまとめる	
昭和48年 4月	新野し尿処理場増設完了（能力 合計 200kl/日）	
昭和48年 7月	し尿処理手数料の無料化実施（年4回まで 2,400以下）	
昭和48年12月	市・本州製紙株間の公害防止協定締結	
昭和49年 3月	西清掃センター（し尿関係）完成	
昭和49年 7月	第1高山ごみ処分場使用開始 市・十條製紙株間の公害防止協定締結	
昭和49年 9月	P C B 製品回収 港湾管理者・十條製紙株間に西港における港湾汚染防止に関する覚書締結	
昭和50年 7月	市・太平洋炭礦株との公害防止協定締結	
昭和51年 3月	別保処理場増設完了（能力 合計 140 kl/日） 昭和し尿処理場閉鎖 釧路地域公害防止推進計画（51～55年）策定	釧路市、白糖町、釧路町
昭和53年 4月	社会科副読本「きれいなくらし」発行	
昭和54年 3月	釧路湿原の 5,012ha が「国設クッチャロ太鳥獣保護区」に設定され、うち 3,833ha が特別保護地区に指定される	

昭和54年 8月	資源回収推進委員会の設立	
昭和55年 4月	第3高山ごみ処分場使用開始	
昭和55年 6月	釧路湿原のうち天然記念物区域及び鳥獣保護区 5,012ha が日本で最初のラムサール条約登録湿地に指定される	
昭和56年12月	釧路地域公害防止推進計画(56~61年)策定	釧路市、白糠町、釧路町
昭和57年 4月	釧路地方総合開発促進期成会に再設置された釧路湿原特別対策委員会が「釧路湿原の将来について」再検討し、国立公園化等の意見をまとめる	
昭和58年 3月	スパイクタイヤ対策協議会設置	
昭和58年10月	第2高山污水处理施設竣工	
昭和59年 4月	廃乾電池分別収集実施	
	第2高山ごみ処分場使用開始	
	ごみ週2回収集99.6%達成	
	釧路市スパイクタイヤ使用自粛指導要綱の施行	
昭和60年 5月	春採湖審議会が発足	
昭和60年 6月	春採湖調査会が発足	
昭和61年 2月	釧路市マチをきれいにする推進協議会の設立	
昭和61年 6月	ポリ袋の無償配付制度廃止	
	廃乾電池の野村興産イトム力鉱業所での処理開始	
昭和62年 1月	釧路湿原関係市町村連絡協議会発足	
昭和62年 2月	釧路地域公害防止推進計画(61~65年)策定	釧路市、白糠町、釧路町
昭和62年 4月	し尿処理手数料の有料化	
昭和62年 7月	釧路湿原が国立公園に指定される	
昭和63年 3月	釧路湿原関係市町村連絡協議会が「釧路湿原国立公園とその周辺地域の保護保全及び利用に関するマスタープラン」を作成	
昭和63年 5月	大染毛海岸ハマナス群落修復事業開始	
昭和63年10月	市・本州製紙(株)との公害防止協定失効	
	市・本州コーポレーションとの公害防止協定締結	
昭和63年12月	春採湖審議会が春採湖及び周辺の環境保全について答申	
平成元年 1月	ラムサール条約締約国会議誘致期成会設立	
平成元年 4月	国設クッチャロ太鳥獣保護区(5,012ha)が「国設釧路湿原鳥獣保護区」(10,940ha、うち特別保護地区6,490ha)に名称変更	
平成元年 7月	釧路湿原のラムサール条約登録湿地の指定区域が7,726haに拡大	
平成 2年 3月	西清掃センター閉鎖	
平成 2年 8月	高山・安原処分場産業廃棄物の受入れを制限	
平成 2年12月	北海道湖沼環境保全基本指針に基づく重点対策湖沼に春採湖を指定	
	釧路湿原国立公園の特別地域のうち9,714haが動力船等利用規制区域として指定	
平成 3年 8月	釧路市空き地管理指導要綱制定	
平成 4年 2月	春採湖環境保全対策協議会が発足し、春採湖環境保全計画を策定	
	釧路地域公害防止推進計画(3~7年)策定	釧路市、白糠町、釧路町
平成 4年 5月	資源回収推進委員会を資源リサイクル推進委員会に改編	
平成 4年 6月	釧路市生活排水指導員「Ms.クリーン」設置要綱制定	
	空き缶処理専用車(プレスカー)購入。公募愛称『缶平くん』	
平成 4年 7月	分別収集モデル地区実施(芦野、桜ヶ岡、白樺台各地区の一部)	
	生ごみ堆肥(コンポスト)化容器助成制度開始	
平成 4年12月	釧路地域が「スパイクタイヤ粉じんの発生に関する法律」による地域指定(第8次指定)を受ける	
平成 5年 3月	釧路市スパイクタイヤ使用自粛指導要綱廃止	
	釧路市スタッドレスタイヤ推進連絡協議会設置	
	釧路市ごみ処理基本計画策定	
平成 5年 4月	廃棄物堆肥化緑化実験事業(マウンド工法)開始	平成8年2月完了
平成 5年 5月	釧路湿原野生生物保護センターが開館	
平成 5年 6月	ラムサール条約第5回締約国会議が釧路市で開催	
平成 5年12月	日本製紙(株)と市との間の公害防止協定改正	H5.4十條製紙(株)と山陽国策パルプ(株)が合併し、日本製紙(株)に名称を変更
平成 6年 6月	6月5日を「環境の日」と制定(環境基本法)	
平成 6年 9月	釧路市資源リサイクルセンター(市民工房)完成	

	釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例及び同施行規則制定	
	安原ごみ処分場閉鎖	
平成 6年10月	全市一斉分別収集（可燃ごみ・不燃ごみ・有害ごみ・粗大ごみ・資源物）を試行開始	
平成6年11月	釧路地方の湿地「釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原」とオーストラリアの「クーラガング湿地とその周辺湿地」が姉妹湿地提携を締結	
平成 6年11月	東アジア・オーストラリア湿地・水鳥ワークショップが釧路市で開催	
平成 7年 1月	釧路国際ウェットランドセンター設立	
平成 7年 3月	くしろ市環境基本方針策定	
平成 7年 4月	浄化槽汚泥等の污水处理手数料が有料化	
平成 7年 7月	釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置（委員に公募 5 名参加） 廃冷蔵庫からのフロンガス回収	
平成 7年 8月	公害防止センターを閉鎖（測定・分析業務を外部委託）	
平成 7年 9月	北東アジア北太平洋環境フォーラムが釧路市で開催	
平成 8年 3月	北海道が「釧路湿原保全プラン」を作成	
平成 8年 7月	第 2 回東アジア国立公園保護地域会議が釧路市で開催 「リサイクル情報バンク」開設 （株）本州コーポレーションと市との間の公害防止協定を本州製紙（株）が承継	
平成 8年 8月	国際湿原保全釧路会議が釧路市で開催	
平成 8年10月	王子製紙（株）と市との間で公害防止協定を締結 事業系分別収集モデル事業実施（2ヶ年間）	本州製紙（株）・新王子製紙（株）が合併し、王子製紙（株）に名称を変更
平成 9年 2月	春採湖環境保全対策協議会が第 2 次春採湖環境保全計画を策定	
平成 9年 3月	環境庁が釧路湿原の国立公園指定に伴う地域経済への影響調査報告書を作成	
平成 9年 4月	釧路湿原関係市町村会議に環境庁・北海道を加えた釧路湿原国立公園連絡協議会が設立	
平成 9年 7月	春採湖水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21）策定	計画は平成 12 年度まで
平成 9年10月	「環境にやさしい店」登録制度開始	
平成10年 3月	北海道環境基本計画策定 地域レベルの湿地保全活動に関する国際ワークショップ開催	
平成10年 5月	釧路市役所の環境配慮指針策定	
平成10年 6月	釧路市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例及び同施行規則制定	
平成10年 9月	生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成10年10月	釧路支庁管内ごみ広域処理検討協議会設置	
平成10年12月	釧路市環境基本条例の制定（H11 年 1 月施行）	
平成11年 1月	釧路湿原のラムサール条約登録湿地の指定区域が 7,863ha に拡大	
平成11年 4月	資源物の収集回数を月 1 回から月 2 回に拡大 釧路市環境審議会設置	
平成11年 8月	生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成11年10月	ペットボトル・発泡スチロール製食品トレイの資源物としての収集開始	
平成11年12月	不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理開始、ごみ袋の透明化開始	
平成12年 1月	釧路市環境審議会委員に市民公募導入 資源リサイクルセンター・プラスチック再生棟完成	
平成12年 3月	釧路支庁管内ごみ広域処理基本計画策定	
平成12年 4月	電気生ごみ処理機助成制度（モニター制度）開始 釧路市版環境家計簿の配付開始	
平成12年 9月	釧路市みんなできれいな街にする条例制定	
平成12年10月	事業系ごみの分別収集開始 道設「春採湖鳥獣保護区」設定	
平成12年11月	釧路市環境基本計画素案公表。環境審議会に諮問	
平成13年 2月	釧路市環境審議会より、環境基本計画について答申	
平成13年 3月	釧路市環境基本計画策定	

	釧路支庁管内ごみ広域処理実施計画策定	
	釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会から「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」が関係機関に手渡される	
	生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成13年 4月	家電リサイクル法施行、冷蔵庫、テレビ等は民間による回収に移行 電気生ごみ処理機助成制度開始	
平成13年 7月	釧路市清掃ボランティア里親制度発足	
平成13年 9月	釧路市役所のアイドリングストップ宣言実施	
平成13年10月	釧路市グリーン購入推進基本方針、同調達方針策定 北斗銃猟禁止区域が設定される	
平成13年11月	釧路市環境マネジメントシステム運用開始 環境省「かおり風景100選」に「釧路の海霧(うみぎり)」が選ばれる	
平成14年 1月	太平洋炭鉱が閉山、市・太平洋炭礦株の間の公害防止協定失効 釧路コールマイン株発足、市・同社と公害防止協定締結	
平成14年 2月	釧路市廃棄物減量等推進審議会がごみ排出抑制方策案を提言	
平成14年 3月	釧路市役所がISO14001 認証取得 釧路市一般廃棄物処理基本計画策定	
平成14年 4月	釧路支庁管内ごみ広域処理推進協議会設立 新ごみ最終処分場の使用開始	釧路市 音別町、白糠町、 阿寒町、釧路町、鶴居村
平成14年 6月	旧ごみ最終処分場閉鎖	
平成14年 8月	広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体である釧路広域連合設立	釧路市 音別町、白糠町、 阿寒町、釧路町、鶴居村
平成15年 2月	釧路湿原自然再生事業に関する環境省案(釧路イニシアティブ) 提示	
平成15年 3月	生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成15年 4月	ごみ減量アクションプログラム策定	
平成15年 11月	自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」設立	
平成16年 3月	釧路市地球温暖化防止実行計画策定	
平成16年 6月	釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の改正(ごみ処理の有料化) 可決(平成17年4月1日施行)	
平成16年 6月	「ノーレジ袋の日」開始	
平成16年 11月	生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成17年 3月	釧路市自動車放置防止条例の制定(平成17年4月一部施行、平成17年10月全面施行) 釧路湿原自然再生協議会が「釧路湿原自然再生全体構想」を策定	

#### 環境行政のあゆみ(年表) 旧阿寒町分

年 月	事 項	備 考
明治30年	阿寒湖でマリモ発見	
大正10年 3月	マリモが天然記念物に指定	
大正14年12月	阿寒国立公園期成同盟発足	
昭和 9年 4月	阿寒国立公園指定	
昭和10年 8月	タンチョウ天然記念物に指定	
昭和25年10月	第1回まりも祭り開催	
昭和27年 3月	「タンチョウ」特別天然記念物に指定	
昭和27年 3月	「阿寒湖のマリモ」特別天然記念物に指定	
昭和32年 1月	阿寒村に町制が施行される	
昭和39年 4月	阿寒町塵芥焼却炉条例制定(阿寒湖温泉地区、雄別地区 2基稼働)	
昭和46年 4月	阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定(定額制)	
昭和50年 9月	第1回全国子供の自然と小鳥と鶴会議	
昭和50年11月	阿寒湖畔特定環境保全公共下水道事業着手	
昭和51年 2月	阿寒町塵芥焼却場使用開始(平成14年12月廃止)	
昭和52年11月	阿寒町タンチョウ観察センター開設	
昭和53年 3月	マリモ展示観察センター開設	
昭和61年 4月	阿寒湖畔下水道終末処理場供用開始	
平成 2年11月	阿寒町産業廃棄物最終処分場(第1期)設置(平成7年7月廃止)	

平成 4年12月	一般廃棄物最終処分場(ペンケナイ)供用開始	
平成 5年12月	阿寒町産業廃棄物最終処分場(第2期)設置(平成19年5月廃止)	
平成 6年 9月	阿寒町廃棄物減量等推進審議会設置	
平成 7年 3月	阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正 (ごみの分別、定額制から従量制へ移行)	
平成 8年 4月	阿寒国際ツルセンター新築落成	
平成 8年 4月	マリモ展示観察センターがリニューアルオープン	
平成 8年11月	阿寒町下水道終末処理場供用開始	
平成12年 3月	阿寒町空き缶等ごみの散乱防止に関する条例制定(平成12年7月施行)	
平成15年 4月	阿寒町一般廃棄物最終処分場(オリヨマップ)使用開始	

#### 環境行政のあゆみ(年表) 旧音別町分

大正 11年 4月	白糠郡尺別村から音別村に村名称	
昭和 34年 1月	町制施行、音別町と改称する	
昭和 43年 3月	し尿収集運搬業務委託開始	
昭和 43年 4月	「白糠町、音別町及び釧路市のし尿処理に関する事務の委託に関する規約」協議により、 音別町し尿を釧路市新野処理場に搬入開始	
昭和 44年 6月	塵芥収集委託業務開始	
昭和 49年 3月	ごみ焼却処理施設完成	
昭和 49年 4月	ごみ焼却処理施設の運転管理業務委託開始	
昭和 50年 4月	中音別埋立地供用開始(焼却灰)	
昭和 56年 7月	風連別川畔ごみ捨場閉鎖	
昭和 56年 11月	尺別埋立地供用開始(不燃ごみ・粗大ごみ)	
平成 5年 4月	音別町廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)1号基供用開始	
平成 6年 1月	音別町廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)2号基供用開始	
平成 9年 7月	家庭用コンポスト容器の購入助成事業開始	
平成 10年	尺別埋立地閉鎖	
平成 11年 1月	廃棄物再生利用施設(リサイクルセンター)竣工	
平成 11年 4月	資源物分別収集開始(缶、びん、ペットボトル、紙パック、雑誌、ダンボール、トレイ、古布)	
平成 11年 4月	リサイクルセンター運転管理業務委託開始	
平成 12年	中音別埋立地閉鎖	
平成 12年 2月	資源物分別収集モデル収集事業実施	
平成 14年 11月	ごみ焼却処理施設廃止	
平成 15年 12月	一般廃棄物最終処分場運転管理業務委託開始	

#### 環境行政のあゆみ(年表) (新)釧路市分

平成17年10月	釧路市、阿寒町、音別町と合併。(新)釧路市制施行。 合併に伴う、平成17年10月10日付各条例及び日本製紙(株)、王子製紙(株)、釧路コールマイン(株)3社との公害防止協定の失効と、平成17年10月11日付各条例の施行と日本製紙(株)、王子製紙(株)、釧路コールマイン(株)3社との公害防止協定の締結 合併に伴うごみ処理手数料の有料化実施のほか事務事業統一化	平成17年10月11日付
平成17年11月	阿寒湖がラムサール条約に登録される	
平成18年 4月	釧路広域連合清掃工場が供用開始	
平成18年 6月	春採湖ウチダザリガニ生息状況調査開始	
平成18年 8月	生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成19年 3月	春採湖環境保全対策協議会が第3次春採湖環境保全計画を策定	
平成19年 3月	ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム終了	ISO14001 認証登録は平成19年6月30日付けで辞退
平成19年 4月	市独自の環境マネジメントシステムである「釧路市エコオフィス活動」の運用を開始	6月までを暫定期間とし、7月から正式に運用



---

釧路市環境白書 平成 20 年度版

平成 21 年 3 月発行

発行 釧 路 市

編集 環境部環境政策課

〒085-8505

釧路市黒金町 7 丁目 5 番地

電話 0154-31-4535

F A X 0154-23-4651

E mail [ku140101@city.kushiro.hokkaido.jp](mailto:ku140101@city.kushiro.hokkaido.jp)

---